

平成27年 第2回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成27年6月15日開会

平成27年7月1日閉会

宿毛市議会事務局

平成27年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成27年6月15日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第13号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
(議案第3号)	
質疑	7
1 川田栄子議員	7
危機管理課長	7
川田栄子議員	7
危機管理課長	7
川田栄子議員	8
危機管理課長	8
川田栄子議員	8
危機管理課長	8
川田栄子議員	8
委員会付託省略	8
討論・表決	8
散 会 (午前10時56分)	
陳情文書表	10
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (平成27年6月16日 火曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (平成27年6月17日 水曜日)	休会

----- . . ----- . . -----  
第 4 日（平成 27 年 6 月 18 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 5 日（平成 27 年 6 月 19 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 6 日（平成 27 年 6 月 20 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 7 日（平成 27 年 6 月 21 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 8 日（平成 27 年 6 月 22 日 月曜日）

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 原田秀明議員	1 3
市 長	1 3
原田秀明議員	1 4
市 長	1 4
原田秀明議員	1 4
教 育 長	1 5
原田秀明議員	1 5
教 育 長	1 5
原田秀明議員	1 6
教 育 長	1 6
原田秀明議員	1 6
市 長	1 6
原田秀明議員	1 7
市 長	1 7
原田秀明議員	1 8
市 長	1 8
原田秀明議員	1 8
市 長	1 8
原田秀明議員	1 8

	市 長	1 9
	原田秀明議員	1 9
	市 長	1 9
	原田秀明議員	1 9
	市 長	1 9
	原田秀明議員	2 0
	市 長	2 0
	原田秀明議員	2 0
2	松浦英夫議員	2 1
	選挙管理委員会委員長	2 1
	松浦英夫議員	2 1
	選挙管理委員会委員長	2 2
	松浦英夫議員	2 2
	選挙管理委員会委員長	2 2
	松浦英夫議員	2 2
	選挙管理委員会委員長	2 3
	松浦英夫議員	2 3
	選挙管理委員会委員長	2 3
	松浦英夫議員	2 4
	選挙管理委員会委員長	2 4
	松浦英夫議員	2 4
	選挙管理委員会委員長	2 5
	松浦英夫議員	2 5
	選挙管理委員会委員長	2 6
	松浦英夫議員	2 6
	市 長	2 7
	松浦英夫議員	3 1
3	高倉真弓議員	3 1
	市 長	3 3
	教 育 長	3 4
	高倉真弓議員	3 4
	市 長	3 5
	教 育 長	3 5
	高倉真弓議員	3 6
4	山本 英議員	3 6
	市 長	3 6
	山本 英議員	3 7

市 長	3 7
山本 英議員	3 8
市 長	3 8
山本 英議員	3 9
市 長	3 9
山本 英議員	4 0
市 長	4 0
山本 英議員	4 1
市 長	4 1
山本 英議員	4 2
市 長	4 3
山本 英議員	4 3
市 長	4 4
山本 英議員	4 4
市 長	4 4
山本 英議員	4 4
市 長	4 5
山本 英議員	4 5
市 長	4 6
山本 英議員	4 6
市 長	4 7
山本 英議員	4 7
市 長	4 7
山本 英議員	4 8
教 育 長	4 8
山本 英議員	4 9
教 育 長	4 9
山本 英議員	4 9
5 山上庄一議員	5 0
市 長	5 0
山上庄一議員	5 1
市 長	5 1
山上庄一議員	5 2
市 長	5 2
山上庄一議員	5 3
市 長	5 3
山上庄一議員	5 3

市 長	5 3
山上庄一議員	5 4
市 長	5 4
山上庄一議員	5 4
市 長	5 5
山上庄一議員	5 5
市 長	5 5
山上庄一議員	5 6
市 長	5 6
山上庄一議員	5 7
市 長	5 7
山上庄一議員	5 7
市 長	5 7
山上庄一議員	5 8
市 長	5 8
山上庄一議員	5 8

延 会 (午後 3 時 3 7 分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 7 年 6 月 2 3 日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
事務局職員出席者	5 9
出席要求による出席者	5 9

開 議 (午前 1 0 時 1 2 分)

○日程第 1 一般質問	6 1
1 川村三千代議員	6 1
市 長	6 1
川村三千代議員	6 2
市 長	6 2
川村三千代議員	6 3
市 長	6 3
川村三千代議員	6 3
市 長	6 4
川村三千代議員	6 5
市 長	6 5

川村三千代議員	6 5
市 長	6 5
川村三千代議員	6 6
市 長	6 6
川村三千代議員	6 6
市 長	6 7
川村三千代議員	6 8
市 長	6 9
川村三千代議員	6 9
市 長	6 9
川村三千代議員	6 9
市 長	6 9
川村三千代議員	7 0
市 長	7 0
川村三千代議員	7 0
市 長	7 1
川村三千代議員	7 1
2 山戸 寛議員	7 2
市 長	7 2
山戸 寛議員	7 2
市 長	7 2
山戸 寛議員	7 2
市 長	7 3
山戸 寛議員	7 3
市 長	7 4
山戸 寛議員	7 4
市 長	7 5
山戸 寛議員	7 5
市 長	7 6
山戸 寛議員	7 6
市 長	7 6
山戸 寛議員	7 6
市 長	7 7
山戸 寛議員	7 7
市 長	7 7
山戸 寛議員	7 7
市 長	7 8

	山戸 寛議員	7 8
	市 長	7 9
	山戸 寛議員	8 0
	市 長	8 0
	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 1
	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 2
	山戸 寛議員	8 2
	市 長	8 2
	山戸 寛議員	8 3
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 4
3	山岡 力議員	8 4
	市 長	8 5
	山岡 力議員	8 5
	市 長	8 6
	山岡 力議員	8 6
	市 長	8 8
	山岡 力議員	8 9
	市 長	9 0
	山岡 力議員	9 1
	市 長	9 3
	山岡 力議員	9 4
4	川田栄子議員	9 4
	市 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	市 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	市 長	9 6
	川田栄子議員	9 6
	市 長	9 6
	川田栄子議員	9 7
	市 長	9 7
	川田栄子議員	9 7
	市 長	9 7
	税務課長補佐	9 7

川田栄子議員	97
市 長	98
川田栄子議員	98
市 長	98
川田栄子議員	98
市 長	98
川田栄子議員	98
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	100
市 長	100
川田栄子議員	100
市 長	101
川田栄子議員	101
市 長	101
川田栄子議員	101
市 長	101
川田栄子議員	101
市 長	101
川田栄子議員	102
市 長	102
川田栄子議員	102
市 長	102
川田栄子議員	102
市 長	102
川田栄子議員	103
市 長	103
川田栄子議員	104
市 長	104
川田栄子議員	104
市 長	104
川田栄子議員	104

市 長	104
川田栄子議員	104
市 長	104
川田栄子議員	104
市 長	105
川田栄子議員	105
市 長	105
川田栄子議員	105
延 会 (午後 3時30分)	

----- . . ----- . . -----

第 10日 (平成27年6月24日 水曜日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
事務局職員出席者	107
出席要求による出席者	107
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	109
1 野々下昌文議員	109
市 長	109
野々下昌文議員	110
市 長	110
野々下昌文議員	110
市 長	110
野々下昌文議員	111
市 長	111
野々下昌文議員	111
市 長	112
野々下昌文議員	112
市 長	113
野々下昌文議員	113
市 長	113
野々下昌文議員	114
市 長	114
野々下昌文議員	114
市 長	115

野々下昌文議員	1 1 5
市 長	1 1 5
野々下昌文議員	1 1 5
市 長	1 1 5
野々下昌文議員	1 1 6
市 長	1 1 6
野々下昌文議員	1 1 6
市 長	1 1 7
野々下昌文議員	1 1 7
市 長	1 1 7
野々下昌文議員	1 1 7
市 長	1 1 7
野々下昌文議員	1 1 8
選挙管理委員会委員長	1 1 8
野々下昌文議員	1 1 8
選挙管理委員会委員長	1 1 8
野々下昌文議員	1 1 9
教 育 長	1 1 9
野々下昌文議員	1 1 9
2 寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
市 長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 3

寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 4
市 長	1 2 4
寺田公一議員	1 2 4
市 長	1 2 4
寺田公一議員	1 2 4
市 長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
市 長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
市 長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 6
市 長	1 2 6
寺田公一議員	1 2 6
市 長	1 2 6
寺田公一議員	1 2 7
市 長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 7
市 長	1 2 8
寺田公一議員	1 2 8
市 長	1 2 8
寺田公一議員	1 2 8
市 長	1 2 9
寺田公一議員	1 2 9
市 長	1 2 9
寺田公一議員	1 3 0
市 長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 0
教 育 長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 1
教 育 長	1 3 1
寺田公一議員	1 3 1
市 長	1 3 1
寺田公一議員	1 3 2
○日程第 2 議案第 1 号及び議案第 2 号並びに議案第 4 号から議案第 1 3 号まで	1 3 2
質疑	1 3 2

1	川村三千代議員	1 3 2
	企画課長	1 3 2
	福祉事務所長	1 3 3
	川村三千代議員	1 3 3
2	原田秀明議員	1 3 3
	総務課長	1 3 4
	企画課長	1 3 4
	生涯学習課長	1 3 4
	原田秀明議員	1 3 5
	総務課長	1 3 5
	企画課長	1 3 5
	生涯学習課長	1 3 6
	原田秀明議員	1 3 6
3	山岡 力議員	1 3 6
	企画課長	1 3 6
	山岡 力議員	1 3 7
4	川田栄子議員	1 3 7
	市民課長	1 3 7
	総務課主任	1 3 7
	税務課長	1 3 8
	川田栄子議員	1 3 8
○	日程第3 議案第14号	1 3 9
	(提案理由の説明)	
	市長	1 3 9
	委員会付託省略(議案第1号及び議案第2号)	1 3 9
	委員会付託(議案第4号から議案第14号まで)	1 3 9
	散 会(午後 2時04分)	
	議案付託表	1 4 0

----- . . ----- . . -----  
第11日(平成27年6月25日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第12日(平成27年6月26日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第13日(平成27年6月27日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第14日(平成27年6月28日 日曜日) 休会

第15日（平成27年6月29日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第16日（平成27年6月30日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第17日（平成27年7月1日 水曜日）

議事日程	141
本日の会議に付した事件	141
出席議員	141
欠席議員	142
事務局職員出席者	142
出席要求による出席者	142
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第14号まで…	144
（議案第1号）	
討論・表決	144
（議案第2号）	
討論・表決	144
（議案第4号から議案第14号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	144
総務文教常任委員長	145
産業厚生常任委員長	146
質疑・討論・表決	146
○日程第2 議案第15号	
（提案理由の説明）	
宮本有二議員	147
質疑	147
委員会付託省略	147
討論・表決	147
○日程第3 陳情第1号外3件	
（陳情第1号及び陳情第2号並びに陳情第4号）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	147
質疑	148
（陳情第1号及び陳情第2号）	
討論	
川田栄子議員（反対）	149

山本 英議員（賛成）	1 4 9
山岡 力議員（反対）	1 5 0
野々下昌文議員（賛成）	1 5 2
山戸 寛議員（反対）	1 5 5
寺田公一議員（賛成）	1 5 7
表決	1 5 8
（陳情第 4 号）	
討論・表決	1 5 8
（陳情第 3 号）	
継続審査	1 5 8
○日程第 4 委員会調査について	1 5 8
継続調査	1 5 8
○日程第 5 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号	1 5 8
（意見書案第 1 号）	
（提案理由の説明）	
山戸 寛議員	1 5 8
（意見書案第 2 号）	
（提案理由の説明省略）	
質疑	1 5 9
委員会付託省略	1 5 9
討論・表決	1 5 9
○日程第 6 選挙管理委員及び補充員の選挙について	1 6 0
表決	1 6 0
（閉会あいさつ）	
市 長	1 6 0
閉 会（午前 1 1 時 2 8 分）	
委員会審査報告書	1 6 3
陳情審査報告書	1 6 6
閉会中の継続審査申出書	1 6 7
閉会中の継続調査申出書	1 6 8
意見書案第 1 号	1 7 1
意見書案第 2 号	1 7 3

— — — — — ● ● — — — — —

付 録

一般質問通告表	付— 1
議決結果一覧表	付— 5
議 案	付— 5

陳 情..... 付— 6

平成27年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成27年6月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第13号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 3号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第 6号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について

議案第 7号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 市道路線の認定について

議案第 9号 市道路線の認定について

議案第10号 市道路線の認定について

議案第11号 市道路線の認定について

議案第12号 あらたに生じた土地の確認について

議案第13号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第13号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君

2番 川村 三千代 君

3番 原田 秀明 君

4番 山岡 力 君

5番 山本 英 君

6番 高倉 真弓 君

7番 山上 庄一 君

8番 山戸 寛 君

9番 岡崎 利久 君

10番 野々下 昌文 君

1 1 番 松 浦 英 夫 君                      1 2 番 寺 田 公 一 君  
1 3 番 宮 本 有 二 君                      1 4 番 濱 田 陸 紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長      朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長      沢 田 美 保 君  
兼 調 査 係 長  
議 事 係 長      柏 木 景 太 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長              沖 本 年 男 君  
副 市 長          安 澤 伸 一 君  
企 画 課 長      出 口 君 男 君  
総 務 課 長      河 原 敏 郎 君  
危機管理課長      楠 目 健 一 君  
市 民 課 長      立 田 ゆ か 君  
税 務 課 長      岩 本 昌 彦 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長      山 下 哲 郎 君  
保健介護課長      和 田 克 哉 君  
環 境 課 長      児 島 厚 臣 君  
人権推進課長      滝 本 節 君  
産業振興課長      黒 田 厚 君  
商工観光課長      山 戸 達 朗 君  
土 木 課 長      川 島 義 之 君  
都市建設課長      中 町 真 二 君  
福祉事務所長      佐 藤 恵 介 君  
水 道 課 長      金 増 信 幸 君  
教 育 長          立 田 壽 行 君  
教育次長兼  
学 校 教 育 課 長      沢 田 清 隆 君  
生涯学習課長  
兼 宿 毛 文 教  
セ ン タ ー 所 長  
学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長      桑 原 一 君  
千 寿 園 長      杉 本 裕 二 郎 君  
山 岡 敏 樹 君

農業委員会  
事務局 局長  
選挙管理委員会  
事務局 局長

岩 田 明 仁 君

河 原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成27年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において原田秀明君及び山岡 力君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月11日、議会運営委員会を開会いたしました。今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から7月1日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から7月1日までの17日間といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7月1日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月26日に開催されました第77回四国市議会議長会定例総会において、西郷典生君が議員24年以上の特別表彰、濱田陸紀君が議員20年以上の特別表彰、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君が、議員16年以上の特別表

彰、浅木 敏君、中平富宏君が、議員12年以上の特別表彰、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君が、議員8年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日まで、陳情4件を受理いたしております。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、6月8日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成26年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書、平成27年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成26年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されていますので、お手元に配付いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成27年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

先ほど、議長より報告がございましたように、本市議会の議員並びに前議員の皆様の中で、10名の方が、長年にわたる御功績に対しまして、

四国市議会議長会より表彰を受けられましたことはまことに喜ばしく、心よりお喜びを申し上げます。

受賞されました皆様におかれましては、今後とも市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細は、お手元にお配りしております資料のとおりでございます。

報告第2号は、平成26年度宿毛市一般会計予算繰越明許費として、南海地震対策整備事業ほか24事業、総額9億3,650万2,000円を繰越計算書のとおり、平成27年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

次に、平成26年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料をお配りしておりますので、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、財政調整基金から4億2,919万142円の繰り入れを行ったことにより、実質収支は約2億8,773万円の決算となり、剰余金として、改めて2億円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となりましたが、国民健康保険事業は、基金残高が510万円と残りわずかとなり、運営が非常に厳しい状況となっております。

また、学校給食事業特別会計につきましては、給食費の未収金による赤字額は減少したものの、平成19年度から8年連続の赤字決算となっております。

今後も、南海地震対策関連の事業等、多くの予算を必要とするため、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第13号まで」の13議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 御提案申し上げます議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成26年度決算に伴い、給食費の未納金について、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、32万1,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

内容につきましては、9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、新委員として乾均氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第3号及び議案第4号は、平成27年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

議案第3号につきましては、総額で3億9,810万円を追加しようとするものです。

歳入で増額するものは、市債3億9,800万円、基金繰入金10万円となっております。

歳出で増額するものは、総務費で、防災情報

伝達システム整備事業費3億9,810万円を計上しています。

内容につきましては、老朽化したアナログ防災行政無線を株式会社NTTデータの防災情報伝達システムへ移行するため、基本システムの構築や屋外子局等の整備を行おうとするものでございます。

今回の整備により、屋外子局の配置を、現行の沿岸部だけでなく、平田、山奈、橋上地区についても、消防団招集用モーターサイレンが設置されている箇所を基準に整備するとともに、市民の方々の携帯電話にも、火災等の災害情報が配信できるようになります。

議案第4号につきましては、総額で1,516万1,000円を追加しようとするものです。歳入で増額する主なものは、国庫補助金549万5,000円、市債1,690万円となっております。

また、歳入で減額する主なものは、県補助金603万9,000円、基金繰入金419万5,000円などです。

歳出で増額する主なものは、総務費では、旧県立宿毛病院跡地用地購入及び整備工事費として、総額で1,500万円、社会保障・税番号制度システム整備委託料802万3,000円、衛生費では、斎場自家発電装置整備工事費1,296万円、農林水産業費では、山地災害防止工事費2,001万円を計上しています。

また、歳出で減額する主なものは、民生費では、あったかふれあいセンター事業委託料2,741万1,000円、労働費では、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料833万4,000円、農林水産業費では、宿毛市産業祭実行委員会補助金500万円、観光費では、宿毛市観光協会運営補助金710万円を計上しています。

議案第5号は、平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

総額で5,840万円を追加しようとするものです。

主な内容につきましては、上水道及び東部広域簡易水道配水管整備事業費を減額し、簡易水道配水管整備事業費を増額しようとするものでございます。

議案第6号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国に準じて宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、国民健康保険税の課税の特例の施行期日を変更しようとするものです。

議案第7号は、「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、半島振興法の一部を改正する法律及び地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。具体的には、適用期限を平成29年3月31日までに2年間延長するとともに、対象業種を新たに追加するものです。

議案第8号から11号までの4議案は、「市道路線の認定について」です。

内容につきましては、横平山田線、横平山田4号線、横平山田5号線、横平山田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号は、「あらたに生じた土地の確認について」、議案第13号は「あらたに生じた土地の字の区域の画定について」でございます。

内容につきましては、県道安満地福良線改良

工事に伴い、宿毛湾港区域内及び栄喜漁港区域内における公有水面に新たな土地が生じたため、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申しあげました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（岡崎利久君）** これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

-----

午前10時48分 再開

**○議長（岡崎利久君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号を先議いたします。

これより、議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番川田栄子君。

**○1番（川田栄子君）** 質疑をさせていただきます。

第3号議案についてでございますけれども、高額なお金ですので、7月1日の表決でもいいのではないかと思いますけれども、なぜきょうなのかという説明をお願いいたします。

**○議長（岡崎利久君）** 危機管理課長。

**○危機管理課長（楠目健一君）** おはようございます。危機管理課長、川田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の8ページ、第2款総務

費、第1項総務管理費、12目防災対策費、15節工事請負費の防災情報伝達システム整備事業費3億9,810万円の計上予算でございますけれども、なぜこの時期かという御質問でございます。

そもそも、計上に至るまでの経過としまして、昨年度、この防災行政無線の更新の基礎調査を実施しまして、さまざまなシステムが示されました。

その中で、市長、副市長、以下関係課とも協議した結果、整備費用やメンテナンス費用、さらに災害時の復旧スピード、システムの拡張性等を勘案しまして、NTTの情報伝達システムを活用するのが最も有効であるという結論に至りまして、平成27年度の整備が急ぎよ決定をいたしました。

それで、7月から工事に入るわけですがけれども、これ以降になりますと、来年の5月31日に消防団の招集無線、この無線が活用できなくなります、それ以降は。そのために、7月から、どうしても工事に入る必要がありまして、今議会に計上させていただきまして、議決をいただきましたら、7月から工事に入りまして、来年早々には工事が完了しまして、4月からは、運用を開始をできるものと見込んでおります。

そのために、今回の計上とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 1番川田栄子君。

**○1番（川田栄子君）** この多額のお金を使って、市民の皆様にとどのような影響というか、プラスになるのでしょうか、教えてください。

**○議長（岡崎利久君）** 危機管理課長。

**○危機管理課長（楠目健一君）** 危機管理課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

今回、整備する防災情報伝達システムでございますけれども、これまでは、沿岸部しか防災

行政無線の子局がありませんでした。今回、平田、山田、橋上地区についても、整備をすることで、いろいろ、例えば土石流なんか、いろいろ災害等がありますけれども、土石流なんかの状況、あるいは水のかさが増したときに、避難の勧告・指示等が的確にできるものというふうを考えておまして、これまで以上に、防災意識、あるいは防災の状況を、市民の方に伝えることはできるというふうを考えておまして、今回、整備をすることにいたしました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） きょう予算が通りましたら、議会のほうで通りましたら、あと仮契約とか、そういう契約の流れとしては、どのようになっているのか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、川田議員の再々質疑にお答えをいたします。

まず、本日、予算議案が議決をされました、この後、株式会社NTTデータと仮契約を締結いたします。その後、仮契約を締結することで、契約の相手方等が特定できますので、それをもとに、契約締結議案を提案をさせていただきます。

それが議決されましたら、正式に契約の締結という流れになります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 最後となりますけれども、近くの類似都市では、このシステムを使っているのはどこか、教えてください。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、川田議員の再々質疑にお答えをいたします。

このシステムが導入されている自治体でござ

いますけれども、埼玉県東秩父村というところ1カ所でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 以上で終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第3号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月16日から6月19日までの4日間は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月19日までの4日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月16日から6月21日までの6日間休会し、6月22日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時56分 散会

陳 情 文 書 表

平成27年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1 号	平成 27. 5. 11	集団的自衛権の行使を具体化する 法案については廃案にすることを 求める意見書の提出について	平和行進高知県実行 委員会代表委員 田口朝光 他3名	総務文教
第 2 号	平成 27. 6. 3	「安全保障関連法案」の制定の中 止を求める意見書の提出について	高知自治体労働組合 総連合 執行委員長 筒井敬二	総務文教
第 3 号	平成 27. 6. 5	国の教育予算を増やして「高校無 償化」を復活し、給付制奨学金の 確立を求める意見書の提出につい て	幡多教職員組合 組合長 矢野川 研	総務文教
第 4 号	平成 27. 6. 5	「先生のいない教室」・教職員不 足を解消するために、臨時教職 員・正教職員確保のための一層の 施策充実を求める意見書の提出に ついて	幡多教職員組合 組合長 矢野川 研	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成27年6月15日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成27年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成27年6月22日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年 男 君
副 市 長	安澤 伸 一 君
企画課 長	出口 君 男 君
総務課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会委員長	野口孝夫君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

去る6月17日に開催されました第91回全国市議会議長会定例総会におきまして、濱田陸紀君が議員20年以上の特別表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様もおはようございます。

3番、原田秀明でございます。初めての一般質問でございますので、市民の皆様とともに、明るい夢を追いかけていきたい、そんな思いで最初の質問をさせていただきます。

まず、初めに、東京オリンピックに向けた宿毛市の取り組みについてでございます。

5年後に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けて、東京から離れた地方でも、事前合宿の誘致や、選手の育成、施設の改修や地場産品の世界への売り出しなど、オリンピックを取り巻くさまざまな挑戦が進んでおります。

このチャンスに、宿毛市も何らかのオリンピックの遺産を、今後残せていけるように、夢を持って、今、行動していくべきではないかと思ひまして、質問をさせていただきます。

国では、ことしの10月には、スポーツ庁が設置されることや、高知県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連推進プロジェクトチームを発足しておりまして、高知県からの御提案などができることや、新聞にもご

ざいでしたが、五輪効果を地方に普及させるための310市町村連合のような組織も発足されているようでございます。

活用できる組織や、ツールはたくさんございます。そのような中で、東京オリンピック効果を求めて、今後、何らかの行動を起こすお考えがあるのか。または、既に取り組んでいることがあるのでしょうか。

まずは、スポーツの分野でのお考えなどございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 皆さん、おはようございます。原田議員の一般質問にお答えをする前に、先ほど、議長から御報告がございましたように、濱田議員が全国市議会議長会において、特別表彰を受けられたということは、御本人はもとより、宿毛市にとっても、大変名誉なことであり、心よりお喜びを申し上げます。

濱田議員におかれましては、これからも宿毛市発展のために御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、原田議員の質問にお答えをいたします。

今回の東京オリンピックの開催決定を受け、世界各地からオリンピックに参加する選手は、開催される国で事前強化合宿等が行われることが予想され、日本国内において、事前合宿の誘致に向けた検討が行われている状況であります。

御承知のとおり、宿毛市には2002年よさこい高知国体の会場となりました総合運動公園や野球場など、数多くの体育施設がございます。しかしながら、オリンピックにおける事前強化合宿等の練習会場についても、競技ごとに細かな施設に関する規準等がございます。

また、事前強化合宿の誘致活動においても、誘致を希望する自治体が、主体的に行うこととなつておりますので、本市が単独で誘致活動等、

全てを行うことは、言葉の面などにおいても、なかなかハードルが高い状況ではないかと思えます。

しかしながら、オリンピック参加選手の招致は、スポーツの振興の面から考えても、大変貴重な取り組みではないかと考えておりますが、宿毛市単独では、厳しい面もあるかと思えますので、高知県と連携を図る中で、受け入れ可能な競技を模索し、オリンピック選手の受入態勢をとれないか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

高知県からの御提案や、310市町村連合などの事例もある中で、地場産品などの売り出しなどの、産業振興の分野でのお考えなどもありますようでしたらお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

次に、地場産品の売り出し等についての御質問でございますが、質問議員が言われますように、高知県におきましても、オリンピック等に関する情報収集、国等への提案などを検討する、各部局を横断したプロジェクトチーム、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催推進プロジェクトチームは、平成26年2月に発足し、日本の木の文化や、全国各地での合宿、日本の食、多様な自然文化などを国に対して、提言も既に行われているところでございます。

本市の地場産品、特に1次産品において、1次産品をオリンピックで活用していただく取り組みを進めるに当たっては、これまでの生産流通形態等を考えた場合に、市町村独自で取り組みを進めていくのではなく、高知県全体が一体となって、取り組みを進めていくことが、より

効果が上がるものと考えております。

現在、1次産品等の活用につきましては、特段の取り組みが進められているわけではございませんが、先ほどのスポーツ分野での質問でもお答えいたしましたように、今後、高知県と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、質問議員が言われました310市町村連合、正式には2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合でございますが、観光振興や特産品の販路拡大などを目的として発足されており、本県におきましては、高知市、須崎市が知名度アップ、インバウンド観光の推進、海洋スポーツの発信などを目的に、参加をしております。

現在、本市におきましては、当首長連合には参加はしておりませんが、今後、状況を見ながら、本市にとりまして、有用であると判断した場合には、参加の検討もしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

このようなときに、すぐチャレンジできるような体制を、日ごろからもっていただければ、何かあったときには、すぐチャレンジできると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このオリンピックは東京だから、遠い宿毛には関係ないなんて諦めないで、やっていただきたいと思っております。

過去には、近鉄バッファローズや日本生命のキャンプが、市民の誇りであったように、スポーツは市民の皆様を心を高揚させる力がございます。ぜひともオリンピック関連の取り組み、まだ間に合うと思っておりますので、市民の皆様と

もに、夢を追いかけながら、取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

スポーツ振興室についてでございますが、現在、2年目を迎えましたスポーツ振興室ですが、業務の中でも、特に宿毛市と外の世界をつなぐ、スポーツ全般のエージェント的な業務を積極的に行っていくべきではないかと思っております。

もちろん、そのような指示はなさっていると思いますが、振興室となってからの誘致活動や、情報収集活動など、外向けに行った実績や回数などございましたら、お聞かせください。

**○議長（岡崎利久君）** 教育長。

**○教育長（立田壽行君）** おはようございます。原田議員の御質問にお答えをいたします。

昨年、設置をいたしました生涯学習課スポーツ振興室につきましては、御案内のとおり、スポーツ大会やスポーツ活動を誘致することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大や、技術力の向上、あるいは地域振興に取り組んでおります。

活動実績といたしましては、主に宿毛花へんろマラソン終結後の新たなマラソン大会として、これまでの大会からリニューアルさせた宿毛マラソンを開催をいたしまして、28都道府県から685名のランナーに参加をいただきました。

また、総合運動公園や野球場において、新たに合宿等の誘致活動として、14団体に誘致活動や情報収集を行いました。そのうち、昨年度、新たに日本ウェルネススポーツ大学公式野球部の合宿につながっており、日本ウェルネススポーツ大学公式野球部は、時期をかえまして、昨年度内に2度の合宿に来ていただいております。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 3番原田秀明君。

**○3番（原田秀明君）** ありがとうございます。

これからだと思います。

例えば、県の大阪事務所や東京事務所とか、観光コンベンション協会のスポーツ部などがございます。

その他、民間のスポーツ団体様などと、積極的に接触していただきますと、さまざまな、こちら側で考えている以上の情報を得ることもできます。

行動すれば、必ず成果がついてきますので、これからだと思っております。今以上にお客様を呼び込むためにも、今まで考えていた枠から飛び出して、誘致活動やネットワークづくりなど、積極的に行って、交流人口の拡大に努めていっていただきたいと思っております。

続きまして、前年度の宿毛市のスポーツ大会開催補助金など、2種類ほどあったと思いますが、それらの活用実績をお聞きしたいのですが、活用された種目や人数、総額、既存の団体か新規かなど、おわかりでしたらお聞かせください。

**○議長（岡崎利久君）** 教育長。

**○教育長（立田壽行君）** お答えをいたします。

スポーツ大会等開催に係る支援補助金につきましては、スポーツ合宿に伴うものと、スポーツ大会開催に伴うものの2種類がございます。

両方の支援ともに、補助金の支給要綱といたしまして、宿泊数の基準を設けて、支援を実施いたしております。

まず、スポーツ合宿についてでございますが、宿毛市スポーツ合宿支援事業費補助金についてですが、支援を始めたのは平成25年度からでございます。補助の要件といたしまして、1回の合宿につき、宿泊数が延べ200泊以上の合宿に支援をしております。

平成26年度の利用状況は、野球の既存団体3団体、新規の団体1団体の計4団体で、延べ1,962名の方の宿泊人数がございました。総額55万円の補助を行っております。

平成25年度に比べまして、補助対象となった団体数に増減はございません。

次に、スポーツ大会開催に対する宿毛市スポーツ大会等開催支援事業費補助金につきましてですが、こちらの支援は、平成26年度から支援を始めたばかりで、補助の要件として、一つの大会につき、合宿数が延べ150泊以上の大会に支援をいたしております。

開始年度であります平成26年度には、ともに新規の大会としてスタートをいたしましたレスリング大会と、バスケットボール大会の2大会がこれに該当をしております、延べ303名の宿泊人数がございました。総額15万1,500円の補助を行っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

このインセンティブ事業は、スポーツ振興には欠かせないものと思っております。

去年でしたか、最低宿泊数を150泊まで下げて、若干、使いやすいものになったということは評価されるところでございますが、新規の誘致や、競技種目によっては、さらに宿泊数を下げたり、ユーザーが望む柔軟な対応をして、参加人数や予算だけでは獲得できない、図れない、将来的な利益も常に予想をして、インセンティブ事業を使っていくべきだと思いますが、それについてお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市といたしましては、スポーツ大会等開催にかかわるこの二つの支援補助金が、競技団体等が活用しやすいものでなくてはならないと考えております。

特に、大会開催補助金につきましては、実施主体となる各競技団体の方々の御意見を伺いな

がら、財政状況も考慮して、制度の改正も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

大会開催補助金のほうは、私の知るところでは、赤字補填だけのような感じもありますので、ばらまいてとは申しません、使っていただくためのものですから、ぜひ、誘致の呼び水になるような、来ていただけるために使えるようなものになるように、そのあたりも考えて、要綱の再検討などしていただければと思っております。

それでは、続きまして、スポーツ施設の整備についてでございます。

市内のスポーツ施設の整備についてでございますが、スポーツ振興をするのであれば、前に質問させていただきました誘致活動や、インセンティブ事業とセットで、ユーザー目線の施設整備も必要となると考えられます。

例えば、今の宿毛市では、テニスコート、そして野球場、レスリング、体育館など、現在ある施設にもう少し手を加えることによって、新しい大会の開催や、キャンプの誘致、選手の強化などをさらに進めていくことが可能になるのではないかと、各競技の関係者の皆様は、具体的な考えも持っているようでございます。

もちろん厳しい財政事情の中では、施設の整備は困難をきわめるところではございますが、利用者のニーズに合った整備を行って、未来に備えていくべきだと考えます。

市長のお考えなどございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

原田議員からの御提案のように、現状のスポーツ施設に手を加え、リニューアルや拡張する

などにより、新たな合宿や大会の開催に向けての誘致につながるのではないかと考えています。

先ほども御紹介いたしましたように、宿毛市には、総合運動公園を初め、野球場、テニスコート、武道館など、さまざまな体育施設がございます。

これらの体育施設の中には、老朽化等で規模の大小はありますが、修繕が必要な状況となっております。今議会にも、平田公園テニスコートの修繕工事費を計上させていただいております。

また、野球場につきましても、毎年のように、プロ野球選手や、大学生等が合宿に来ていただいておりますが、屋内練習場を含め、建設から40年を経過し、老朽化も進んでおり、必ずしも十分な受入態勢が整っているとはいえない施設状況となっております。

厳しい財政状況のもと、現状では、現有施設の修繕を行うことにより、活用している状況ではありますが、スポーツ振興にとりまして、施設の整備は必要不可欠と考えておりますので、利活用しやすい施設整備に、今後とも取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

大規模施設で財政の消耗戦まではする必要はないと思いますが、施設については、競技者は相当シビアな目で見えております。利用者から、宿毛市が選ばれるツボと伺いますか、こちらもそれを敏感に感じ取っていただいて、施設整備を考えていただければと思っております。

最後に、まとめの質問になりますが、地方創生総合戦略と、スポーツ振興についてでございます。

このスポーツ振興室でございますが、スポー

ツ振興から得られるさまざまな効果を期待して、市長が、昨年発足させたセクションだと思いますが、これからの市長の力のかけ方次第で、今後の組織力と実績が大きく左右されることとなるでしょう。

誘致活動やネットワークづくりなどで得られる成果、他の市町村と違う特徴を出したインセンティブ事業、そして競技者目線の施設整備などは、まさにそのまちの独自性が重要視されている地方版総合戦略にふさわしいのではないのでしょうか。

今以上に振興室に専門性を持たせ、スポーツの分野からも、宿毛市創生の取り組みをしていくべきと思いますが、市長の地方創生総合戦略と、スポーツ振興のお考えなどございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

スポーツ振興室の取り組みといたしましては、スポーツを通じた交流人口の拡大と、地元の生涯スポーツの振興、そしてスポーツを通じて、人が集まる仕組みづくりに取り組んでおります。

今後においても、先ほど、御質問いただいたスポーツ合宿や、スポーツ大会等の開催への支援補助金を活用していただき、スポーツ団体が本市で活動していただくように、取り組みを継続してまいりたいと考えております。

また、今後は、補助金だけではなく、合宿や大会開催が行いやすいように、磨き上げができないか、総合戦略の策定において、現在、検討を行っているところでございます。

また、宿毛マラソンのように、市民の方々が積極的に運営やボランティアで参加していただくような、市民総参加型のスポーツイベントを開催し、宿毛市民をあげて、スポーツ選手を歓迎する、スポーツを通じたまちづくり活動にも、今後は取り組んでまいりたいと、このように考

えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

スポーツ振興は、地域経済に直結するものですから、日本中、どこの市町村もスポーツ振興、必死に取り組んでおります。

他との競争に負けないような、一步先をいくような取り組みを、これからしていただくことをお願いして、スポーツ振興の質問を終了させていただきます。

続きまして、小深浦の高台整備についてでございます。

過去にもこれに関する質問が複数回あったようですが、市民の皆様には、不確定な情報がひとり歩きしているようでもございます。

改めて質問をさせていただきますが、まずは、この事業でどのような整備が行われるのか、簡単にお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 続きまして、小深浦の高台整備について、簡単にお答えをいたします。

当整備は、国の都市防災総合推進事業を利用し、大規模な災害発生時の避難場所及び南海トラフ巨大地震後に想定される長期浸水時に、仮設住宅等の2次避難場所へ移動するまでの間、避難生活を営むことのできる広場の整備を目的としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただきます。

この高台整備の現在の進捗状況と、終了の予定の時期をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小深浦の高台整備の現在の進捗状況と、完成の予定時期について、お答えをいたします。

この事業は、平成25年度から、土地鑑定評価、測量設計、用地取得に着手し、用地取得は、約9割完了しております。

今年度は、林地開発など、関係機関との協議を終えた後、工事に着手する予定です。完了予定につきましては、用地取得の進捗、国の予算割り当てなど、不確定な部分もあり、市の財政状況も考えると、数年はかかると思われます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

これが、市民の皆様にお伝えできる、現在の情報でよろしいということですね。数年かかるということで、数年というのは、一、二年なのか、何年なのか、ちょっと想像が付きませんが、

これを踏まえて、整備後の利用計画について伺いますが、小深浦の高台の整備は、給食センター、あるいは小・中学校用地、そして保育園、防災用地、こういうものを計画しているところでございます、と市長は、過去におっしゃっていましたが、このことで、特に、保育園などの子育て世代の皆様を中心に、多くの方々がこの公共施設、いわゆる保育園や小学校などの高台移転の動きがあることを、強く期待しております。

しかし、ここで活用される都市防災総合推進事業の予算には、利用目的の制限が必ずあると思います。

多目的な施設建設が決まった段階で、所管の異なる省庁間の調整を図りながら、検討や交渉を行っていくというようなことで、本当に大丈夫なのでしょうか。

または、ある一定の計画や裏づけがあつてのことなんでしょうか、この辺をお聞かせくださ

い。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

整備後の利用計画についてでございます。原田議員の御質問のとおり、小深浦の高台整備は、有利な補助事業を模索する中で、都市防災総合推進事業を利用した避難広場を整備をしております。

このため、昨年12月議会の答弁でも申し上げておりますけれども、さまざまな公共施設の移転等の計画が決まった段階で、関係省庁と協議をしていく必要があります、その際には、一部、返還金が発生する可能性がございます。

しかしながら、現時点では、この地域に避難場所の整備が急務であることに加え、将来に向け、さまざまな可能性のある形で整備していくことによって、行政側の柔軟な対応ができるものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

まずは、今、行っている事業と、その後の計画をしっかりと分けて、市民の皆様にお伝えしていただかないと、皆さんも期待もしますし、誤解も招くこともあります。

あす起こるかもしれない災害でございます。高台整備が一日も早く実現されて、その後の計画が順調に進むように、今回は期待を込めて、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、津波が予想されるエリアの国土調査についてでございます。

南海トラフ地震については、東日本大震災と比べ、津波による浸水面積は約1.8倍、浸水域内人口は、約2.6倍とされているようですが、津波被害へのさまざまな対策の緊急性が特に高くなる中、国土調査が実施されていない地域では、早急な土地境界の明確化が重要視され、

国土調査を確実に推進していくことが重要になるといわれております。

まさにその渦中にあります宿毛市でございますが、宿毛市内で津波被害が予想される地域での国土調査の実施状況をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

続いての国土調査につきましては、東日本大震災を契機に、国土調査が被災後の迅速な復旧、復興に貢献することが確認され、宿毛市においても、南海トラフ地震の津波浸水想定区域での国土調査推進が重要であると考えております。

宿毛市の海岸沿いの実施状況は、藻津から高砂まで完了して、大島と坂ノ下以南の区域は、未実施になっており、津波に浸水想定区域125ヘクタールのうち、実施済区域は49%の61ヘクタール、未実施区域は51%の63ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

再質問です。

大島から栄喜まで、街もまだだと思んですが、海岸沿いといたしますか、これらのところが実施されていない、おこなっている理由などがもしあるようでしたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

本事業は、土地所有者により、土地境界等を1筆ごとに確認していただくものであり、多くの時間や人員が必要となってまいります。

また、従前は、調査実施に際し、測量工程において、国土地理院が設置する測量基準点が必要であり、この測量基準点が市内全域において、少ない状況にありました。

新規に測量基準点を設置するためには、国土

地理院へ要望し、設置利用可能となるまで、最短でも3年程度を要することもあり、隣接する地域を順次、計画的に進めていくことが最も効率的かつ効果的であると考え、さらには、大字単位の事業区域を設定することで、沿岸部から山間部までを同一年度に調査できるよう計画し、藻津地区から東へ調査を進めてまいりました。

近年では、公共事業の用地取得を容易にするため、高規格道路中村宿毛線の計画区域である和田地区から東の区域で実施してきたことも、海沿いでの進捗が進んでいない理由といえます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

津波の被害と国土調査がどのような関係にあるのだろうか。国土調査の概要を知る人にとっては、決して難しい話ではございませんが、実は、私もそうだったんですけれども、特に私から下の世代の人たちでは、国土調査の意味や重要性、住民のメリットやデメリットなど、十分に理解していないどころか、用語すら耳にしたことがないという話も、実はよくあります。私もそうでした。

そこで、次の質問でございますが、国土調査が完了していないと、震災後の復興が出来るのか、実は、現在の図面では、もとどおりにならないこともあるなど、少なくとも、市は市民の皆様へ国土調査制度そのものや、その重要性などを、適切な情報提供を今以上に行っていくべきと思っております。

正しく伝えないことが、調査の未実施や筆界未定などの、根本的な原因でもあり、各方面でもいわれております。

そして、詳しくは、私も存じ上げませんが、国土地理院が設置する基準点のようなものですね、先ほど市長がおっしゃいました基準点のようなものが必要だった測量方法も、ことしの4

月から、物理的には調査しやすくなったとも聞いております。

以上を踏まえて、津波の被害が予想される地域への今後の国土調査の実施について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今後の国土調査実施については、今年度に宿毛、与市明の一部を予備調査をし、4年から5年かけて、現地調査する計画になっており、次の国土調査区域については、各種の事業を考慮する中で、優先順位を踏まえて決定し、市民の皆様にも理解を求めて、実施していきたいと考えております。

機会あるときに、できるだけ情報の提供をしながら、進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

調査エリアや実施の優先順位などもあるということは、以前からお答えになっていることは、十分認識しております。

しかし、社会情勢がその都度変わってきますし、再度、市民の皆様へ、国土調査の必要性とか、実施状況などをお伝えしながら、市民の財産を守るために、津波が予想されるエリアの国土調査を、早く進めるべきと、もう一度、あえて言わせていただきまして、一般質問の全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時51分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。11番、松浦でございます。

4月26日に投開票された市議会議員選挙におきまして、この議場も5人の新人議員を迎え、フレッシュな感をいたすところでございます。

そしてまた、私自身、身に余る御支持をいただき、3たびこの場に立つことができました。まさに身の引き締まる思いであります。

この選挙戦を通じて、市民の皆さんから市政に対する貴重な御意見や、考えを聞くことができました。私自身、市民と市政のパイプ役としての任務、また市民の声を市政に反映していくという、初めて市議会議員選挙に立候補したときの初心を忘れることなく、心も新たにしながら、これから4年間、全力で頑張る決意でありますので、執行部の皆さん並びに同僚議員の皆さんの御指導をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

先に行われました市議会議員選挙における投票率が低下をいたしております。このことについて、大変危惧をしますので、何点か、選挙管理委員会にお伺いをいたします。

今回の選挙における投票率は、前回の選挙に比べ、5.56ポイントも下がり、71.01%でありまして、これは、これまで17回行われました市議会議員選挙で、最低の投票率となりました。これまでの最高投票率は、昭和41年4月24日に執行された第4回の選挙でありまして、このときは、93.64%でありました。

選挙を行うたびに、投票率は下がり続けておるのが実態であります。市民にとりまして、一番身近で、非常に関心が強いはずの市議会議員選挙において、このように投票率が低下するこ

とについて、私としては、市民と議会の溝が深まっておるのではないかとも思っておりまして、大変心配するところであります。

まさに、選挙は民主主義において最も重要な問題であり、政治に対して、市民が意思を示す手段でもあります。

専門家の中では、投票率が下がることは、民主主義の危機であるともいわれております。

そこで、このように投票率が低下する原因について、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） 皆さん、おはようございます。11番、松浦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、4月26日に行われました宿毛市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご協力のもと、無事に選挙が終えられましたことに対し、感謝を申し上げます。

さて、松浦議員の御指摘のとおり、市議会議員選挙につきましては、選挙を実施するたびに投票率が低下してきており、今回の選挙につきましては、過去最低を記録した投票率になりました。

この投票率につきましては、その要因は、一概にはいえませんが、有権者、特に若い世代の選挙離れが進んでいることが大きな要因になっているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 全てではないかもわからんけれども、若い世代という、低下が危惧されるという部分であります。

そういう面で、またこの問題、後で少し触れさせていただきたいと思っております。

次に、投票率を向上させるための取り組みについて、お伺いをいたします。

まず、選挙管理委員会の任務として、一人でも多くの方に投票していただく取り組みを実施すること、そのことが投票率の向上につながるのです。

このように、投票率の向上に努めることが、選挙管理委員会としての、大変重要な任務であろうかと思いますが、このことについて、どのように認識しているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えさせていただきます。

今回の市議会議員選挙に限らず、各種選挙における投票率は、年々減少をしております、大変、憂慮しているところであります。

選挙権は、行使されてこそ意味があります。議員御指摘のとおり、投票率の向上に取り組んでいくことは、選挙管理委員会の主要な職務の一つであります。

選挙を公平、公正に実施するとともに、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題であると考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ただいま、答弁がありましたように、投票率の向上を図ることは、選挙管理委員会としての主要な任務の一つとして、認識されておるようでございますので、そうした強い認識のもと、今後、取り組んでいただきたいというふうに思います。

選挙管理委員会として、今回の市議会議員選挙において、投票率向上に向けた取り組みとして、どのような取り組みを行っていたのか、お伺いをいたします。

そして、その取り組みについて、どのように評価をしているのか、お示しをいただきたいと

思います。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えさせていただきます。

4月は、統一地方選挙として、市議会議員選挙の前に県議会議員選挙がございましたので、統一地方選挙での取り組みとして、より投票しやすい環境の整備に力を入れました。

投票所の環境改善について、でき得る限りの対応を行う中、特にこれまでと大きく変わった点は、期日前投票の簡素化を図ったことです。

この期日前投票の簡素化につきましては、以前、野々下議員さんのほうから、一般質問がございまして、その結果、検討した結果、導入することにしたものですが、まず、投票所の入場券の裏面に、期日前投票の際に必要な宣誓書を印刷し、自宅で必要事項を事前に御記入いただけるようにしたこと。そして、期日前投票所の受付に、バーコードリーダーを導入、バーコードリーダーというのは、よくスーパーのレジなんかで見かけるものなのですが、それを導入したことによりまして、スムーズに投票できるようにいたしました。

有権者の利便性の向上や、心理的負担も軽減につながったというふうに考えております。

これらの結果、期日前投票所の投票者数が、4年前の市議会議員選挙時より5%、人数で申しますと、ちょうど200人ふえまして、今回の新たな取り組みが功を奏した点もあるのではないかと評価しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、委員長から答弁ありましたように、期日前投票の関係で5%ですか、200人ふえた。そういう面では、一定、成果としてあらわれた

のではないかなというふうに思います。

まだまだ環境整備等の部分もあろうかと思えますので、この点についても、今後の取り組みとして、期待をいたしております。

次に、本年末には知事選挙、そして市長選挙が予定をされておるわけでございます。

そこで、市議員選挙を受けて、それぞれの選挙において、投票率の向上を図るために、どのような取り組みをしようと、現時点で考えておるのか、あればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

県知事選、市長選挙は、今後の県政、市政のかじ取り、方向性を決める重要な選挙であります。

投票率向上対策としましては、先ほど、御説明申し上げました4月の統一地方選挙から導入し、一定の効果が得られた期日前投票における宣誓書の簡略化、バーコードリーダーの活用並びに当日投票所のさらなる環境整備を、引き続き行い、なおかつ、今もあるわけですが、市のホームページやフェイスブック等を活用して、積極的に選挙情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次の質問でありますけれども、冒頭、委員長からも答弁がありましたが、マスコミ等では、最近、若者の選挙離れが進んでおるといわれ、大変、大きな問題となっております。

一方、国会では、選挙権年齢を、これまでの20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が成立し、来年夏の参議院選挙から適用される運びのようであります。

そこで、宿毛市における市民の投票行動において、年代別の状況はどうか、検証する必要があるのではないかと思います。

年代別の投票率を把握することにより、それを受けて、年代別に沿った投票率向上に向けての取り組みや、対策を行うことが、大変重要なことであると思えます。

例えば、現実には、若年層の投票率が低いようであれば、そのことを受けて、若年層に沿うような対策をしていかなければならないと考えております。

そこで、先の市議員選挙における年代別の投票率は、どのようになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

私ども市の選管としましては、年代別投票率は出しておりません。ですから、今回の質問を受けまして、今回の選挙における年代別投票率を、抽出調査によって算出いたしました。

算出いたしましたところ、20代が38.2%と一番低く、30代が57.3%、40代が57.7%、50代が65.5%、60代が89%と、一番高くなっております。70代が88.5%、80代が69%、90代が37.5%という結果になりました。

この調査は、有権者の約4.6%に当たる827人を無作為に抽出し、10歳刻みの年齢階層で投票行動を調べたもので、あくまでも参考程度の内容であります。この結果からわかるように、投票率の低い年齢層は20代であります。

ちなみに、先ほど、松浦議員がお話になったように、全体の投票率、70.01%です。抽出調査の全体の投票率が71.20%ということで、ある一定、実態に即した結果になってお

るのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 抽出調査ということで、俗にいう世論調査かなという感もするわけですが、それを見ても、やはり20代が一番低いということのようでございます。

この問題が、今後の投票行動において、注視をしなければいけないし、対策をしていく必要があるというふうに思っております。

そして、先ほど申しあげましたように、18歳といえば、高校生も有権者になるのであります。そしてまた、高校3年生の中でも、投票権のある方とない方が出てくるというようなことで、学校現場に混乱が生ずるのではないかと危惧をいたしますが、このことについて、選挙管理委員会として、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

将来を担う若者が、主権者として、政治に参加する機会が広がることは望ましいことですが、現状における若年層の投票率が低下をしていることを考えると、若い人たちに、政治に参加する意識を高める取り組みが大きな課題となっておりますが、このことについて、どのように考え、取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

将来を担う若者が、政治参加の意義や選挙について関心を高め、理解を深めることは、極めて大切なことだと考えており、有効な対策について、模索しているところであります。

18歳以上の選挙権の実現を、来年の参議院選挙が予定されておりますが、目前に控え、主権者としての意識を高める教育の充実が急がれ

ております。

県や学校教育との連携を図りながら、実施可能な取り組みがあれば、速やかに対応していきたいと考えております。

今後とも、市民の方の御意見、御要望をお聞かせいただき、より投票しやすい仕組みづくり、投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 法律が成立したばかりでありますので、具体的にどうこうという分はないわけですが、ここにも表がありますけれども、次回の統一選挙には、現在の中学校2年生の一部から投票権が出てくる。

そしてまた、その次の2023年統一選挙には、現在の小学校4年生の一部から、有権者になるということでもありますので、そういった面で、高校といえば県のほうの管轄になるかと思っておりますけれども、宿毛市の教育委員会並びに県教委とも、それぞれ連携をとりながら、この投票率の向上に向けて、格段の取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

ひとつ、2点ほど提案でありますけれども、インターネット、今、若い層がよく見るインターネットですけれども、この中に、候補者の一覧を載せるとか、また高校に出前の期日前投票所を開設とかいう部分も、今、頭に浮かんだわけですが、そこらあたりも、ぜひ参考にしていただければ幸いです。

次に、選挙ポスターの掲示箇所について、お伺いをいたします。

まず、今回の市会議員選挙においては、前回と同じく、市内200カ所に設置をされましたが、この掲示箇所の設置基準について、お伺いをいたします。

公職選挙法上、宿毛市において、市会議員選挙を実施する場合の掲示箇所数は200カ所と決められているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

ポスター掲示場の設置につきましては、公職選挙法第144条の2第8項の規定により、市町村の条例で定めることになっており、当市では、昭和58年2月16日に、宿毛市議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を制定いたしました。

掲示場の総数については、同法第144条の2第9項により、政令で定めるところにより、算出しなければならないとされており、昭和58年当時の選挙人名簿登録者数、及び面積から算定される掲示場の数は、352カ所でありました。

しかし、ただし書きで、特別の事情がある場合には、掲示場の総数を減らすことができるとの規定があり、選挙管理委員会において、選挙の都度、委員会にかけて決定をしているところであります。

これまで、条例制定後の昭和58年4月24日執行の市議会議員選挙では、52カ所減らしまして、300カ所と決定し、その後の市議会議員選挙においても、300カ所としてきましたが、平成3年4月21日執行の市議会議員選挙では、形状が縦3メートル、横幅4メートルと、広い場所を必要とするため、設置場所の確保が困難との理由や、集落の状況を勘案した上、200カ所で周知可能であると判断し、現在に至っております。

また、平成6年3月31日には、宿毛市議会議員及び宿毛市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例が制定され、

ポスターの作成費が公費負担となったことから、これ以降に行われた市議会議員選挙、そして地方選挙においても200カ所と決定し、現在に至っているところであります。

しかしながら、これは我々選管も気がつかなかったことなわけですが、今回の選挙では、各投票区の集落の実態が、十分把握し切れていないことが判明したため、有権者の一部の地区の方に、掲示場がないということで、御迷惑をおかけしたところであります。

今後、行われる市長選挙及び市議会議員選挙につきましては、設置数は基本的に据え置いたまま、設置箇所の見直しを図り、より多くの有権者に政治に参加していただけるよう、努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

200カ所に決めた経緯、公職選挙法に基づき、各条例で決めるということで、一定、理解することができました。

答弁にありましたように、各投票区の集落の実態が、十分把握されてないことが判明したため、今後、実施されるそれぞれの選挙において、設置場所の見直しを図るとの答弁もいただきました。

事実、今回の市議会議員選挙では、7世帯13人が生活をされております沖の島の長浜地区のように、掲示箇所がなく、候補者の顔が見えない地区、そしてまた、京法、還住藪地区の投票所等の問題についても、私のところにも、市民の方から、大変なおしかりの連絡を受けてきたところであります。

今後の選挙においての設置場所の選定については、こういうことがないよう、事前に関係する地元と、具体的な協議をしていただくなど、

十分精査をしていただき、有権者の皆さんに立候補者の顔が周知できるよう、責任を持って取り組むことを、ここでお約束を願えれば、お約束をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

今回の松浦議員の指摘を真摯に受けとめまして、ことしの12月になろうかと思いますが、市長選挙におきましては、そのようなことがないよう、万全の体制で取り組みさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 政治と生活は、非常に密接に関係していることが実感できる有効な対策をとることにより、投票率向上や、市民に候補者の顔が周知できるよう、取り組んでいただきたいことを重ねて申し上げまして、この問題についての質問は終わります。

ありがとうございました。

次は、宿毛市長選挙について、市長にお伺いをいたします。

沖本市長の任期も、余すところ約6カ月となります。

沖本市長は、初当選以来、公正・公平な市政を目指し、今日まで全力で、真面目に取り組んできたのではないかと思います。

南海トラフ巨大地震対策についても、市民の命と財産を守るとの観点から、積極的に取り組んでまいりました。小筑紫保育園の高台への建設、学校施設の耐震化の推進、避難道や避難場所の整備、市内各地への防災倉庫の設置等々、そしてまた、産業振興を図る上で、また、防災対策上、大変重要な位置づけがあり、命の道といわれる高速道の建設については、市長の積極

的な活動により、宿毛市、愛南町間が計画段階評価路線に格上げされました。

また、宿毛市をスポーツの振興によるまちづくりと、交流人口をふやし、宿毛を元気にしていくとの観点からのマラソン大会の復活、あわせて総合運動公園内に新たな球技場の整備も、着々と進められております。

市長が公約に掲げておりました宿毛市で初めての産業祭の開催、産業祭は多くの市民の協力をいただく中で、宿毛市の1次産業から3次産業を広くPRする中で、宿毛市の産業の振興を図らなければならないとの基本的な考えのもとに、昨年度から開催されております。

また、新たな雇用の創出と林業の活性化を図るための取り組みとしてのすくも森林塾の開校や、市長が公約に掲げておりました林業の振興にもつながり、エネルギーの地産地消との観点からの木質バイオマス発電所も、工業団地内に完成をされ、本格稼働が開始をいたしました。

そしてまた、市民参加の市政を目指しての地域懇談会の開催等々。

しかし、宿毛小学校の建設場所については、議会対応において、東日本大震災を経験する中で、津波の被害から子供たちの命をいかに守るかといった防災対策、一方、まちづくりとの関係等もありまして、なかなか決定することができなく、市民の中に不満が出てきたことも、これまた事実であります。現地への建てかえについては、ようやく前に進もうといたしております。

以上、見てみますと、政策的には、これまでの市政に比べ、大きく前進しておると思っております。大変、評価をするところであります。

しかし、今後の宿毛市を見た場合、3月議会でもお伺いいたしましたが、少子高齢化が進む中で、宿毛市を活性化し、元気なまちづくりを進める上での地域創生の取り組みは、最も重要

となってまいります。

また、市民の命と財産を守る防災対策、産業の振興と雇用の創出、スポーツを通じてのまちづくり等々、まだまだ多くの課題が山積しているのが実態であります。

そこで、これまでの3年6カ月の市政運営について、市長として、どのような観点で取り組んでいったのか、また、そのような取り組みを行う中で、どのような成果があったと思っているのか。そして、3年6カ月の市政運営を総括しながら、秋に予定されている市長選挙に、どのような考えで臨もうとしているのか、お伺いをいたします。

今回、一般質問はこの問題が最後となるわけです。時間も十分あるようでございますので、市長の率直な思いを御披露していただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 松浦議員の一般質問にお答えいたします。

松浦議員より、就任以来のこの間の行政について、一定の評価をいただきました。ありがとうございます。

この間の総括をした上で、次期市長選挙にどのように臨むつもりなのかとの質問でございます。

まず、市長に就任以来、きょうまでの総括をせよとのことでございます。

今後の行政に生かしていくためにも、私の総括について、少し長くなるかもしれませんが、この間の取り組みを説明しながら、お答えをさせていただきますと思います。

私が当選した翌年の3月末に、国は、東日本大震災を受けて、南海トラフの巨大地震の想像を絶する被害想定を公表し、その後、高知県は、詳細な内容を県民に公表しました。

そのため、私のそれからの3年間は、この新

想定から、各分野で市民の命と財産を守るための防災対策、これを最重点課題として取り組んでまいりました。

この防災対策は、宿毛消防署を前市政の流れを引き継ぎ、和田地区へ移転、改築を完了させました。

学校施設の耐震化は、この間の耐震化率が44.8%から83.7%まで進み、残りの学校施設の耐震化は今年度の予算で耐震化する予定となっております。

津波から避難するため、各地域の一時避難場所の整備や、この間、17カ所、避難道は47カ所、避難倉庫は51カ所、設置してまいりました。

市街地では、宿毛小学校東の土居ノ後線を避難道路として、整備が完了をいたしました。市街地を中心に、現在、22カ所を避難ビルとして指定させていただいております。

中でも、高砂地区では、福祉センター屋上を、市街地ではJAはた宿毛支所の屋上を、避難場所としてできるように、強固な外階段を設置いたしました。

こうした施設箇所や、想定する来襲の津波高、到達時間などを明示した防災マップは、全戸に配布をいたしました。

また、家屋の倒壊を防止する耐震化については、診断、設計、工事において、それぞれ補助金を交付しております。

各地域では、自主防災組織の組織率は、91.5%から98%と進みました。保育園の耐震化は、全てが完了し、高台移転については、まず小筑紫地域の二つの保育園を小筑紫統合保育園として、田ノ浦に建設し、この4月には開園する予定でしたが、放火により、建設中の建物はほぼ全焼しました。

しかしながら、本年度中には開園できるよう、進めております。

私立の二つの保育園についても、耐震化工事に向けて、補助をすることとしております。

将来の公共施設などの高台移転を目指して、小深浦地区に高台造成事業を実施中です。

原田議員の質問にもお答えいたしました。現段階で、地権者の協力をいただき、用地買収が90%まで進んでおります。

その後、宿毛署の広域での対応になりますけれども、3市町村の対応になりますけれども、消防無線を約5億5,000万円で改修を完了しました。

今年度中には、約3億9,000万円をかけて、現在、津波浸水地域にある防災無線を、さらに平田、山奈、橋上まで広げて、拡充し、そして消防団の招集無線についても、より感度のいい施設へと改修をいたします。

今年度から、高砂から市街地にかけての堤防の補強や、かさ上げ事業の準備が始まります。これは、宿毛市域の巨大地震による地盤沈降、これを想定した中で、浸水を防止するために、より早く排水機能を充実させるために、事業を展開しようとしているものでございます。

防災体制の対外的な対策としては、自衛隊の支援や、医療面などの地域外からの復旧復興の拠点として、芳奈総合運動公園を、県の2次避難場所として、防災拠点として指定し、市としても、防災拠点として、2次避難場所としても、整備を進めております。

また、兵庫県篠山市や、岐阜県北方町とは、防災において交流協定とともに、相互の支援をできる協定を結び、連携できるようにしているところでございます。

将来のまちづくりにつながりますが、一時は困難といわれておりました宿毛愛南町間の高速道路は、松浦議員からもお話ございましたけれども、昨年度から愛媛県の清水愛南町長と連携し、関係団体で国や県へ積極的に働きかけ、こ

としの4月8日には、計画段階評価路線へと認定が決まりました。

防災拠点の芳奈の総合運動公園と、将来は宿毛湾港と結ぶルートを提案をし、将来の市内産業の振興に資するインターの場所や、新たな道の駅の構想、市内道路ときちんと結ぶルートを検討、提案できる状況になってまいりました。

その他、マラソン大会も市民の熱望に応じて、形を変えて市民参加を重視して、復活をいたしました。

公約していた産業祭についても、農協、漁協、森林組合などをベースに、宿毛の産業を活発にするため、開催されており、文旦、小夏、直七などのかんきつ類、キビナゴや養殖魚の加工販売、宿毛の農産品の宣伝や、新たな特産品の開発、観光振興にもつながる形になってきました。

3回実施し、いずれも毎回、1万5,000人ほどが集まっていたいております。

林業の活性化、このことについては、就任当時から重視してまいりました。

就任の2年目からは、県の林業の専門職員を、交換人事で産業振興課に派遣してもらい、施策の充実につなげました。

高性能林業機器の導入の補助充実など、今までになく、県森連や森林組合と連携して進めてまいりました。

願ったりかなったりの木質バイオマス発電所と、ペレット製造施設が平田工業団地へ進出が決まり、市としては、可能なところから進出に協力してまいりました。

これらについても、既に、約30人ほどが働いておると聞いております。

ただ、課題は、燃料の集材体制の弱さにあります。供給体制については、森林組合でなく、自分の山を持っている自伐林家の皆さんからの間伐材等の供給が必要と認識をしております。

さらに、良質材の出荷も視野に入れた林業従

事者の人材育成事業として、ことし、専門家の講演をいただく中、すくも森林塾を開設し、定員の20名が受講中でございます。

行政としては、農業との副業型林業を視野に入れ、中山間地域で収入、雇用の確保に向けた準備を進めています。

宿毛湾港の防波堤工事を継続して実施をしてまいりました。平成29年度で防波堤工事が完了します。海上自衛艦の寄港や、客船の寄港誘致を積極的に進め、海上自衛艦については、拠点的に寄港を活用していただきたいと、防衛庁や呉総監部にも、私が議会や商工会議所とともに要望してまいりました。

その他、四季の丘の廻角橋は、高砂地域あたりからの避難路の確保という点からも、さらには与市明川の河川改修、このような点からも重要であるので、つけかえ事業に着手いたします。このことを決定しています。

私が就任当時、見直しになっていた横瀬川ダム建設について、私は、市民が切望している宿毛東部の、毎年のように頻発している洪水を防止するには、ダム建設のみで防ぐことは不可能と、検討会で主張し、結果、ダム建設を再着手し、あわせて芳奈川やヤイト川の改修などで、内水対策を強化することになりました。

そのほか、産業振興の取り組みといたしましては、県の産業振興計画に新たに3件が認定をされまして、あるいは寒蘭の施設の拡充等、さまざまな支援事業を展開をしているところでございます。

農業につきましても、集落営農につきましても、中角、山北、和田、錦で既に組織化が進められ、現在、私どもの芳奈などにおいても、検討をしている、そういう状況になり、今後の農村山村地域での方向を少しでも明確にしていくために、この間、取り組んでまいりました。

福祉に関しても、たくさんの事業を展開はし

てまいりましたけれども、そうした中でも、沖の島や福祉センターで、県の進めているあつたかふれあいセンター事業、これを導入して、積極的に利用していただいている方には喜んでいただいているところでございます。

スポーツの振興とまちおこし、これも松浦議員、先ほど質問でもいただきました。野球やサッカー、そういうもののキャンプの誘致、大会の誘致、こういうものも積極的に、いろんな制度を拡充しながら、進めてまいってきたところでございます。

そういう位置づけからも、総合運動公園に、今後、球技場として使用できる、そういう広場も、今、建設をしようとしているところでございます。

そして、私の就任前からの課題でございました千寿園の民間委託問題につきましては、職員組合との粘り強い交渉をする中で、平成29年度からの実施が決まりました。

千寿園の介護などの専門職を、一般職に配置がえしなければなりません、そのため、新規の採用数を少なくして、臨時職を充当するなど、職員にも無理を強いている状況であります。

国民宿舎「椰子」においても、起債償還が今年度終わるのを機に、売却について検討を始めます。

消防団組織の再編成については、屯所の高台移転や、初動体制の拡充と合わせて、団員数の検討など、ことしから10年かけて進めるべく、内部で検討を始めました。

その他、水道事業におきましても、宿毛上水道と小筑紫簡易水道の統合、さらに東部簡易水道と橋上簡易水道を、それぞれ統合する事業を進めております。

最後に、宿毛小学校の建設問題です。宿毛小学校の問題は、東日本大震災で津波による未曾有の被害を受けた教訓から、議会の議決もあり、

津波の来ない高台を目指す方針を決定しました。

高台の適地調査の結果、位置的に萩原地区に絞り込みましたが、執行部は、当初からこの土地の取得は極めて厳しい、時間もかかるとの認識を持っておりました。

困難さは予想されましたが、事業を開始し、途中、事業推進が困難になり、私自身も直接、地権者に理解を求めましたが、結果、萩原の高台を早期に造成することは、現段階で困難であると判断しました。

ほかに適地もない中、国の学校建設をめぐる新たな指標も示され、ことし、現在地に建設する方向で、物件移転調査の評価調査をしたところでございます。

今後、この結果に基づいて、事業を推進していく段階でございます。

このように、行政が数多くの事業展開ができたのも、議会での御意見や御提言、毎年8カ所の市民との地域懇談会や、地区長さんとの年1回の市政懇談会などで提言をいただいたことが、大きな根拠だと思えます。

また、地区長さんや民生委員さん、農林漁業の組合の皆さん、消防団、あるいは観光協会、老人クラブ、各種スポーツ団体、ロータリーやライオンズクラブなどのボランティア団体の皆さん、交通安全協会や防犯協会、保護司会、PTAなどの保護者団体の皆さん等々、多くの皆さんが、行政と市民や地域の間で活躍していただいている、こういうところを、宿毛市は本当に充実しているわけでございますけれども、事業進捗の根拠など、総括をいたしております。

こうした事業推進には、副市長を先頭にした庁内各部署の奮闘の成果でもございます。

そこで、次期市長選挙についてですが、私は、市長就任の当初から、1期4年でそれなりの実績、市民の認める結果を得ることは厳しいと認識をしてきました。

実際に、最大の課題である宿毛市の産業を活性化して、雇用の場をふやすなどし、人口の社会減をとめることはできていません。重視したのに実施できなかった事業の中には、市内での温泉施設の建設や、道の駅の拡充、境界画定でも急がれる国土調査事業の加速化などがございます。

本来ならば、当然のこととして、2期目を目指して、市民の信を問う次期市長選挙に立候補するのが道理であると思えます。

しかし、3年目の昨年11月に妻を失いました。亡くなった妻は、家庭のみならず、宿毛の子供劇場の創設などにかかわったり、あるいは民生委員など、社会的な活動もし、広い人脈も持っていました。私にとっては、二人三脚でここまで仕事をしてきた仲間であり、日常の相談者です。

亡くなった後、業務で市民に迷惑をかけてはならないと思い、食事や家のことを切り盛りしながら、この半年、ひとりで頑張ってきました。しかし、さらに4年以上もこうした生活をするには限界があり、健康上などから、結果、行政に迷惑をかけることになると判断をしました。

これからの市長は、エネルギーに事を進める人が必要だと思います。私には、無理ではないかと判断をいたしました。

課題を残しながら、しかも1期で辞するのは、公約に反するという方もおられます。理解していただけない方もおられると思いますが、こうした事情により、次期の市長選挙には立候補しないことを決めました。

市民の皆さんには、お断りを言うほかございません。まことに申しわけありません。

これからの最大の課題は、少子高齢化、過疎化の進む宿毛市で、この地域で、自信を持って住み続ける地域をつくることができるかどうかです。

どのように地方創生を進めるのかが最大の課題です。残された半年は、総合戦略の策定に全力で取り組み、次期市長にきちんと引き継いでいけるよう、その職務を全ういたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長から、秋の選挙には不出馬であるというお話もいただきました。

政治家の出处進退は、政治家みずからが決めるとというのが、政治の常道であります。そういった面で、本当に、非常に残念ではありますけれども、市長の意を受けとめたいというふうに思います。

市長、結びの答弁の中でありました、ぜひ、しっかりとした計画、継続をしていく取り組みについては、しっかりと引き継いでいくということで、残された期間、頑張っていたきたいというふうに思います。

ここで、本当に、御苦労さんでしたと言いたいわけですが、まだ6カ月残っておりますので、ぜひこの間、頑張っていたきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

-----

午後 1時01分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉でございます。

一般質問の前に、再びこの場所をお与えいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

ありがとうございます。

今回まで、議場に女性がおりました人数は、ここ4年間を振り返りましても、執行部側、また事務局を含め、4名でございました。それが、一挙に6名になりまして、会う人ごとに、宿毛はよかったねという御期待の言葉をいただいております。

宿毛市役所の男性OBの方のお言葉をかりれば、あと数人は欲しい。女性の人口のほうが多いんだからねと。それは、執行部側、また議員側ともどもに、市民の皆様方から投げかけられた言葉と受け取っております。

午前中にも話がありましたが、投票年齢も18歳になります。多くの若い女性の政治参加を、また男女機会均等の立場からも、女性管理職の応援もいたしたいと思います。

今回は、同じ内容の質問がございますし、項目も少ないことから、一括にて質問いたします。

1項目め、健康について、市長、教育長に、同じ内容にてお伺い申し上げます。

市民の健康問題、対策については、健診など、いろいろございますが、今回、お尋ねいたしますのは、1番目として、子供の歯の健康、フッ素洗口、うがいのことです。

高知県内の子供たちの歯と口の健康に格差が生まれているそうです。

2012年度の中学3年生の虫歯の本数は、県平均2.3本、それに対しまして、最も少ない自治体が0.25本、最も多い自治体が10.43本と、その差が10本もあったことが、県の調査でわかっております。

高知県は、フッ素入り水溶液でうがいを実践している自治体は、虫歯が少ない傾向にあるとして、うがいの推進に力を入れています。

フッ素は自然界に広く存在し、飲料水や、ほとんどの食品に含まれていると聞きます。

例えば、大根100グラム中0.7から0.

9、海藻2.3から14.8、塩25.9、ビール0.8、緑茶0.1から0.7であります。

フッ素でうがいをしたときに、口の中に残る1日平均のフッ素の量は、大体、お茶1ないし2杯だと聞いています。

フッ素の入った液で、1分間程度、毎日または週に1回、保育園や学校で、集団で行う方法があり、特に4歳児から中学校卒業までの継続実施は、虫歯予防対策として、大きな効果があるとされています。

平成26年度、近隣の市町村の実施状況は、土佐清水市50%、大月町、黒潮町、三原村100%であるのに対し、宿毛市は、7.7%であります。この数字をどのように御判断され、今後、どのように対応されるのかをお伺いいたします。

2番目といたしまして、学校施設の敷地内禁煙について、教育長にお伺いいたします。

喫煙による健康への御心配は、皆様には既に御承知のとおりであろうと存じます。

片や、生産者、多くの関連の企業やたばこ税などの点におきましても、これも皆様、御承知のとおりでございます。

私は、高知県の禁煙サポーターをいたしております。御自身の健康のため、また周りの方々の健康のために、禁煙をお勧めいたしております。

愛煙家の皆様には、お耳をふさぎたいところもあらうと思いますが、この問題を子供の健康の観点から判断いたしますと、大人が対処しなければ解決いたしません。

いたずらに不安をあおるつもりはございません。厚生省のデータをもとにして、お話し申し上げます。

受動喫煙という言葉をお聞きかと思えます。室内等において、他人のたばこの煙を吸わされることです。煙の種類においては、1、喫煙者

が直接吸い込む主流煙、2、喫煙者が吐き出す呼出煙、3、火のついたたばこの先から出る副流煙があります。この副流煙が一番悪いそうです。

2と3を合わせまして、環境たばこ煙といいます。

1日20本以上吸う夫を持つ妻は、吸わない場合に比べ、肺がんのリスクは2倍、子供においては、室内で吸うと1.5倍、換気扇の下で3.2倍、屋外で2倍であります。

たとえ分煙をしていますが、喫煙者の服や呼吸から、受動喫煙をしてしまいます。

過日、開催されました産業祭で、禁煙サポーターとして、肺機能の検査の御案内のお手伝いをいたしました。検査を受けられました方65名、その中には、たばこを吸わない70歳の男性と、たばこを吸う30歳の男性、これは御親族でございましたが、結果は、たばこを吸う30歳の男性のほうに肺機能の低下が見られました。

また、職場が長年喫煙状態にあったので、心配だと検査をされた女性や、友達が喫煙者なのでと、ともに調べられた20代の男性がいらっしゃいました。

また、受動喫煙を知っていますかというアンケートの結果は、知っていると答えた方は314名中222名、70.7%であります。知らないと言われた方、92名の29.2%を大きく上回っております。

いかに多くの方が御関心があるかがうかがえると思います。

宿毛市の学校施設の敷地内禁煙について見ますと、若干、アンケートの差異はあっても、小学校で9校中4校、44.4%、中学校で5校中1校の20%であります。

受動喫煙の害の一部として、気管支炎、中耳炎、気管支ぜんそくにかかりやすくなります。

家庭では、乳幼児突然死症候群の発生率が高まります。子供たちに喫煙をさせない環境づくり、例えば教師が喫煙をしている姿を見せない。保護者が部活の遠征並びに送迎のときに、車中で親が喫煙をしているなど、対処すべき環境は、日常多くあります。

私の友人の奥様が、禁煙を勧める目的の一つとして、配偶者の健康の心配はもとより、子供、孫に与える影響を認知しているからであります。

以上、多くの事例を踏まえ、敷地内禁煙について、教育長の所見をお伺いいたします。

2項目めといたしまして、災害と非常時の情報収集について、市長にお伺いいたします。

現在、市が対応されている情報伝達等については、どのようなものがあるかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 6番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

子供の歯の健康の重要性については、以前より認識を持っており、保育園での毎給食後の歯磨き指導、定期的な嘱託歯科医による健診等を行っているところです。

また、高知県においては、高知県歯と口の健康づくり条例が、平成23年4月1日に制定され、その条例に基づき、高知県歯と口の健康づくり基本計画が、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画で策定され、県民の歯と口の健康づくりを推進しているところです。

御指摘のフッ素洗口についても、先日の基本計画に主要な推進施策として挙げられており、その効果と安全性につきましても、科学的に立証されております。

それを踏まえ、以前より取り組みについて、検討はしてはしましたが、保護者へのフッ素に対する周知の徹底や、現場職員の負担等もあり、

事業実施には至っておりませんでした。

今後、各保育園におきましては、年度内での着手を目標に、現場職員の理解も含め、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、事業実施に係る対象経費については、初年度は県の子どもの健口応援推進事業による100%補助が見込まれています。

続いて、私の答弁は、2番の災害時等非常時の情報収集についてでございますが、現在の災害情報の伝達手段としては、どのようなものがあるかとの御質問でございます。

本市の情報伝達手段としましては、防災行政無線による屋外子局からの音声放送、携帯電話への緊急速報メール、ホームページへの災害情報の掲載、Lアラートを通じたテレビのテロップ放送や、ラジオからの報道といったものがございます。

特に現在、津波被害対策として、沿岸部のみには設備しております防災行政無線の屋外子局につきましましては、今期定例会初日に先議いただきました防災情報伝達システム整備事業により、津波浸水が想定されていない平田、山奈、橋上地区等におきましても、既存の消防団招集用モーターサイレンの設置個所を基準に、屋外子局を整備する予定にしております。

さらに、本事業によって、スマートホンの防災アプリを宿毛市版に改良したもの、カスタマイズしたものを作成して、火災等の災害情報を無料で配信することで、文字による情報伝達もできるような体制を構築することにしてはありますが、今後、運用を続ける中で、追加機能として、新たに情報伝達収集等で、有効なものがございましたら、システムの拡張性が高いというメリットを生かして、今後、導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、るる申し上げましたが、今後の予定を含めた本市の防災情報の伝達手段でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 高倉議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初に、子供の歯と健康についての御質問でございました。

先ほど、市長も答弁をいたしました但、私といたしましても、歯の健康の重要性については、十分に認識はしております。

小・中学校におけるフッ素洗口につきましては、一昨年より小・中学校の校長会や、教育研究部会などにおきまして、県職員が説明に来るなど、学校現場に対しては、一定の周知が図られているものと考えております。

宿毛市での実施につきましては、幼稚園で実施されているものがありますけれども、現在、市内の小・中学校において、取り組んでいる学校はございません。

今回、各学校に聞き取り調査を行いました但、フッ素洗口の実施について、今のところ、保護者からも要望の声は上がっていないようです。

しかしながら、歯の重要性につきましては、教育委員会といたしましても、認識をしておりますので、保育所での取り組みをつなげることができるよう、研究をしてまいりたいと考えております。

また、フッ素洗口こそ実施はしていませんけれども、給食後の歯磨きタイムなど、各学校で虫歯予防の取り組みはなされておまして、ある学校におきましては、学校歯科医から、子供たちの口腔環境が非常によくなっているねというようなおほめの言葉をいただいている話も聞いております。

フッ素洗口を実施するに当たりましては、学校現場だけではなくて、保護者への周知や理解、承諾を得ることが必要でございますし、そのような中でも、今年度から実施を計画している学

校もでございます。教育委員会といたしましても、県や市長部局と連携をする中で、事業について、保護者への周知や、理解を得ることにつきまして、研究をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、学校における禁煙状況についてでございます但、5月に行われました県の分煙状況調査、この調査におきましては、市内小・中学校14校のうち、敷地内禁煙が2校、建物内禁煙が12校となっております。

建物内禁煙につきましても、校舎裏や職員室前のベランダなど、子供たちに影響が及ばないところに喫煙場所を定めるなどして、工夫をしております但、各学校におきましても、十分な配慮が、現在されております。

教育委員会といたしましても、先ほど、議員がおっしゃいました受動喫煙など、子供たちに健康被害が及ぶことのないように、今後も十分留意をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） お答えありがとうございます。

フッ素洗口について、このように前向きの、うれしい、また実行できる形のお返事をいただけたらと思っていなかったので、大変うれしく存じます。ぜひ、よろしくお願いをいたします。

ただ、学校関係のほうにおいては、まだ現場の先生方や保護者の皆様方の御理解を得るのに、時間がかかるということも、今、御答弁の中からはわかりました。

無理強いとは本意ではありませんので、関係の先生方や、皆様への丁寧な説明並びに御協力を得るのが大切かと存じますので。

ただ、このことは、将来、個人の健康、また医療費の抑制にもつながっていくことでござい

ますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、敷地内禁煙についても、お子様の健康を守る意味から、しっかり対応していただきたいと思ひます。

喫煙される方は、フィルターを通してという安心の部分があるかもしれませんが、厚生労働省のたばこの煙の成分分析によりますと、煙には4,000種以上の化学的物質が含まれ、その中の60種は発がん物質であるということです。

安全なたばこはないということを御理解いただいた上で、教育長に再質問をいたします。

敷地内禁煙について、先ほどからお話も伺っておりまして。2校が完全で、12校が分煙ということでしたね。難しいことは承知しております。でも、市内でも実行できている学校もありますし、市外では100%やっているところもありますので、早い段階に対処すべきと考えますが、お考えをお伺ひいたします。

2項目めの災害時非常時の情報収集について、市長に再質問をいたします。

市長が御答弁から、さまざまな情報手段が整備されているということはわかりました。それでも、場合によっては、その情報が市民の皆様には伝わらないことも想定されます。

昨年の台風におきまして、何か放送されているが、風雨が強く、窓もあけられない。やっと外に出て、物陰からその放送を聞いても、なかなか聞き取りにくかって、大変不安を覚えた、市内の方からの御意見がございました。

市民のとるべき対応について、市長の所見をお伺ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の、災害等非常時の情報収集についての再質問にお答えをいたします。

情報が途絶した場合の、市民のとるべき対応についての質問でございます。

先ほど、本市の情報伝達手段について答弁しましたが、議員のおっしゃるように、災害の規模によっては、機能不全となることも想定され、個人の判断で行動することが必要になる場合も考えられます。

特に、地球温暖化により、近年、頻発しておりますゲリラ豪雨等の風水害においては、個人が五感をフルに使って、地盤の変化など、敏感に察知することも、これからは必要となると感じております。

そうした意味でも、行政からの情報を待つだけではなく、自助の観点から、御自身でも積極的に情報を収集していただくとともに、がけから石が転がっていたり、泥のにおいがするなど、日常と異なる事象が発生していることを確認した場合には、早目の対策をとっていただき、自分の命は自分で守るという意識で対応をしていただくことが重要であると考えます。

また、災害情報を入手しづらい世帯につきましては、日ごろの自主防災活動を通じた共助による情報伝達も、重要な手段であると認識しておりますので、市としましては、ハード、ソフト両面の対策について、今後も引き続き、取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど、敷地内禁煙についての御指摘もいただきましたし、子供たちの受動喫煙について、健康被害があるから、十分、気をつけられてはという御指摘もいただきました。

この件につきましては、また校長会等でのいろいろな受動喫煙等についての注意を促す機会が

ございますので、その機会には、また学校のほうに十分に留意されるようお願いをしたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） それぞれに御答弁、ありがとうございます。

教育長、ぜひ先生方に早期の理解をしていただけるように、一生懸命、努めていただきたいと思っております。

また、雨が降ったら雨、風が吹いたら吹いたで、お天気相手に、本当に皆様方にはお仕事とはいえ、今からまた大変な時期になると思います。

それぞれの立場で、大変なストレスを抱えられ、市長並びに御関係の皆様方におねぎらいを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

-----

午後 1時38分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 4月に市議の栄誉を賜りました山本 英でございます。市民の皆様には、改めて御礼申し上げます。

私は、選挙で自衛隊の誘致を政策の中心に掲げて出ましたので、この実現に勇躍邁進する所存でございます。

その他の事項につきましては、宿毛の振興にとって、是か非かという立場で判断したいと思っておりますが、いずれにしましても、同僚市会議員の皆様及び執行部の皆様におかれましては、引き続き、御指導御鞭撻を賜りますようお願い

申し上げます、質問に入らせていただきます。

まず、これまでの経緯、新人でございますので、よくわかりません。ですので、25年からの議事録を読ませていただきました。

拾い読みでして、やぶにらみの質問になろうかとは思いますが、ひとつ広いお心で受けとめていただいて、お答えいただきたいと思っております。

まずは、本年の市長の行政方針をペーパーで読ませていただきましたので、その中からの疑問点等について、質問させていただきます。

まず、第一は、財源であります。行政方針では、市債の借入れは増加しており、楽観できる財政状況ではありません。自主財源である税収は、大幅な増収は見込めない中、財政調整基金から取り崩すこととしています。等と述べられておられます。

財政の立て直し政策、打つ手を考えておられますでしょうか。ちょっと拝見できませんでした。

また、財政調整基金の残高は、今、幾らあるのでしょうか。このままの税収と予算規模でいくと、いつ底をつくとお考えでしょうか、お教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、山本議員の一般質問にお答えをいたします。

議員御質問の内容につきましては、平成26年度の行政方針で述べておりますが、それを踏まえ、今年度の当初予算編成については、限られた財源の中で、既存事業の見直しや、事務事業の優先順位等を考慮して、効率的、効果的な予算編成を行いました。

現状における財政の立て直しにつきましては、今後も防災対策事業や、既存施設の長寿命化対策事業など、さまざまな分野において、大規模な事業が控えておりますが、税収等の自主財源

については、大幅な増収が見込めない、そういう状況にありますので、地方創生等の国の施策を積極的に活用するとともに、より一層、経常経費の節減や、無駄の排除に努めながら、健全な財政運営ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の残高等についてですが、平成26年度では、約2億2,000万円の取り崩しとなり、平成27年5月末残高は、18億3,000万円となっております。

基金取り崩しの主な要因は、平成26年度土地開発公社の解散に向け、土地開発公社の保有する土地を約2億6,400万円で購入をしたことで、一般財源を充当することにより、財政調整基金の取り崩しを行いました。

今後も、基金取崩額については、最小限にとどめられるよう、積極的に事業費の節減に努めていくことで、財政調整基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

財政調整基金は、いつまでもつかという質問もございました。平成25年度決算ベースで作成した財政シミュレーションでは、平成34年度には財政調整基金がなくなる見込みになっておりましたが、先ほど御説明したように、平成26年度における取崩額を、予定額を下回ることができましたので、引き続き、歳入の確保、歳出の削減に取り組み、少しでも基金が枯渇しないよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 財政調整基金でございますが、残りは約18億ということでございまして、過去の使用ベース、年間約2億円ベースで使われているように聞いたことであるんですが、事実は幾らになるのかわかりませんが、そうすると、あと8年か9年、この間に抜本的な対策をとっていかないと、この財政がもたない

というふうになるのではないのでしょうか。

まだ勉強の最中ですので、この問題はここで引かせていただきます。

2番目に、企業誘致について、御質問させていただきます。

27年の行政方針でも、企業誘致に取り組むと述べられておられます。24年度は、都合30社、25年度は15社、26年度は25社へ誘致、訪問されているようで、その努力は可とするところでございますが、成果のない理由として、地理的、距離的条件や、南海地震発生などの要因を挙げられています。

これらは、本年度も改善の余地のないものであり、企業側から見れば、ボランティアで判断するわけではなく、これまでと同様に、無駄な出張が続くことになりませんかでしょうか。

交通が、地上・空・海で利便性が格段に向上し、優秀な労働者の採用が容易である。また、宿毛は住みよく、教育環境も整っているといった評価が高まれば、企業も触手を伸ばしてくるでしょう。

これからそういう観点で、企業誘致には改めて見直しが必要であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今までの企業誘致の取り組み等について、見直ししてはどうかという質問もいただきました。

これまで、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致につきましては、高知県と情報を共有して、連携を図る中で、県内外の企業に対して、積極的に働きかけを行い、高知西南中核工業団地につきましては、売り出しから3年間で、約42ヘクタールの工業用地を完売をいたしました。

最近では、未進出の企業が高知県へ寄贈した用地に、木質バイオマス発電と木質ペレット製

造を行う株式会社グリーンエネルギー研究所が、平成25年度に進出をいただき、順次、ことから操業が始まっているというところでございます。

訪問する企業の抽出につきましては、高知県が東京商工リサーチに依頼をし、業績がよく、投資意欲も見られる企業を抽出し、その中からさらに高知県への進出が期待できそうな企業に対して、高知県とともに働きかけを行っております。

また、幡多地域内の企業とつながりがあり、業績のよい企業を抽出するために、市内近隣市町村の企業を訪問し、聞き取りを行う中で、抽出した企業に対して、誘致活動を行っております。

さらに、企業誘致を促進するために、宿毛市では、固定資産税の免除、高知県においても、用地取得の補助や、雇用奨励金などのメニューを用意し、誘致に努めております。

議員御指摘のように、宿毛市を売り込めるものを創出するなど、企業が立地しやすい環境づくりを推進することにつきましては、企業誘致を進める上で、大きなアピールポイントになるかと思っております。

しかしながら、現状において、それらの環境整備をたちまち実現することは困難であり、立地しやすい環境が整うまで、何もせずに待っているのではなく、地道な企業誘致活動と並行して、住みよいまちづくりなどの環境整備を行っていくことが肝要であると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） お答えのとおりだと思います。

さりながら、さらにマーケティングをしっかりと詰められて、有効な企業誘致活動ができますよう、御期待申し上げます。

次に、議決の継続性について、簡単に質問させていただきます。

本年3月の市長の行政方針では、25年に港湾利活用の誘致の議決を求める請願が採択されていることを、一顧だにしていないのはなぜでしょうか。

25年の請願採択はどこにいったか、ちょっと疑問に思います。

議会運営上、宣伝的な決議等は、後にこれを否定する決議等があるまでは有効とのことで、国の外交の継続性、政権が変わっても約束事は守る、継続するということと同様だということをお聞きしました。

そういう意味では、継続している誘致議決への姿勢を、もう一度伺いします。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成25年3月の市議会定例会において採択された、海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致についての請願書に関して、行政方針の中で、何も触れられていないのはどうしてかという質問でございます。

議員御承知のように、宿毛湾港は昭和61年6月に、国の重要港湾に指定され、同年10月に高知県地方港湾審議会において策定された宿毛湾港港湾計画において、地域産業開発港湾として位置づけられ、きょうまで国や高知県において整備されてまいりました。

平成12年12月に、水深13メートルの外貿埠頭が、水深10メートルで暫定供用が開始されて以降、背後地の工業流通団地への企業誘致とあわせて、港の利活用の促進についても、高知県と連携を図りながら、積極的にポートセールスを行ってまいりました。

海上自衛隊の潜水艦部隊等の宿毛湾港への誘致について、市議会において、請願書が採択さ

れましたが、現状において、宿毛湾港を海上自衛隊の基地として位置づけるためには、国や高知県はもとより、宿毛市民や周辺市町村の理解と協力がなければ、実現は困難でないかと認識しております。

一方、自衛艦の寄港に関しましては、請願書の採択後においても、議会が商工会議所等と一緒にあって、防衛省や呉地方総監部へ要望活動を行っており、艦船の大小を問わず、たびたび寄港をいただいております。

自衛隊の艦船に寄港いただければ、隊員の休息だけでなく、市内でも飲食等、地域経済にも大きな波及効果があるものと考えております。

今後も、クルーズ客船等だけでなく、自衛艦にも宿毛湾港を積極的に活用していただけるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 心強いお言葉、ありがとうございます。ぜひ請願の実現に向けて、努力したいと思います。

この件につきましては、自衛隊誘致活動ということで、引き続いて質問に移らせていただきますが、一部、質問の順番を入れかえましたので、御了承ください。

議会は請願を採択した後においても、その趣旨の実現に努力し、執行部に対しても、積極的に働きかける必要があるとのことですので、引き続き、これを上げてまいります。

外堀、内堀、本丸と進めますので、やや冗長かも知れませんが、まずはこの2年間の本議会での質疑で、気になる点をフォローして進めたいと思っています。

まず、武力行使であります。

市長の26年6月議会で述べられた集団的自衛権は云々、武力の行使を認めない憲法の本旨に反する、と御答弁されていますが、これは誤

解を与えます。

内閣総理大臣は、国会の承認を得て、防衛出動を発令することにより、武力行使が可能になるのです。

国連憲章51条は、国連が有効に措置をとるまでの間、個別的集団的自衛権で、被攻撃に対処することを認めております。

今回の国会でやっておりますような解釈変更は、全ての義務を受諾するとして国連に加盟した我が国にとって、遅きに失したといえます。

けだし、憲法98条は、条約を優先することとしております。

ちょっと読みますと、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするということで、国際法上認められた自衛権は、我が国固有の権利であって、自衛権は個別的自衛権と集団的自衛権があります。

なお、ほかの議論で、自衛隊が来れば攻撃されるとかいう議論は、かぎをかければ泥棒に入られると言っているようなものです。自衛艦が入れば、米海軍艦船が入るといふような言い方も間違いでしょう。

米軍は、安保条約の地位協定で、日本の港湾への出入りの自由があります。物理的に入港できる余地があれば、港湾管理者は政治的理由で拒否できません。

98条2項に照らして、明らかになると思います。

改めて市長の武力行使についての見解をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 昨年6月議会の一般質問における私の答弁が、市民に誤解を与えるのではないかと質問でございました。

武力の行使に関しては、昨年6月議会で答弁したとおり、私は、我が国の自衛権について

は、独立国として認められており、また、憲法第9条のもとにおいて、認められる自衛権の発動たる武力の行使については、日本政府は従来から認めている、我が国に対する急迫不正の侵害があること。この場合に、これを排除するために、他に適当な手段がないこと。及び、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、の3要件に該当している場合に限定されていると認識をしております。

一方、集団的自衛権の行使に関しては、関係国と多様な事例での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながるものが懸念され、日本政府が従来から認めてきた自衛権の発動たる武力行使と認められない事例が想定されることも考えられるため、憲法の本旨に反するおそれがあると申し上げたものでございます。

先ほど、憲法98条についての所見が述べられましたけれども、憲法より条約を優先すると、山本議員は解釈をされておりますけれども、現在、判例はないものの、厳格な改正手続を要する憲法が、条約によって、容易に改廃できることとなるのは背理であるから、憲法優位説がほぼ一致した通説となっております。

砂川事件判決でも、そのことを前提として、判断をしております。

ただし、降伏条約などのように、国の存廃にかかわる条約については、条約が優先するというのが、政府の採用している解釈であるところのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 憲法の解釈云々につきましては、国の政策に委ねることといたしまして、ここでは深く議論はしたくありませんので、この限りにしておきます。

自衛隊誘致活動に重要な安全保障観について、お伺いします。

自衛隊の誘致につきましては、安全保障の認識が極めて重要です。香南市は、陸自第50普通科連隊の誘致の際、防衛上手薄となっている太平洋沿岸部の防衛体制の確立を第一義とし、次いで防災、最後に地域振興に供するとして、国にアピールしております。

まことに基本姿勢としては、適当ではなからうかと思えます。

このような観点に立って、まず第1点、国防の基本方針の認識からお伺いいたします。

今も変わらぬ、昭和32年に閣議決定された我が国の国防の基本方針でございますが、平成6年の村山総理も、自衛隊とともにこの国防の方針も認知しておられます。

これには、国際間では外交力、国内的には民生安定や愛国心の高揚といった政治力を持って当たるとともに、法律的な防衛の整備という、侵略に対しては日米安全保障体制を基調として、これに対処するとあり、自衛隊と安保体制は、我が国の安全保障の、いわば車の両輪なのであります。

これで、我が国への間接、直接侵略を未然に防止することとしていますが、これが抑止の体制なのですが、御了解されておられるでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

我が国の国防の基本方針についての認識についての御質問でございますが、昭和32年5月20日に、現在の国家安全保障会議の前身である国防会議において決定され、同日、閣議決定された我が国の国防の基本方針につきましては、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときには、これを排除し、我が国の独立と平和を守ることを目的に定められたものでございます。

この目的を達成するために、先ほど、議員御

指摘の四つの基本方針を定めており、その方針は今日まで受け継がれているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。また。

今の認識に基づいて、これからの宿毛港湾について、話を進めてまいりたいと思います。

まず、覇権主義の認識でございます。

我が国周辺の国際情勢について、これから述べてまいります。

国際秩序は、三つの秩序体系で動いているとされております。力の均衡、国際法の原理、国家主権の観念の三つであります。国際法の原理や国家主権といった理性的な側面は、覇権主義の前では通用しないのが現状です。

ウクライナのクリミア半島はどうなっておりますでしょうか。1994年にウクライナでありました核兵器の撤去をめぐる紛糾いたしました。その際に、イギリス、アメリカ、ロシア3国は、ウクライナの主権と領土の統一性の維持、これを3カ国が保証するというブダペスト合意を取りつけております。

その後、フランス及び中国もこれに加わり、常任理事国5カ国がこのブダペスト合意に署名しているわけですが、それが昨年、いとも簡単に反故にされて、力によってクリミアは主権の存在が移動しました。

さらに注目すべきは、中国の人民日報のコメントであります。西側世界は、まだ西側と云っていますが、国際条約や人権、人道といった美しい言葉を口にしておりますけれども、約束に意味はなく、クリミア半島とウクライナの運命を決めたのは、ロシアの軍艦、戦闘機、ミサイルだと。これが国際社会の冷厳な現実だというふうに述べております。

そして、中国が覇権主義を実行しているのが、スプラトリー諸島を初めとする南シナ海なのです。

フィリピンの国際裁判所の提訴を無視して埋立を続け、飛行場も建設すると予測されております。

人民日報傘下の環球時報は、米国が中国に人工島建設の停止を要求することをやめなければ、米国との戦争は避けられないと、論説を掲載いたしました。

この覇権主義は、東シナ海にも及んでおり、公船による我が国の領海侵犯が頻繁に起こっております。このような覇権主義の国が、我が国の北と南西に位置し、また、西には、制御不能に陥りそうな国もあります。こんなときに、我が国は、平和国家ですからと、呪文を唱えるだけで安全が保障されるとお考えでしょうか。

覇権主義について御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

覇権主義に対する私の認識についての質問でございます。

ウクライナの問題だけでなく、中国による東シナ海のスプラトリー諸島の一方的な埋め立てや、東シナ海での中国公船によるたび重なる領海侵犯など、圧倒的な力を背景に、他国に対して圧力をかける行為は、周辺関係国との間に、極度の緊張関係を生じさせ、不測の事態を招きかねない行為であり、まことに遺憾に思います。

いかなる国であっても、力による、あるいは武力による現状変更は、決して許されるものではなく、国際社会が協調して、このような行為が継続されることがないように、粘り強く働きかけていくことが肝要である、私はこのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

そういう国が近辺にあるということで、心して、我々も、日本国民も対処しなければならぬと思います。

次に、安全保障に寄与する宿毛港湾につきまして、若干、私の所見を述べます。

これは、先ほど、市長が答えていただけましたので、お答えはなしということで、私の一方的な所見を述べさせてもらいたいと思いますが、

昨今、共産党や社民党の皆さんまでが、自衛官のリスクが高まるとして、集団的自衛権云々については、心配していただいています。自衛隊支持率が92%を超えたことと相まって、OBとして、ありがたいと思っております。

私なりの今回の解釈は、自衛権の拡大は中国の急激な軍備増強に対し、リバランス、要するにバランスを取り直す一手段であろうと思っております。

バランスが均衡すれば、先ほど言った地上対応の一つ、抑止の均衡が保たれるということで、攻撃されないという、攻撃が抑止できるということであろうかと思っております。

結果として、自衛官が戦闘で死傷するリスクは、局限されるということで、政府の言っていることも、この辺にあるのではなかろうかと思っております。

このリバランスに注目すれば、海上自衛隊の部隊にとって、宿毛は瀬戸内海や東京湾よりは適地となり、即応体制が充実し、ひいては軍備増強と同じ効果を生み、国家予算の抑制に資することとなり、宿毛、幡多地方の私どもも、我が国の平和と世界の平和に微力ながら貢献することとなり、大変、意義があることと思っております。

昭和61年、重要港湾の指定から、新港の整備に国は都合117億円を投入しようとしてくれております。

そういうことを考えれば、宿毛のことだけではなく、日本国民への貢献も考えた港湾の利活用が必要ではないかというふうに思っております。

これは、私の所見です。この件について、最後に、香南市に、6月5日に研修してまいりましたので、その研修結果等について、御報告かたがた御質問させていただきます。

6月5日に第50普通科連隊の誘致に成功した香南市を研修してきました。

市議会議長、議員1名、この方は日本共産党香南市委員長の肩書でございましたが、香我美支所長、担当課長の4名で対応していただきました。

あらかじめ質問を投げていましたので、スムーズに進みましたけれども、今から申します数値は、その都度、確認しつつの口頭でいただきました。

共産党議員の方からも、香我美町史を見れば経緯がよくわかりますよということで、翌日、こちらの議会事務局のほうに、PDFで送ってもらいました。

その中に、先ほど、紹介した誘致の際のコメント、防衛体制に資するということ、第一義にしたというふうに書いてあります。

また、昭和36年の施設中隊誘致の際には、約400人が赤旗を立てて抗議したようですが、平成12年からの誘致活動、普通科連隊を誘致する際の活動には、そのようなことはなかったようで、地域の振興に大きく寄与している現実を無視できないのだなというふうに感じております。

その地域振興の面として、市民税が、住民税の中の市民税です。550名プラスで、約1億7,000万円のプラス、現在、700名体制でおりますので、推計約2億円の市民税が入っていると思っております。

基地交付金は、演習地もあり、300万円から1,400万円プラスの1,700万円の増収。それから、周辺対策事業として、過去8年間ですか、毎年消防関連車両を1台ずつ、昨年度は約1億円するような工作車を1台、無償貸与されたというふうに伺いました。

また、今年、防災コミュニティセンターを建設するために、防衛省に補助金を要望しているということでした。

右肩上がりの香南市を見倣いたいと思います。

予算が潤沢になれば、福祉の充実、奨学金制度等の教育の充実にも邁進でき、住みよい宿毛づくりが可能となり、そうなれば、先ほど言ったような企業の触手も伸びるかもしれません。

26年6月議会で、高知新聞記事に関して述べられた市長の、自衛艦の寄港がふえれば、市の活性化につながる。港を利用して、経済的にプラスになり、漁協にも影響を与えないのであれば、与える必要は全くないんですが、与えないのであれば、自衛隊に来ていただきたいし、市長として市民のためになることをやるだけですと述べたとあり、最後に、必要と判断されれば、みずからの考えを示し、理解を求めていくことは当然であるものと考えております、と述べられておられます。

もうその時期に来たのではないのでしょうか。財政も人口減少も待たなしの宿毛市です。どうか市長の決断をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

香南市を参考に、自衛隊の誘致活動を進めるべきではないかとの質問でございます。

御指摘のように、自衛隊が宿毛に来ていただくことによる人口の増加、住民税、基地交付税などによる増収、地域内での消費拡大、関連企業の進出など、さまざまな効果が考えられま

す。

しかし、先ほど述べましたように、海上自衛隊の基地化を進めていくためには、市民を初め、漁業関係者や近隣市町村等との協議について、時間をかけて行っていく必要があると考えており、直ちに基地化に向けて、取り組みを推進することは困難である、このように考えております。

ただし、現在、高知県防災対応の中で、自衛隊が、ここに南海大地震が発生したとき、宿毛へはなかなか支援に来ていただけないという状況が、現状ではわかっております。

そのような点から考えまして、私個人としては、陸上自衛隊の災害復興部隊、こういう部隊が宿毛の中に来ていただければありがたいなという、そういう思いは持っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 自衛隊員は、そもそも我が国の国防に携わる人間としておるわけで、副次的任務として、災害派遣に携わっておりますので、本来任務を間違われぬようお願いしたいと思います。

以上で、簡単ではございましたけれども、誘致活動、今後の私の考え方等も御理解いただくために、質問させていただきました。

次に、防災関係について、質問させていただきます。

立派な防災計画がつくられております。市民の皆様も、ホームページでごらんになっていることと思いますが、アクセスがしづらいような文書になっておまして、ここら辺が改善できればなどは思います。

次に、質問に入りますが、まずC4Iシステムの視点からお聞きします。

指揮所はどこに置かれるのでしょうか。

この指揮所で指示をとる市長以下、執行部の

皆さん方もその中に入るといふことでしょうか。けれども、長期戦になりますので、スタッフはせめて2直体制をとる、あるいは衣食住の備えもするというふことを、まず指揮所の中でもやらなければ、宿毛市はばらばらになります。しっかりとした指揮がとれるような体制を、まず確立すべきと思いますが、まずその前にどこに置かれるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 指揮所はどこに設けるのかという質問でございます。

議員が御質問の中で、説明の中でもいただいておりますけれども、責任者の意思の決定を的確に伝える、そういうところが、指揮所というところにあるのではないかと思いますけれども。

その指揮所とされる市の対策本部は、どこに設置するのかとの質問でございます。

通常の風水害であれば、市役所本庁舎に災害対策本部を設置することになっておりますが、宿毛市地域防災計画にも定めており、地震による津波災害の避難が想定される場合は、L1レベルの津波であれば、宿毛市防災センターに、また、L2レベルの津波が想定される場合は、宿毛市総合運動公園に、災害対策本部を設置することとしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） わかりました。この件については、今後ともディスカッションさせていただきたいと思うんですけれども。

指揮所が、あっち、こっちということになりますと、それに対して、資材等も重複していかなければいけません。一番いいのは、1カ所で全ての指揮がとれるようなところをつくり、あるいは備えるということが大切だろうと思うんですけれども、この辺については、また議論させてもらいたいと思います。

次に、通信について申し上げます。

私はかつて徳島県におるときに、LAIN、ローカル・エリア・インテリジェンス・ネットワークを結びましょうということで、県に働きかけまして、県が動き始めましたので、多分、今ごろはできているとは思いますが、県、各市、消防、警察、自衛隊、海保、漁協、農協、あるいは各地区防災組織が、ネットワークをして、情報の収集、伝達ができれば一番いいわけです。

この際には、主要と予備、副要といたしますか、ダブルの通信機能を確認しておく必要があるんではなからうかと思っております。この辺の備えについては、いかがになっておるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害時には、通常の電話が輻輳することも想定されますので、市役所の電話回線のうち、47回線については、災害時優先電話に指定をしており、あわせて衛星携帯電話につきましても、各防災拠点となる施設に6台、市役所、消防、総合運動公園、小筑紫支所、沖の島支所、鶴来島連絡所、及び救護病院に3台、これは大井田、聖ヶ丘、筒井病院でございますが、配備し、万が一の輻輳時に対応できる体制を整えております。

また、高知県との間では、高知県の防災無線により、通信できる整備がなされており、さらに消防、警察、自衛隊、海上保安署とも、日ごろのさまざまな訓練を通して、衛星携帯電話による情報の伝達、訓練を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

次に、情報の収集でございます。

先ほど、高倉議員の御質問と重複するかも知りませんが、あえて質問させてもらいますが、

情報の伝達のほうについては、かなりきめ細かく、いろいろな複数の手段をお持ちというふうに、先ほど伺いましたが、この収集のほうは、非常に難しいんだろうと思います。

出先の一番被害の大きいところからの情報の流れが、非常に難しいと思いますが、今はマイナスイメージが強いんですけども、無人機のドローン、あるいは無人ヘリコプターですね、コントロールして飛ばせるやつがあるんですけども、それなんかの活用は考慮されておられますでしょうか。

また、導入されようとしておりますNTTデータによる防災システムの機能の一つで、今回は見送りとなっております被害監視カメラ、これが、被害が起こる可能性のあるところに設置しておけば、非常に、無人で有効に情報の収集ができるんじゃないかと思います。

そこら辺のことも含めて、いかな体制をとろうとされているのか、質問させてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小型の無人飛行機のドローン等もあるわけでございますけれども、一定の有用性が認められるものの、全国的には事故が多発していることを受けて、現在、国が規制に向けた法整備の動きがあるようでございますので、そのような情報収集をする方法としても、活用が可能になれば、今後の災害情報収集手段の一つとして、研究してまいりたいと考えております。

また、現在、整備を進めようとしているNTTシステムの、防災システムの情報収集手段の一つであります監視カメラにつきましては、今後、整備をします防災情報システムの拡張機能として、提案されておりますので、今後、システムの運用をしていく中で、財政状況も勘案し

ながら、導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。今までのところの防災関連につきましては、いずれにしても、図上演習をすることが最も肝要だと、私は思います。

問題点の提出に当たっては、この図上演習が極めて有効だと、私は思いますので、年に1回、最低、年に1回は図上演習をして、誰がどの役割をするんだということを、きっちりとお互いに認知し合って、了解し合っておくということが、これは極めて大切なことになると思うので、よろしく、図上演習についても御検討ください。

次に、防災協定ですが、篠山市と北方町との間で協定を結ばれております。

市町村といった、行政の最小単位の支援は、距離的にも離れてて、非常に困難が伴うのではないかなというのが、率直な意見なんですけれども。

もともと防災は、きずな社会の積み重ねでございますから、一つの進歩だと思われま

私、帰ってきたばかりでしたが、東北震災の際に、瓦れきの処理に手を挙げられなかったという、宿毛市のことから見れば、前進だったのではないかなと。いろいろな事情があったように聞いておりますけれども、高知県はどこも手を挙げてなかったですね。

そういう意味で、本当に高知家はきずな社会なのかなというのは、ちょっと気になったところだったんですが、これは余談ですが。

紀伊水道側は、阪神・淡路大震災の経験をもとに、2府8県で、関西広域連合という防災協定を結んでいます。これ、徳島県も入っているんですね。要するに、阪神・淡路の大震災のと

きに活動した県が、一緒になってやりましょうということで、協定を結んだんだろうと思うんですけど。

県単位になりますと、組織づくりは非常に容易なわけです。消防を1台出そうとしても、宿毛市が消防1台出したら、次の消防はもう使えませんよという話になりかねないのですが。

県でやると、2台、3台として、組織的に派遣することができるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、今度は豊後水道側も、山口を入れた6県が、豊後水道に面しているわけですから、この辺のところでは、お互いにアクセスのしやすいところで、協定を結んでおけばいかなものかなと、有効ではないかなというのが、私の意見ですけれども、いかがでしょうか。

大型の共助型ですね。自衛隊が公助であるならば、各県単位のやつは、大型の共助体制ということではいかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

豊後水道に面している6県で、防災協定を締結すれば、相互アクセスの利便性や、大規模な支援組織ができるので、有用ではないかとの質問でございます。

まず、国の動きとしまして、ことし3月に中央防災会議幹事会が、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を取りまとめております。

本計画では、南海トラフ巨大地震発生後、甚大な被害が想定される静岡県から宮崎県までの10県を中心に、最大14万2,600人の自衛隊、消防士、警察官が派遣されることになっております。

このうち、各県への具体的な出動規模が示されているものとしまして、緊急消防援助隊の約950人が、富山、石川、福井、鳥取の各県か

ら、高知県へ駆けつけることになっておりますが、これは南海トラフ巨大地震が発生しても、比較的被害の少ないことが見込まれる地域からの支援を想定しているものでございます。

さて、議員の御提案の、豊後水道に面した6県での協定につきましては、通常の風水害であれば、有用であると考えられますが、南海トラフ巨大地震発生時には、近隣の県は地震による揺れや津波の被害が想定されており、他県の援助まで手が回らない状況が想定されます。

このため、発災後は、近隣県に協力要請せざるを得ないものと、そうでないものとを区別することが重要になってくるものと考えますので、まずは、現在、本市が締結しております相互協定に基づくさまざまな体制の整備に努め、近隣県相互の支援体制につきましては、今後、県を交えた形で、幡多広域や四国西南サミットの、構成市町村との協議の場で、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

防災に関しましては、きずな社会の構築が一番ということで、まずありきということで申し上げましたけれども、日本のあちこちには、活断層が無数に走っております。単に南海トラフだけの話だけではないんです。近隣がお互いに助け合おうよという、その精神を高めるということも、一つの意義があることかなというふうなことで、質問させていただきました。

ありがとうございました。

次に、液状化について、質問させていただきます。

私、子供のころのイメージしかないんですが、新田の、ボラが泳いでいたようなイメージからは、この市がつくられました防災計画の液状化

の被害想定は、かなり少ないんじゃないかなというふうな感じがしておるんです。

とりあえず、一番気になりますのは、福祉センターに避難タワーは設置されましたけれども、これは倒壊のおそれはないんでしょうか。液状化による影響はないのか、そこら辺を懸念しておりますので、教えてください。

また、今後、宿毛市として、液状化への対策はどのようなことを検討されているか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市社会福祉総合福祉センターの屋上の避難場所について、液状化に対しての質問でございます。

宿毛市総合総合福祉センターにつきましては、これは避難タワーということではなくて、避難ビルという形の中で対応しております。

ボーリング調査によって、この本センターが建設されている場所の地層の一部に、液状化する可能性が、確認はされております。

しかしながら、本センターの建物自体や、市が設置した外づけ階段につきましては、液状化する可能性のある地層よりも深い、構造物を支えることのできる支持層まで基礎杭を打っておりまして、液状化や揺れで施設が倒壊することのないように、対策をとっております。

次に、液状化対策でございますが、県がホームページで公開しております高知県防災マップの中に、液状化可能性予測図として、示されているメッシュにより、対象地域を推測するしかない状況でございます。

これによると、宿毛市では、町区や西地区の一部等が液状化する可能性が高いとされておりますが、一定の間隔で、詳細なボーリング調査を実施したものではありませんので、あくまでも予測の範囲となっております。

今後の対策としましては、市内に液状化の範囲が点在している状況でございますので、根本的な対策を講じるには、莫大な予算が伴います。このため、どのような措置が必要で、なかおつ有効なのか、関係機関とも協議する中、震災対策全般の中で、優先順位をつけながら対策を検討してまいりたいと考えております。

参考までに、総合社会福祉センターの外づけ階段のくいの深さは、44.6メートルまで、安定した地層まで打っているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

あくまで液状化については、予測の域を出ないということのようで、これはもう、早急に国のほうにあげて、しかるべき予算措置をとって、対策をとらないと、手おくれになる可能性もなきにしもあらずだなという感じがしますので、よろしく御努力のほど、お願いいたします。

市長に対しましては、最後にマイナンバー制度について、御質問させていただきます。

このマイナンバーが投入されると、職員の手間が大きく低減されるというふうに言われておりますけれども、他方、保全体制についての取り組みは、大変重要になってこようかというふうに考えられます。

先の年金機構の漏えい問題等も含めまして、サイバー攻撃等の対処も含めまして、大変な保全体制をとらないかんのだろうと思いますが、現在、その導入に向けた準備、保全対策等について、とっておられましたらお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

マイナンバー制度は、市民生活にとって重要な基盤となる制度であります。

現在、本市においても、個人情報の保護に万全を尽くしつつ、番号の利用開始に向けて、準備をしております。

マイナンバー制度では、国の方針に基づき、制度、システムの両面から、さまざまな安全策を講じております。

制度面での具体的な安全策について申し上げますと、第一に、窓口において厳格な本人確認が義務づけられており、また、マイナンバー法の規定によるものを除き、マイナンバー付きの個人情報の収集、保管、作成を禁止しています。

加えて、マイナンバーの取り扱いに関する監視監督は、国が第三者委員会である特定個人情報保護委員会に依頼しており、本市におきましても、保有する住基情報等の個人情報につき、基礎評価を実施し、運用開始前までに、その評価の結果を前述の委員会に提出することとなっております。

さらには、故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などには、重い罰則も適用されることとなっております。

また、システムの具体的な安全策について申し上げますと、個人情報を一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理することで、芽づる式の情報漏えいを防止し、また、行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用すること等の対策を実施することとなっております。

市民の皆様におかれましても、昨今の年金情報漏えい事件を踏まえ、大変、御心配のことと思いますが、マイナンバーの運用開始に向け、本市としても、国の方針に基づく万全の安全管理措置を行っていく所存ですので、御理解をいただけるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 市長には、長々とあり

がございました。

続きまして、教育長にお伺いします。

私も議案が出ていることを知らなかった、大変申しわけなかったんですけども。

17日に改正学校教育法が成立したということで、小・中学校一貫教育が始まるということになったようです。

私、個人的には、5・2・2、あるいは5・4の区分けで教育したほうがいいなというふうな、個人的な所見を持っておるんですけども、26年3月の議会で、小・中一貫教育に関し、よりよい教育効果の高い方向の研究をしているとのお答えがあったように読んでおりますが、その辺の研究の成果は出ておられるのかどうか、御質問します。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市における小・中学校一貫教育につきましては、平成22年5月に出されました宿毛市立小・中学校再編計画におきまして、小中一貫教育を視野に入れた取り組みを推進するとしておりました。

平成25年度には、この再編計画を見直す中で、同一敷地内に校舎を建設することをせずとも、より高い教育効果を得られるように、中学校区を軸として、小・中学校は連携をした形を取り組み、小・中連携教育を行っております。

昨年9月議会でも答弁をさせていただきましたが、宿毛市におきましては、小・中連携教育を推進するに当たりまして、中学校の教員による小学校への乗り入れ事業であるとか、各中学校区を中心といたしましたグループ交流による研究の実施などを行っております。

また、県外の小中一貫校などの視察も行う中で、市内各小・中学校におきましても、先進地事例を、効果のあった取り組みも、積極的に取

り入れるなどの、子供たちへのキャリア発達を積み重ねていく下地づくりを進めております。

宿毛市内の学校に取り入れている具体的な事例といたしましては、学習規律の確立であるとか、それを見据えた教室内の掲示物や、教室後方の棚の整理、あるいは卒業生による小学生への読み聞かせ、キャリアノートの作成など、小・中学校につながりをもたせることで、中1ギャップの解消であるとか、9年間を見通した教育活動を行えるように努めてまいりました。

議員のおっしゃいますように、教育委員会といたしましても、自然の中で情操教育をすることも、非常に重要なことであると認識しておりますし、キャリア教育を進める中でも、自然に親しむことで、子供たちのいわゆる生きる力、あるいは生き抜く力を育てていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

質問を省いたところまで答弁していただきまして、ありがとうございます。

次に、愛国心の教育について、お尋ねいたします。

国語の基本方針にも述べています愛国心の教育でありますけれども、これの現状は、どうなっているのでしょうか。

私としては、先ほど、教室のレイアウト等のお話もございましたが、国旗は必需品だと思います。

それと、グローバリゼーション化の今日、子供たちに地球儀を見せる、この2点は、各教室にセットとして置いたらいかがなものかなというふうな、私の個人的な所見なんです。

愛国心の教育の現状と含めて、お願いたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員の、愛国心の教育につきましてですけれども、教育委員会といたしましても、児童生徒の将来が、国際社会においても尊敬され、信頼される日本人として、成長していってくれることが、日本人としての自覚を養い、それから国を愛する心を育てるとともに、我が国の国旗や国歌に対して、正しい認識と、それらを尊重する態度を育てることは、非常に大切なことであると考えております。

教室内への日本国旗と地球儀の設置でございますが、教科のテストの兼ね合いでございますとか、教室内のほかの掲示物でありますとか、学校によって、設置がなかなか難しい状況もあると思われれますが、宿毛市の進めるキャリア教育におきましても、副読本である、宿毛の21人を使いながら、宿毛のため、国のために偉業を達成した先人たちから学びながら、ふるさとを愛する心をゴールイメージとして、育てていることに主眼を置いておりますし、そのことが、十分、愛国心につながるものと考えております。

また、国旗につきましては、終業式、あるいは始業式、卒業式等の式のときには、必ず掲揚しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、そういう場面での、国を愛する心を培っていくことは、とても大切なことであると、私自身も思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

最後になります。中学生の武道教育ですが、この前、ちょっとお聞きしましたら、剣道を取り入れておられるということで、非常に心強く感じた次第です。

武道は、本来、礼に始まり礼に終わるということで、人間の情操教育上、非常に効果があるものというふうに、私は思います。

先ほど御説明ありました、郷土の21人の、明治の偉人の教育も、副読本でされているというふうに聞きまして、私も借りて読みました。非常にいい本で、感銘いたしました。

この多くの人たちは、戊辰戦争の戦火をくぐっておるんです。無私の精神ですね。私の心、私をなくす、無私の精神。仏教的に言えば忘己利他というんでしょうけれども、それと文武両道にすぐれた人たちであったなど。女性の人もおられて、お坊さんの人もおられるので、全員ではないですけれども、多くの方が戊辰戦争の戦火をくぐり抜けて、地域のため、宿毛の機勢隊に入って行った方々、あるいはほかの陸援隊に入っていた方々、いろんな方がおられますけれども、少なくとも地域のため、国のために、私の命を投げ捨てて戦った人たちが、生き残った後、またこれ、無私の精神で、自分が勝ち得た、そういった財力やステータスを、みんなに配って行って、宿毛のまちを繁栄させていったということ等、副読本で読みました。

全く、そのような人間形成があればいいなと思っています。

武道につきましては、質問の答えは結構でございますが、引き続き、剣道を続けて、子供たちの教育に当たってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

-----

午後 2時53分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7番、山上でございます。

きょうは、私が最後になるかと思っておりますので、もうしばらく御辛抱をいただきたいと思っております。

私も2期目になりまして、ひとり立ちをするために、ひとり会派となりました。会派名は、高知市議会でひとり会派で活動されております友人が名乗っております会派の名前と一緒に、みどりの会といたしました。

ひとりと思って手を抜かないように、御答弁のほうをよろしく願いいたします。

それにしても、午前中の松浦議員の質問に対しまして、市長は、次期市長選挙に出ないというようなことを表明されましたので、少しレームダックになるのではないかというふうに心配はしております。

それですけれども、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、最初の項目になりますけれども、防災・減災・事前復興ということで、南海トラフ地震への備えとして、避難経路等の沿道の、特にブロック塀などの危険箇所の扱いについて、お伺いいたします。

避難箇所の整備につきましては、各地区で順次、進められておりますが、そこに至る避難経路につきましてはの安全性の確認、あるいはどこに、どのような障害物になりそうなものがあるかなどの把握はされているのか、箇所数などを含めてお聞かせください。

また、それらの対応は、どのようにされるおつもりでしょうか、あわせて市長の御所見をお伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 7番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震対策として、避難経路における危険箇所の把握、対応についての御質問でございます。

本市におきましては、南海トラフ地震発生時の避難経路における危険箇所の把握は、明確にできていないのが現状でございます。

こうした中、南海トラフ地震発災時に、津波被害が想定されます沿岸部について、今年度より、県、宿毛市及び自主防災組織が連携し、3年をかけて204カ所の避難場所及び22カ所の避難ビルに通じる避難経路の現地点検を行うこととしておりまして、先日、宇須々木地区から作業を開始したところでございますので、今後、一定、把握ができていくものと考えております。

加えて、現地点検により、行政と各自主防災組織が共通認識を持つことで、一層の防災・減災対策につなげてまいりたいと考えております。

なお、避難経路にある危険なコンクリートブロックの撤去、改修に対する本市の補助事業としまして、上限で20万5,000円の助成を行っておりますので、市民の皆様におかれましては、ぜひ御活用いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ありがとうございます。

続きまして、防災・減災に関連しまして、住宅の耐震化についてお尋ねしたいと思います。

これは、以前より御指摘をさせていただいておりますけれども、避難場所の整備は進んでおりますけれども、住宅の耐震化が進んでいないようでありまして、住宅が倒壊して、下敷きにもなりますと、避難場所を使うに至らないこととなりますので、ぜひとも住宅の耐震化にも力を入れていただきたいというふうに思います。

最近の地震の発生予測も、今後30年以内に70%の確率で起こるというふうに、確率も10%ほど上昇しております。

県も防災・減災に力を入れていることは御承知のとおりだと思いますけれども、耐震改修が進まない理由の一つに、工事をする業者登録が少ないことも挙げられております。

補助金をもらって工事を行うには、県の業者登録が必要になります。登録はひとり親方の大工さんでもできるんですけども、耐震診断士の資格がなければできません。その場合には、耐震診断士を持った方と連携が必要になります。逆に言いますと、連携さえすれば、ひとり親方の大工さんでも、補助金による耐震改修工事が可能になります。

そうしますと、登録業者も多くなるといいますし、耐震改修も増加するのではないかと思います。

そのためにも、大工さんなどと、診断士の資格を持った設計事務所との間を、市が仲介して、設計者と大工さんなどを結びつけるパイプ役になることはできないでしょうか、市長の御所見をお伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住宅の耐震化促進に向け、個人の財産と関係業者間の連携についての御質問でございます。

住宅の耐震改修が進まない要因としまして、耐震改修工事費の自己負担が大きいこともありますが、議員御指摘のとおり、個人大工や工務店等が耐震改修工事の施工業者として、簡単に事業者登録をすることができないこともあると考えます。

これは、診断士の資格を所有していない個人大工などが、事業者登録をするには、登録耐震診断士と連携して、耐震改修工事を行うことが要件となっているため、現状で、個人の個人大工

さんなどと登録耐震診断士と連携がとれていないことに起因しているわけであります。

こうした中、昨年7月には、宿毛市建築協会及び高知県建設労働組合宿毛支部への、各会員へ事業者登録をしていただくよう、依頼をしてきた経過がありますが、会員になっていない個人大工や、工務店等の施工業者に対しては、十分に周知がなされていないのが現状であります。

このため、まずは、施工業者と診断士等を結びつけるための手段として、登録耐震診断士が掲載されている県のホームページと本市のホームページをリンクして、登録耐震診断士の状況がわかるような措置をとり、さらに今後におきましても、効果的にお互いの連携がとれるような対策を模索してまいりたいと考えております。

また、今後の耐震化率を向上させていくためには、施工業者に低コスト工法等を取り入れていただくことも必要と考えておりまして、来る6月26日に宿毛市防災センターで耐震改修に携わる工務店や、耐震改修に関心のある方を対象とした耐震改修低コスト工法講習会が、県主催により行われることになっており、登録方法等の説明もあるようでございます。このような講習会へ関係事業者にも参加していただき、さまざまな工法を学んでいただくことで、事業者登録の増加にもつながるものと考えております。

なお、耐震改修工事の実施に当たり、現在、宿毛市におきましては、昭和56年5月31日以前の設計により、建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する補助事業を実施しております。

本事業は、耐震診断、耐震設計、耐震改修の三つに分かれておりますが、このうち、耐震診断につきましては、今年度から無料で実施できるようになりましたので、市民の皆様には、積極的に活用していただければと思っております。

ちなみに、現在の登録事業者数に関しまして

は、診断が15、設計6、改修が8事業者となっており、補助金につきましては、診断は先ほども言いましたように、無料、設計に関しては、上限20万5,000円の3分の2補助となっております。

改修につきましては、92万5,000円を補助する、そういう形になっておりますので、市民の皆さんも、周知していただければと思っております。

答弁を終わります。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうも、御答弁ありがとうございました。

先ほどのコンクリートブロック塀の撤去、改修における補助制度や、耐震診断の無料化などは、できるだけ多くの方にPRをしていただきまして、危険箇所の解消は実現できるようにしていただきたいというふうに思います。

また、防災・減災のためには、実質的な住宅の耐震改修が促進するように、業者間のマッチングをされる仕組みづくりも、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。

次になりますけれども、これは事前復興についてでありますけれども、これは、どちらかといえば、まちづくりの範疇になってくるのかもしれないけれども、市長が認識されているところをお聞かせいただきたいですが。

ことし4月には、高知新聞にも特集されておりましたので、御存じのことと思っておりますので、御承知の範囲で結構ですので、お聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

御質問にありました事前復興の記事については、ことし4月21日の高知新聞に掲載されていた記事についてのことかと思っております。

新聞記事にありましたように、事前復興につ

きましては、災害が発生した際のことを想定し、事前に都市計画やまちづくり計画を立てていくことで、被害を最小限に抑えることができるとともに、迅速な復興にもつながる措置として、大変重要な意味を持つものと認識しております。

現在、県でも指針等を策定しているとお聞きしております。

市としましても、今後、防災対策全般の事業に優先順位をつけながら、対策を進める中で、取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 事前復興をお伺いしたのは、事前復興としての、大島中央線へのライフラインを整備してはどうかということが、本来の質問の趣旨なんですけれども、現在、沿道に土地を持っている若い夫婦が、大島中央線の沿道にですけれども。水道などがひかれておれば、高台でもあり、大島に帰ってきたいという話もございます。

市が集団移転を行うような、集落移転ですね。集団移転を行うようになれば、莫大な予算が必要になりますけれども、インフラである道路などを先行させることで、そこに市民の方々が建物などをつくって、張りつくようにでもなれば、やがて希望者は高台移転ができるようになるのではないかというふうに思います。

時間はかかるのかもしれませんが、必要を感じた方々が移転すれば、行政的には負担は莫大にならず、高台移転が実現できることになるのではないかと思います。

市内でも、このようなケースが発生する可能性もあると考えられますので、現在、できている大島中央線で実証してみてもどうかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、大島地区につきましては、高所の大部分は、地図混乱地域であり、登記簿上の土地と現地では、その位置や面積に相違があるため、境界が明確になっていないという状況がございます。

そして、市道大島中央線の道路新設事業においては、道路部分は道路用地として、残りは大島桜公園用地として、境界を特定せず、用地買収した経緯がございます。

道路沿いの土地は大島桜公園用地であるため、宅地化することは、目的外使用となるので、市道大島中央線へのライフラインの整備については、考えておりません。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 大島中央線には、ライフラインを整備する考えはないということでございますけれども、先日、説明を受けました消防団の再編計画案ですか、これによりますと、大島の詰所を高台にとのことでありましたが、場所的には、大島中央線沿線しかないのではないかと思います。

そのためにも、ライフラインの設置が求められると思いますけれども、詰所の位置などを含めて、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防団の再編計画につきましては、人口の減少や、初動形態の変化、消防団詰所の老朽化などを受けて、消防団員の安全確保並びに消防団の維持可能な体制強化、及び機能強化を目的に、期間は平成27年度から平成36年度までの10年間を計画をしております。

消防屯所につきましては、必要不可欠な施設であり、高台にあることが望ましい、このように考えておりますので、宿毛市の用地で、場所

の特定ができましたならば、ライフラインの整備については検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ぜひとも、ライフラインにつきましては、御検討をいただければというふうに思います。

次は、ガラッと項目が変わりますけれども、ふるさと納税について、お伺いをいたします。

宿毛市は、今年度、インターネットの会社に委託したとの報告を受けておりますけれども、どこの企業に、どのような条件で委託しているのか、また、今年度の目標は幾らにしているのか。それに、返礼品に当てる還元率はどのくらいにしているのか。

ちなみに、過去のふるさと納税の実績は幾らだったでしょうか、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市におけるふるさと納税制度の取り組みについてでございます。

宿毛市では、これまで、宿毛市出身者や宿毛市との関係の深い方々等から、ふるさと納税制度を活用して、貴重な浄財を御寄附いただいております。

平成27年度から、他市町村の取り組み等も参考にしながら、より多くの御寄附をいただけるよう、全国でも最も有名なふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスを管理運営している株式会社トラストバンクと、契約を締結いたしました。

なお、本社は東京都でございます。

寄附金受領書の発行や、直接、市役所の窓口へ連絡をくださる方への対応業務等、これまでどおり宿毛市で行う業務も残りますけれども、

お礼の品である返礼品の品質、発送、在庫管理や苦情対応、さらにはふるさとチョイスのサイトを利用する権利、入金管理システムを利用する権利など、ふるさと納税に係る業務全般を外部に委託することで、今後、急激にふるさと寄附金がふえた場合にも、寄附していただいた方に対して、適切な対応が可能になるものと考えております。

金額面での条件につきましては、株式会社トラストバンクに対して、寄附額の8%を支払うこととしています。

また、クレジット決済を当サイトで行うため、導入費用3万円、月額基本使用料1,500円、及び代理納付システム使用料として、寄附額の1%を支払う条件で、別途、ヤフー株式会社と契約をしているため、宿毛市が支払う業務委託料は、総額で、寄附額の約9%となります。

目標額の質問もあったようでございますので、続けてお答えをいたします。

今年度の目標設定金額についてですが、平成27年度当初予算におきまして、1,000万円を計上しております。お返しに充てる還元率につきましては、御寄附をいただいた方へのお礼の品として、宿毛市外の方に限りますけれども、寄附額の30%相当の返礼品を贈呈いたします。

過去のふるさと納税の実績につきましては、平成20年度にふるさと納税制度が始まって以来、現在までのふるさと寄附金件数は114件、総額は967万7,473円となっております。

参考までに、この制度、若干補足させていただきますと、業務委託料として、いいですか。そしたらまた、質問があればお答えいたします。以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ありがとうございます。

昨年度、長崎県の平戸市は、13億円近いふ

るさと納税を集めているようですが、このことについて御存じであれば、これだけ集めた要因は何であったかなどについて、お聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平戸市につきましては、昨年、日本で一番、ふるさと寄附金を集めた自治体である、このように聞いております。

平戸市は、返礼品の種類も多く、ポイント制を導入したり、市独自でふるさと納税ポータルサイトを運営するなど、先進的な取り組みを行っていること。

また、マスメディアに大きく取り上げられたことも、ふるさと寄附金が急増した要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ありがとうございます。

平戸市では、聞くところによりますと、寄附された金額の75%を返礼品にしているということで、そのことが最大の要因ではないかということでありました。

これはどういうふうに評価するかということになりますけれども、約13億円のうち10億円近い金、品物をお返ししているわけで、税としては、3億円程度になりますけれども、手数料などを差し引いても、相当な額にのびります。

それ以上にすごいのは、平戸市の物品が、10億円ほど、全国の方々に届いたという事実でございます。

別の言い方をすれば、平戸市は、制度をうまく活用して、市の産物を全国に10億円ほど売ったということになると思います。

宿毛市も、もう少し、平戸を見習って、返礼品の率を上げて、全国から寄附をいただき、そ

のお返しに宿毛のあらゆる産品をお返ししてはどうかと思いますし、宿毛の産品を売っていくというような考えをすることも必要ではないかと思えます。

ものは考えようということがありますが、全国の多くの方々に寄附をいただければ、それだけ多くの宿毛の産品を手にとっていただけることになり、産品のPRにもなりますし、宿毛自体の情報発信にもつながり、PRにもなると思えます。

このことがきっかけとなり、一度、来てみようと思っていただければ、さらなる効果が生まれるのではないかと思いますので、来年度以降は、ぜひとも再考されて、返礼品の比率を高めるよう、検討していただけたらと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ふるさと納税に対する返礼品の還元率を上げるべきではないかとの質問でございます。

本来、ふるさと納税制度は、さまざまな理由で、生まれ育ったふるさとを出ていくことになった方が、ふるさとへ税制を通じて貢献する仕組みができないかという発想のもと、この制度はできたという背景がございます。

これまでの寄附金額につきましても、総額で見れば少ないかもしれませんが、ふるさと宿毛市のために、何か役に立ちたいとの思いから、毎年、寄附を続けてくださる方や、お礼の品は要らないと、断る方もおられます。

本市では、そういった方のおつき合いを、今後とも大事にしたいという思いから、まずは、複雑な寄附手続を簡略化するため、インターネットでの寄附、クレジットでのお支払い、振込手数料がかからない納付書の作成等、今まで御不便をおかけしていた方、または寄附したくても手続が煩雑で諦めていた方のために、今年度

は利便性を向上させることに力を入れました。

なお、国からも、寄附額に対して、返礼割合の高い返礼品を送付する行為は、自粛するよ  
うにとの通知も預かっておりますので、現時点  
では、返礼品の金額は、寄附額の3割相当が妥  
当であると考えております。

しかしながら、今後の対応については、実績  
等総括をしながら、考えていくべきことでは  
ないかというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ありがとうございます。  
た。

高い返礼品を、国から自粛するよ  
うにと通知が来ているということですが、その許さ  
れる範囲内でアップさせて、宿毛市の産品を  
売り込むという観点で、取り組んでいただ  
ければと思います。

私の、個人的には、返礼品に、手数料を  
抜いた全てを出してもよいのではないかと  
思っております。取らぬタヌキの皮算用  
といわれるかもしれませんが、例えば、仮  
に手数料を差し引いて、還元率を90%  
としましたと、1億円の納税をいただ  
ければ、宿毛市の産品が9,000万円  
も全国に売れることになるわけ  
です。

税収の増加よりも、こちらのほう  
が、はるかにメリットがあるという  
ふうに思っております。ぜひとも、  
来年度以降は、ふるさと納税の  
還元率のアップとともに、宿毛  
市の売れるものは、全てリスト  
アップして、というより、いろ  
いろなものや、ことを売り物に  
仕立て上げて、返礼品にする  
ようにしていただけるように  
要望しておきたいと思  
いますし、難しいですが、優秀  
な職員の方ばかりですので、  
そこにも、それにも増して、  
多くの方に寄附をいただける  
ような工夫もしていただ  
ければというふうに思  
います。

次の項目に移ります。

人工透析の現状について、お伺い  
します。

最近、人工透析を受けている  
方のお話を伺う機会がありま  
して、現在、市内には通院患  
者に対して、人工透析がで  
きる病院が1カ所しか  
ないよう  
でして、行くのにも、タク  
シー代などの交通費が  
かさみ、病院に行  
っても、待たされる  
ことも少  
なくないということ  
でありました。

このような状況を、市長は御承知  
でしょうか。御存じであるとし  
ましたら、何か改善策などあ  
ればお聞かせいただけます  
でしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答え  
いたします。

現在の人工透析を受けている  
方々等のこと等についての質  
問でございますけれども、平  
成27年6月1日現在、宿毛  
市在住の透析患者の実数は  
55人、このようになって  
おります。

透析を受けている病院につ  
いては、宿毛市からは5カ  
所あり、川村内科クリニック  
が34人、幡多けんみん病  
院が6人、四万十市立市民  
病院が3人、四万十市にあ  
る幡多病院が11人、愛南  
町の南宇和病院が1人と  
いった状況であり、片道の  
通院距離が30キロを超  
えている患者さんもお  
られます。

その辺から説明いたします  
と、通院に係る経費につ  
きましては、宿毛市腎臓機  
能障害者通院費助成事業  
を実施してございまして、  
市内在住で、月8日以上  
の透析療法を受けている  
方を対象として、自宅から  
医療機関までの往復距離  
と、通院回数に応じ、ガ  
ソリン代相当額を助成す  
るもので、通院実績に  
基づき、半期ごとに支  
給をしております。

直近3年の実績としま  
しては、平成24年度が  
対象者37名、176万1,000  
円、平成25年度が対象  
者41名、239万3,000  
円、平成26年度が対象  
者47名で、234万3,000  
円とな  
っております。

さらに申しますと、タクシーやバスで通院した場合には、患者さんの負担は大きくなってこようかと思いますが、近隣の市町村の制度と比べると、月当たりの上限額がないことや、一定距離数以上の方だけを対象としていないことから、経済的な負担を軽減できているのではないかと考えております。

病院での待ち時間等についてでございますけれども、病院のスタッフも限られた人数で実施していることと思いますので、機械の準備等に時間がかかり、お待たせすることもあるのが現状ではないかと思っております。

しかし、現状の病院数や機械の台数には限りがあることも考えますと、このような状況になっているのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 人工透析を受けている方々の要望としましては、何か、国の補助制度などあれば、それらを活用して、市内にもう1軒、人工透析ができるところをふやしていただければというふうなことがありますして、そうしますと、利便性も改善されるのではないかと思いますけれども、市長は、その辺のことについて、対策はどのように考えますでしょうか、御所見をお聞かせください。

ちょっと似たような質問になりますが。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国の制度などを利用して、病院をふやすことができないかという質問でございます。

確かに、ふえれば待ち時間の減少につながると思えますし、町区や西方面に病院があれば、通院に係る負担が軽減される患者さんはいらっしゃる、このようには思いますが、現在の国や県の制度では、補助対象とならない状況でござ

いまして、病院数をふやすのは困難と思われま

す。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 7番山上庄一君。  
○7番（山上庄一君） ありがとうございます。

人工透析のために、通院することについては、交通費等、出されているということですが、人工透析の病院をふやすような制度はないというのは残念ですが、病院がふえれば、交通費の行政負担も少なくなるのではないかと考えますので、市が独自に支援することも検討をされてもいいのではないかとこのように思います。

その辺を検証して、国のほうにも働きかける必要があるのではないかと考えます。

また、人工透析に至らないような予防策も含めて、実施していただかなければならないことは、申すまでもないと思っております。

6月14日の日曜日の高知新聞の経済欄に、囲み記事ですが、こういうような囲み記事ですが、これに、広島県の呉市の予防策の事例が紹介されておりました。

宿毛市でも、ぜひ、このような事例を参考に、対応策を講じていただけますよう、御指摘をしておきたいというふうに思います。

では、質問の最後になります。

大島橋のかけかえについて、お聞きいたします。

昨年度は、大島橋につきましては、概略設計までされたとのことでありましたが、今後、どのようなスケジュールになっているのでしょうか。地元のほうにも説明がありませんので、このことを、まずお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 大島橋のかけかえについて、御答弁いたします。

昨年9月議会で答弁させていただいたときは、予備設計の期間内であったため、高知県等の関係機関と協議調整をする準備をしておりました。

その後、10月22日に予備設計を完了しております。

平成27年度の予算では、詳細設計を発注する計画でしたが、並行して進めていた県管理の与市明川にかかる廻角橋の詳細設計が完了し、本年度から用地買収を着手することとなったため、廻角橋のかけかえが完了後に、詳細設計を発注し、公有水面の埋め立て等、関係機関と協議を重ねながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 7番山上庄一君。

○7番(山上庄一君) 大島橋につきましては、今年度は予算も計上されていないので、随分と優先順位が後退したのではないかと気になっております。

半農半建で、建設業も半分やっている関係で、目につくのかもしれませんけれども、市営住宅に対しては、昨年度、基本設計に続いて、今年度は実施設計が計上されております。

これも、国の補助制度の縦割行政の弊害が要因になっているのかもしれませんけれども、なぜ大島橋は概略設計に引き続き、詳細設計の予算が計上されなかったのか、その辺をもう一度、理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(沖本年男君) お答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたとおり、与市明川の河川改修断面を阻害している廻角橋のかけかえが、急務でございます。

さらには、また、さきの質問でもお答えしましたけれども、避難道路として、新田や高砂地域の皆さん方が、非常時に避難をしていく、そういう道路としても急がれている、そういう事

業であるというふうに認識をしております。

そしてまた、国の方針で、昨年7月に道路、橋の定期点検要綱、こういうものが策定されまして、長さ2メートル以上の橋梁は、5年に1回の点検が義務化となりました。

宿毛市には、該当する橋が336カ所もあり、そのほとんどが建設からかなりの年数が経過しているため、橋梁点検費及び点検結果による多大な橋梁補修費が必要と予想されるため、2橋を並行して、かけかえすることは、財政的に困難である、このことを御理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○副議長(山戸 寛君) 7番山上庄一君。

○7番(山上庄一君) ありがとうございます。

廻角橋が先行する必要性で、大島橋はその後になったということですが、大島橋につきましては、地元の方々の関心が高い事案でございます。地元の方々にも説明会などをしていただけるよう要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長(山戸 寛君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(山戸 寛君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時37分 延会

平成27年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成27年6月23日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年男 君
副市 長	安澤 伸一 君
企画課 長	出口 君男 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課長補佐	長山 敏昭 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会委員長	野口孝夫君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時12分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

14番、濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代です。

先月5月の臨時議会の折に、初めてこの議場に入らせていただきました。そのとき、この後ろの傍聴席で見ていたのとは、また違う景色、違う雰囲気、大きな緊張感を抱いたことを覚えております。

そして、本日はこうして定例の6月議会で、この発言席、質問の場に立たせていただきました。また、5月のときとは違う緊張感に包まれております。そしてまた、議席をいただきましたその責任の重さ、痛感いたしております。

私は、高校卒業以来、長らく宿毛を離れておりました。宿毛のことについて、知らないことがいっぱいございますけれども、宿毛を違った視点で、外から見てまいりました。そういった違った角度、視点で見てきたことが、この議会の場で、宿毛市のため、少しでもお役に立てればと思っております。

とはいえ、初めての質問でございますので、不行き届きな点も多々あるかと思ひますし、質問内容が過去のものと同様になってしまうこともあるかと思ひます。どうか、広い心と温かい目で見守って、御容赦いただければ幸いです。

本日は、よろしく願いいたします。

それでは、まず、私が最初に質問いたします

のは、この4月に開催されました、宿毛市にとりましては大変大きな二つのイベントに関してでございます。

宿毛マラソン大会、そして産業祭についてでございます。

この二つの事業に関しましては、これまでもたびたび、この一般質問の場、質問にあげられてまいりました。

ただ、宿毛マラソン大会も、第1回、そしてまた産業祭につきましても、それまでの秋の開催、11月の開催から、春の開催、4月の開催へと移行いたしましての初めての産業祭ということもございまして、どちらも今後につなげていくため、問題点、改善点、そして成果や効果などを、市長からお伺いできればと質問に挙げさせていただきました。

まず、宿毛マラソン大会についてですけれども、前回の3月議会の折も、現岡崎議長、そして寺田議員も質問にあげていらっしゃいましたが、市長から、第1回の大会終わりました後に、実行委員会として、反省会といたしますか、総括をするような場を設けて、第2回目につなげていくような、そういった会合を催すということをお返答なさっていたと記憶をいたしておりますが、開催から2カ月が経りました。そのような会議等は行われておりますでしょうか、まずその点をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。2番、川村議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛マラソンの総括という形の中で、3月以降の取り組みについて、どのような形で対応してきたのかという御質問でございましたけれども、若干、この間の流れ、前段の説明も含めまして、そのことについてお答えをさせていただきますというふうに思ひます。

過去5回の花へんろマラソンの経験を生かして、地区長連合会を初め、市内各種団体の皆さんに、ボランティアの参加要請を行う中で、市民の皆さんがボランティアとして参加しやすく、市民の皆さんも一緒に楽しめる大会となることを最優先として、取り組んでまいりました。

大会の準備や運営については、個別には最善を考えていかなければならないところもあろうかと思いますが、特に大きな問題もなく、スムーズに行えたと感じております。

しかしながら、参加者が目標を下回ったことや、開催時期、スタート時間など、電話等でお寄せいただいたさまざまな意見にも耳を傾け、3月議会でも申し上げましたが、次回以降の大会に生かせるよう、実行委員会で協議検討してまいります。

御質問ありました実行委員会の開催につきましては、現在、第1回大会の決算見込みが完了いたしましたところであり、7月の上旬には、委員会総会を開催をしたい、このように考えておりました、まだ総会を開いておりません。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 2番川村三千代君。

**○2番（川村三千代君）** 実行委員会はまだ開かれていないということで、実行委員会の総意としてのお話はお伺いできませんけれども、大会のリーダーとして、指揮をとってきた市長の御返答を、ここからはお願いをいたしたいと存じます。

まず、参加者が当初の目標に届かなかったということでございますが、845名の参加申込者がございます、そして当日、実際に参加なさったランナーの皆様が685名とお伺いをいたしております。

もちろん、このような大会を催す場合、辞退者や、キャンセルの方々が出るのは当然でございますけれども、過去の宿毛花へんろマラソン

と比べまして、辞退者、キャンセルの数、割合というのはいかがなんでしょうか。この点、お願いいたします。

**○議長（岡崎利久君）** 市長。

**○市長（沖本年男君）** お答えをいたします。

通常、どういった大会でも、キャンセルは発生しており、多くの大会でも、1割程度のキャンセルは発生していますので、今回もその程度は、想定はしておりましたけれども、宿毛マラソンについては、2割弱のキャンセルが、当日発生いたしました。

県外等、遠方からの参加者が割合的に多い大会については、当日の都合がつかず、キャンセル率が高くなる傾向がありますが、今大会をキャンセルした理由について検証することは、棄権者に対してアンケート等を実施しているわけではございませんので、当然、難しいと考えております。

ただし、せっかく、エントリーしていただきましたので、通常、他の大会では行いませんが、参加者のみに手渡される参加賞を、当日、キャンセルされた全選手に郵送し、宿毛のPRと、次回大会への参加を呼びかける取り組みをいたしております。

キャンセルの割合等について、少し御報告させていただきますけれども。

先ほど言いましたように、エントリー数が845名で、出走者が685名、棄権が160名ということで、そのうち、高知県内からエントリーしていただいた方が377名、それで出走者が312名、65名棄権しております。

県外からは、468名エントリーしていただき、373名が走り、95名が棄権ということになっております。

エントリー数に占める棄権者の割合は、全体で18.9%、県内は7.7%で、県外が11.2%、このようになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今回、キャンセルをなさった割合が2割弱と、多少多かったということですが、その要因として、私もいろいろ考えてはみたんですけども、今回のマラソン大会、土曜日開催ということで、大体、マラソン大会の開催曜日は日曜日が多いんですけども、ことしは統一地方選挙もございましたし、なかなか日曜日開催が難しかったという経緯もございますが、出走なさる、参加なさるランナーの方ももちろんですが、ボランティアで参加をなさる市民の方々の中にも、やはり土曜日開催では、ボランティアに参加するのがなかなか難しいというような御意見も頂戴をいたしております。

週休2日制が大分、普及をしておりますが、それでもまだ、土曜日が仕事という企業や団体、組織も多うございます。

先ほど、第2回に向けて、いろいろ開催日等も御検討なさるといってお答えをいただきましたが、この開催曜日につきましても、御検討をしていただければ、また辞退者の割合の低下につながっていくのではないかと思いますので、この点、またよろしくお願いをいたしたいと思っております。御検討ください。

次に、質問を申し上げますのは、このマラソン大会の名称についてでございます。

宿毛マラソン大会という、大変シンプルでストレートな名称ですけども、こちらのマラソン大会の名称について、市長はどのような印象、また考え方をもちでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大会の名称については、実行委員会の中でも、実際、意見が分かれて、幾つかの候補を出し合っていて、最終的に宿毛マラソンがシンプルでわか

りやすいなどの理由から、採用されました。

また、議員御指摘の、大会を象徴するような大会名が望ましいのではないかと、そのような考えも、御意見でありましたし、また、議員の御意見でございますけれども、大会名をシンプルにしたかわりに、今回は、「わざわざ来ちゃ！土佐宿毛リバーサイドハーフ&ハーフマラソン」と、サブタイトルをつけました。

テーマや特色を、サブタイトルに盛り込み、大会の特徴を、表せていけばというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 宿毛マラソン大会の開催、私が宿毛に帰ってくる前に、新聞紙上で拝見したところだったんですが、非常にシンプル過ぎると申し上げては申しわけないんですけども、そういった印象を受けたことを覚えております。

例えば、高知マラソン、こちらのほうも、市民マラソンとしてリニューアルする際に、高知龍馬マラソンと改名をいたしまして、今、多くのランナーを集め、大きな大会として成長しております。

また、県内のマラソン大会を見ても、例えば、香南市香我美町で行われております、山北みかん健康マラソン大会、これは香南市香我美町の名産品、特産品であります山北みかんを大会名に盛り込むことによりまして、その地域の名産品を売り込む、そしてまた、のどかなミカン畑が広がる中を疾走するという、そういったイメージを持つ大会となっております。

また、梶原町で行われております龍馬脱藩マラソン、こちらのほうも土佐藩を脱藩した龍馬が通ったという、その山道をコースに組み込むことにより、マラソンランナーはもとより、龍馬ファンにもアピールするような大会となって

おります。

そしてまた、旧本川村の時代から、今はいの町となりましたけれども、開催しております四国のでっぺん酸欠マラソン、こちらのほうは、四国で一番標高の高い、町道瓶ヶ森線をコースにしております、その標高の高いところを走る、また、四国山脈の雄大な自然の中を走破できるという印象を、ランナーに与えまして、それぞれ多くの参加者の方を募っていらっしゃいます。

こういうふうに、名称ひとつにしましても、各自治体、創意工夫を凝らしまして、その地域の名産品を売り込む、また歴史的背景、またコースの特徴などを織り込むことにより、少しでもランナーの皆さんに魅力を持ってもらえる大会として、考えております。

どうか、その点も、もちろんサブタイトルでそういったことをあらわすのも結構ですけども、名称というものは、やはりまずランナーの心をつかむ大切な、まず第一段階であると思っておりますので、またお考えをいただければと思います。

そして、続きまして、コース、また種目についても御質問を申し上げます。

コースに関しましては、確かにいろいろと交通規制の問題ですとか、運営上の問題等、さまざまあることと存じますけれども、やはり市民の皆様から、もう少しコースの選定を考えたほうがいいのではないかという声も承りました。

また、種目につきましても、今回、ペアリーの部というのを設けておりますが、正直、余り一般的な種目ではございませんし、私の友人で、ずっとそれまで宿毛花へんろマラソンに参加しておりました友人は、どうも今度の宿毛の大会は、ペアリーのほうに重きを置いているようで、どうもこれまでのフルマラソンの愛好者としては、敬遠したいというようなことで、

今回、エントリーを見送ったような経緯もございます。

コース、種目についても、御検討をいただきたいと思っておりますが、市長、その点いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

コースや、あるいはその種目について、どのように考えているのかという質問でございます。

今回の第1回の宿毛マラソンは、さまざまな議論の中で、特に花へんろマラソンが5回で終わって、そして見直すという中で、市民の皆さんからも、何とかこれを総括をしながら、市民参加する形でのマラソンを復活してほしいと、そういう強い要望のある中で、いろんな団体の皆さんが集まって、その中でとりあえず、本当にまとまってできる、その内容で1回から始めようじゃないかという形で始めました。

ですから、例えば、宿毛マラソンという名前に関しても、最大公約数として、いろんな意見のある中で、まずこれからいこうじゃないかと。また、今後も、当然、検討できる分野ですから、そういうところから出発したということもございます。

そして、コースにつきましても、今回は、先ほど議員申されましたけれども、ハーフアンドハーフマラソン、これが新しい、余り各地域で行われていない種目であるということで、ぜひともここを大きく盛り上げて、他の地域では余りやられていない、このようなところを伸ばして、特徴あるマラソンにしようではないかという、大きな狙いもございました。

実際は、なかなか宣伝等が行き届かない点、あるいは先ほど言われたように、余りどこでも、逆に言えば、行われていないという形の中で、そのような情報が、そういうランナーの皆さんに伝わってなかったというふうに思うわけでご

ざいますけれども、今後は、ぜひともそこを伸ばしていくことで、私は大きく盛り上がっていくことができるのではないかなという感じは思っております。

そのような、ハーフアンドハーフという形の中で、コースを、今回のような形で決まったということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） そして、次に、マラソン大会終了後に行われました後夜祭についてですけれども、こちらのほうも、市が想定していた人数とは、大分、参加者が少なくなったとお伺いしておりますが、この後夜祭について、市長、数の目算が違っていたということなんですけれども、この辺の原因は、また何か心当たりのこと、ございますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

後夜祭の狙いとしては、土曜日の開催ということで、次の日、日曜日であるので、ランナーの皆さんには1泊、泊まっていただくということも念頭に置きながら、ぜひとも後夜祭、前夜祭でなくて、今までの後夜祭でやろうということを決めたわけでしたけれども、やはりランナーの皆さんは、帰られる方が多いということと、それから、それぞれゴールに入る時間が、非常にずれがございまして、その点で、後夜祭の時間に、早くから待たないかん人と、なかなか間に合わない人と、そういう形の中で、三々五々の選手の参加になったということで、相当の人数は、参加の確認はしておりましたけれども、実際、一度に、一時的に集まって参加した方が、非常に少なく見えたという状況でございます。

実際、参加申込していた方よりは、人数よりも少なかったということは聞いております。

以上でございます。

詳しい話であれば、また担当のほうからお答えしますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） ぜひ、次回の大会に、また前夜祭、後夜祭、どのような形になるかわかりませんが、こちらのほうにも多くの選手の皆さんに御参加いただけるように、また御検討をいただきたいと思っております。

そして、マラソン大会、まだ実行委員会の総括の会は行われておりませんが、市長が現時点で、このマラソン大会の効果、そして影響、成果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

花へんろマラソンにつきましては、大会を継続することを含めて、検証するために、経済効果などに使える指標などを活用して、検証を行いました。今回の宿毛マラソンについては、現在、そういった検証はできておりません。大会が終わり、ランナーの皆さんからは、沿道の応援が本当にうれしかった。ボランティアの方が親切だった。来年もまた来ます、などの感想がたくさん寄せられました。

ランナーの皆さんや、その御家族を対象としたアンケートの回答でも、回答者数が195名中177名の方が、次回も参加したいと回答をしていただきました。

宿毛市といたしましては、スポーツを通じて交流人口を拡大し、地域振興につなげる取り組みを行っておりますので、今回、市外から多くのランナーの皆さんにお越しいただき、宿毛を楽しんでいただけたことが、一定の、またある意味で、大きな成果ではないかというふうに感じております。

この宿毛マラソンというものを、我々は宿毛市のスポーツを通じての振興を図る、象徴的なイベントにしようという思いもありまして、こ

のような宿毛マラソンとして、復活した経緯もあるわけでございまして、そのような市内のスポーツ、あるいはまた、ボランティアのそういう、今後の活性化という形の中では、非常に大きな、インパクトのある大会ではなかったかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） マラソン大会というのは、今、各自治体が開催し、経済戦略の一つ、また観光戦略の一つとしても、注目をされております。

もちろん、参加人数が多いことが、成功か否かを、数のみで示すものではございませんが、やはり、今は参加者の方々がブログやツイッター、SNSやインスタグラムなど、さまざまな通信手段を使いまして、宿毛の魅力を発信、アピールしていただける時代でございます。

そういったことで、参加者の皆様お一人お一人が観光大使であり、また宿毛の営業マン、営業ウーマンになり得る、そういったものでございます。

また、次回の大会、少しでも多くの方に御参加をいただけるように、また市としても取り組んでいきたいと思っております。

そして、もう一つの宿毛産業祭についてでございます。

私も、昨年11月の産業祭、そしてこの4月開催となりました産業祭、どちらも参加をさせていただきました。

実際のところ、きのうの議会の中でも、どちらの産業祭、盛会であったというような御返答があったと思いますが、実際、私が来場しての印象、4月の産業祭は、幾分、11月よりも活気がなかったんじゃないか。ちょっと来場者が少なかったんじゃないかという印象を持ったんですけれども、その点、改めていかがでしょう

か。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

第3回の産業祭につきましては、継続したイベントとするために、本市の特産品を前面に押し出すこと。高い集客効果が期待されるゴールデンウィーク期間を活用することを目的として、本市の代表的な特産品であるキビナゴや小夏が旬を迎えるこの4月に、開催時期を変更いたしました。

11月の開催に比べ、盛り上がり欠ける印象を受けたとのことですが、私といたしましては、降雨が、当初予想されたために、午前中の出足はにぶかったものの、キビナゴづくし即売会にも、多くの来場者にお越しいただき、また、天候が回復に向かった午後からは、来場者数も伸び、小夏の詰め放題や、魚のつかみ取りも、多くの方に参加していただくなど、全体として、昨年と同程度の集客と、盛り上がりがあったのではないかと考えております。

今回は、祝日の開催となったことから、仕事が休みでもない、来場出店ができなかったという方がおられたことも聞き及んでおりますけれども、一方で、多くの家族連れが見受けられ、客層の変化も感じたところであり、子供連れで御来場いただいた方からは、長時間、会場内で楽しむことができたとお話も伺っております。

なお、春に開催時期を変更したことにより、さまざまな意見等もあろうかと思っておりますので、今後、開催する実行委員会におきまして、多くの意見を頂戴し、今回の反省点の見直しや課題の精査を行い、次回の産業祭がより魅力のあるものになるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 開催時期につつまし

て、二つ、4月に大きなイベントを、先ほど申し上げましたマラソン大会と産業祭が、本当に10日間ぐらいの短い期間の中に二つ重なってしまいまして、そしてまた、ことしは統一地方選挙もございました。

非常に市民の方々の中に、週末ごとに慌ただしく、いろんなものがあるなど。イベント疲れと言っては何ですが、何となくそういった雰囲気、私も感じられておまして、このマラソン大会と産業祭、もう少し開催時期、開いたほうがいいんじゃないかという印象も持っておりますし、また、二つをこのように近い時期に行うのであれば、何かリンクした形でできないかというようなことも感じます。

例えば、マラソン大会に御参加くださった方に、産業祭で使えるような、少額で構いませんので、お買物券のようなものを配るですとか、この10日間の間に、ほぼ10日間の間に二つのイベントを行う、何かその有効に使えないかと。

4月に開催するのであれば、そういったことも、また御検討いただけたらと思います。

また、産業祭の内容についてですけれども、第1回の折から、B級グルメが会場内に幾つか出店をしておりますけれども、こちらのB級グルメに関しましては、ずっと引き続き、出店をしていく方向なんでしょうか。

正直、第1回目ときは、B級グルメ、非常に全国的にも注目をされる内容でしたけれども、だんだんB級グルメという言葉自体も、ちょっと多くの方に飽きられているなという印象を受けますし、その点、お伺いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

2点ほど、大きな質問をいただいたというふうに思っております。

まず、開催時期、宿毛マラソンとの関係で、どうだったのかということについて、お答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、宿毛マラソンの開催時期と非常に近く、宿毛市総合運動公園の利用の制限期間が長期化したために、施設利用者の方々に不便をおかけしたこともございます。

これらの方々にも、おおむね御理解をいただいております、大きな問題等は生じてはいないというふうには考えておりますが、イベントの開催が連続するために、施設利用の制限時間が長期となることや、職員の職務上の負担がふることとなりましたけれども、その反面、パーテーションなどの運搬業務の一部が不要になったことや、駐車場のライン引きの簡素化など、イベントに関連する業務負担が軽減した一面もございました。

イベントの開催につきましては、職員の負担の問題もございしますが、効果的な実施時期を第一に考える必要があり、実行委員会におきましても、今回の日程で決定をしたものでございます。

次回以降の施設利用の制限時間につきましては、施設利用者の利便性、他の事業の日程には、十分な配慮を行い、利用者の皆様に御理解と御協力を賜りたい、このように思っております。

また、先ほど、それぞれ議員から提案がございました二つのイベントをリンクした、いろんな形で対応できるのではないかと、いい効果も生まれるのではないかとというふうな御提言もいただきました。

今後、そのような形で、次期に開催されるという形になった場合には、ぜひとも提案いただいたようなことも生かしていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

そして、もう一つ、B級グルメのことについ

て、経済効果的などところでの御質問がございました。

産業祭につきましては、リピーターが多く訪れるイベントでありまして、質問議員が言われるように、私自身も、来場者を飽きさせることがないように、イベントの実施内容を見直していくことは、常に重要であると考えております。

実行委員会におきましても、リピーターの方々を含め、来場者の皆様楽しんでいただくための仕掛けづくりに、一番、苦心をしております、毎回、頭を痛めている点でもございます。

本年度、実施いたしましたイベントにつきましては、多くの来場者の方々に参加をいただいているところであり、おすしの早食い競争につきましては、高知市からも御参加をいただきました。また、川村議員におかれましては、昨年に引き続き、ことしもタイのすし早食い競争に御参加いただき、本当にありがとうございます。

ぜひ、今回は、産業祭におきましても、優勝を目指して参加をお願いをしたいと思います。

産業祭の実施イベントの基本的な方針としましては、毎回、好評をいただいているイベントは、改善を重ねながら、恒例のものとなるように継続し、また来場者の方々が飽きることはないように、特産品を活用しながら、新たな試みも模索していきたいと考えております。

先ほど言われましたB級グルメにつきましては、実行委員会においても、この点についての議論がなされ、今回はその集客効果を期待し、実施したものでございますが、イベントに対するニーズは刻々と変化をしており、実施イベントの内容や、その効果を慎重に見きわめなければならないと考えております。

今回、開催される実行委員会におきまして、これらのことを踏まえ、協議する中で、来場者の皆さんに楽しんでいただくとともに、この産業祭をきっかけとして、本市の産業が発展する

ことを目指し、イベントの内容の充実と、その仕組みづくりを、これから行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） マラソン大会、産業祭ともに、本当に市民が楽しみにしているイベントでございますし、宿毛市のよさを内外にアピールする絶好の機会でございます。

これからもいろいろなマイナーチェンジ、リニューアルを重ねながら、さらに大きな大会へと成長していくよう、執行部の皆様、実行委員の皆様も御検討をいただき、協議を続けていただきたいと思っております。

そして、私は、余りにレベルの高いすしの早食い競争からは引退をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2番目の質問、空き家対策についてでございます。

私も、空き家が多いということは、非常に聞いておりましたが、実際、後援会活動の中で、ほぼ市内全域を回ってみまして、本当にこれほど空き家が多いのかと、実感をいたしました。

と同時に、地域の衰退というものも感じました。

この5月26日に、空き家対策特別措置法が施行されまして、特定空き家、地域の住民の皆様の生活を著しく、防犯面、防災面、そして衛生面でも損なうおそれがある空き家に対しましては、行政といたしまして、勧告、命令等ができるようになりましたし、強制代執行も可能となりました。

こういうふうに、国も空き家対策に具体的、また積極的に取り組む、推進する姿勢を見ております。そしてまた、市としても、取り組みに大変注目されているところではございますが、

現在、この宿毛市における空き家の現状、数等も含め、市のほうでは、どのように把握なさっていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市における空き家の状況についての質問でございます。

これまで、宿毛市独自で調査したことはございませんが、高知県土木部が、平成24年度に行った調査結果では、宿毛市に1,067戸の空き家が存在することとなっております。

なお、この調査は、宿毛市の都市計画区域内の住宅地図をもとに、机上調査したもので、具体的には、家屋の表示で、個人名が表示されていないものを、空き家として捉えた数字でございました。

また、総務省が平成25年度に実施した住宅土地統計調査の推計では、宿毛市内の空き家は、専用住宅で2,270戸、店舗等併用住宅で120戸となっております。

なお、この統計調査においても、市内全域を対象に調査したのではなく、一部の地域を抽出して調査し、定められた標本調査の計算により、推計された数値でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 高知県では、空き家率は16.8%、全国の第3位ということもお伺いをいたしております。

これから少子高齢化が進んでまいります。空き家はどんどんふえていくような状況でございますが、現段階で、どのような取り組みをなさっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

空き家対策についてでございます。

危険な空き家の対策につきましては、宿毛市

空き家再生等推進事業補助金交付要綱を定め、昨年度より、市内にあります、長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅、または空き建築物で、老朽化が著しく、周囲に対して危険性があると認めた、危険老朽空き家の除去にかかった費用の一部を補助金として、交付しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） その補助制度というのは、これまで何件ぐらい活用されてきたのでしょうか。そしてまた、市民の皆様には、そういった補助制度があるということ、どういった形で周知をなさっているのでしょうか。お願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

空き家についての質問でございますが、空き家の除去事業の要件や実績、あるいは今年度予算について、このような点についてもお答えをしたいと思います。

まず、宿毛市空き家再生等の推進事業の内容は、市内にあります、長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅、または空き建築物で、昭和56年5月31日以前に建設されたもので、危険老朽空き家の測定基準を満たし、宿毛市地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路、もしくは避難路、宿毛市耐震改修促進計画に位置づけられた避難路、もしくは宿毛市津波避難計画に位置づけられた避難路の沿道、または住宅などが立ち並ぶ地域に位置するもので、周囲に対して、危険性があると認めた危険老朽空き家に対し、160万円を上限といたしまして、危険老朽空き家の除去に要する費用、または固定資産台帳に登載された延べ面積に、1平方メートル当たり1万5,000円を乗じて得た額の、いずれか少ないほうの金額の5分の4を補助し

ております。

非常に難しい説明にもなりましたが、平成26年度の補助実績といたしましては、14件、1,598万円を補助金として交付しております。

また、27年度につきましては、3件、480万円を計上しているところでございます。

周知についてということでございますけれども、広報及びホームページにより、周知を図るとともに、地域懇談会など、さまざまな機会を活用して、より多くの方に周知できるよう、努めてまいりました。

また、空き家の相談に来られた方などに対しましても、補助事業のお話もさせていただくなど、機会があれば、周知を行っております。

空き家除去事業の募集期間等につきましては、7月の広報にお知らせを掲載する予定となっており、相談や補助申請があれば、その都度、聞き取りや現地調査等を行い、危険性、緊急性等を勘案し、地域の安全、安心の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 5月に施行されました空き家対策特措法によりまして、先ほども申し上げましたが、強制代執行も可能となりました。

ただ、そういった特定空き家をつくらないことが、まず第一義でございますので、これからはさまざまな補助制度を使いまして、できるだけ特定空き家をつくらない、空き家を減らす、そしてまた、これから質問を申し上げますけれども、利活用をしていく方向で事業を進めていただきたいと存じます。

そして、その利活用についてですが、確かに私も、宿毛市内を回ってみまして、老朽化が非常に進んでいる住宅もありますけれども、大変、

管理の行き届いた、状態のいい空き家も数多く見受けられました。

市としては、この空き家の利活用について、どのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

空き家の利活用の取り組みについてということでございますが、移住者支援の一つとして、空き家情報の提供を、宿毛市のホームページ上で行っており、今年度より移住相談員として、臨時職員1名を配置をし、地区長さん等にも情報をいただきながら、賃貸や売買できる空き家の掘り起こしを行っているところでございます。

まだまだ住める空き家でも、持ち主のさまざまな事情により、すぐ賃貸できるところばかりではありませんが、少しずつでも紹介できる物件をふやしていきたい、このように考えております。

また、県外からの移住者が居住するために行う住宅改修や、空き家の荷物の整理、運搬及び処分費などを補助するU・Iターン希望者住宅改修事業費補助金の制度も設けております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 空き家に対する利活用の方法の一つとして、移住者に対する住宅の提供というのは、推進すべき事業ではございません。

ただ、利活用が進んでいかないということの中に、所有者の気持ち、思いというのがございまして、例えば、移住者にしろ、誰かに貸してしまって、その後、居住権等いろいろなことを主張されて、そのまま家を取られてしまうんじゃないかと危惧されて、なかなか賃貸に踏み切れないというような声も聞いております。

また、売却するにいたしましても、やはり心

情的に、御先祖様に申しわけないですとか、思い出の詰まった家を売却することはしのびないというような、そういった所有者の方の思いが、なかなか利活用が進んでいかない要因の一つであるとも、私は思っておりますけれども、そういった方のためにも、また、移住をしていくということになりますと、やはりその後の生活の問題もありますし、お子さんもいらっしゃる方でしたら、教育の問題、さまざまにハードルが高くなってまいります。

また、受け入れる地域の方にいたしましても、本当にこの地域に溶け込んで暮らしてくれる方かどうか、やはり地域の皆さんも、いろんな不安を抱えていらっしゃいます。

もちろん、移住をしていただけることは、宿毛市の人口がふえることにもなりますし、大変いいことではございますけれども、例えば、空き家を修繕しまして、短期間の貸し出しをするというような、例えば、1週間ですとか、長くても半年というような期間で貸し出すというのであれば、例えば、所有者の方なんか、県外へ住まれている、お正月だけは家へ帰ってきたりですとか、春や秋のお彼岸の折には帰ってきたいという、そういった方と、うまく話し合いを進めながら、短期間で貸し出していくような形もとっていただけるのではないかと思います。

宿毛には、釣りですとか、またカメラの愛好家の方には、だるま夕日のベストショットを目指して、そのだるま夕日のシーズン、例えば1カ月ぐらい家を借りて、カメラ三昧。また、釣りの好きな方、釣り三昧、ゴルフ場もいいところありますし、そういった、のんびりと趣味を楽しみたいというような中高年の方に向けて、短いスパンで空き家を貸し出していくのも、一つの手ではないかと思っておりますので、また御検討をいただけたらと思います。

本当に、家といいますのは、灯がともって、

人が集ってこそその家でございます。空き家というのは、その空き家になりました状況、背景には、一つ一つ、家に事情がございます。

所有者の気持ち、思いもございませうけれども、地域の皆様、そして所有者の皆様と、連携と協調をとりながら、また利活用のほうを進めていただきたいと願っております。

それでは、そういうこともございませうので、市長、もう一度、利活用について、お考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 議員御質問の空き家の活用についてでございますけれども、空き家の所有者、あるいはまた移住者のそういう思い、さまざまな両者の観点から、この空き家をお試し住宅として、活用してはどうか、こういう質問でございました。

宿毛市としては、本年度より、県外からの移住を検討されている方のために、西町の地域振興住宅の1室を、お試し住宅として用意をし、宿毛市の暮らしを体験していただきながら、職探しや居住探しの拠点として、利用していただけるように、宿毛市のホームページや、高知県の移住者を対象にしたポータルサイトにおいて、PRしているところでございます。

現在までに、このお試し住宅の利用実績はありませんが、今後の利用状況や、ニーズに合わせて、議員より提案のございました地域の空き家をお試し住宅として利活用することにつきましても、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今後も、地域の活性化のためにも、どんどんと空き家を利活用していただきたいと願っております。

以上をもちまして、私の初めての一般質問を

終了をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

-----

午前11時17分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番議員の山戸です。

早速、質問に入らせていただきます。

去る3月議会において、補正予算が成立し、実行の運びとなった事業の一つに、森林資源活用人材育成事業があります。

この事業は、自伐林家養成塾と、U・Iターン雇用支援という2本の柱からなっていて、成果目標としては、林業従事者の増加ということが、新規事業調査表には記載されているわけですが、現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 8番、山戸議員の質問にお答えをいたします。

まず、自伐林家養成塾についての質問でございます。

この養成塾につきましては、バイオマス材収入から始める副業型自伐林業と題しまして、5月10日に講演会を開催し、57名の方々の参加をいただく中、NPO法人土佐の森・救援隊の中嶋健造氏の講演や、株式会社グリーンエネルギー研究所による発電事業や、原木の買取方法について、説明を行っていただきました。

その後、すくも森林塾として、6月7日に第1回目をスタートさせ、先ほど、御紹介した中嶋健造氏を講師に招き、佐川町の自伐林家の山林と、いの町の自伐林家の製材所の視察研修、

そして6月20日、21日には、一昨日ですけれども、自伐に向けたチェーンソー講習を実施したところでございます。

すくも森林塾へは、質問議員を初め、皆様に地域で開催の周知を図っていただいたおかげもあり、多くの方に申し込みをいただき、募集定員の20名を達することができました。

今度の研修スケジュールにつきましては、自伐に向けた間伐作業の実技、軽架線集材の実習など、9月までに残り3回を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 二つの事業から成り立っているということで、もうひとつ、U・Iターンの関連があるはずなんですけど、そちらのほうは、どんなふうになっているんでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

次に、U・Iターン雇用支援について、説明をいたします。

この事業は、林業従事者の増加を目指し、U・Iターン者に林業への最長4カ月のお試し雇用を実施するもので、市のホームページやフェイスブックに募集記事を掲載するとともに、現在までに、東京、大阪での高知暮らしフェア2015に参加し、高知県への移住に興味のある方へ、宿毛市での林業従事について、御説明と御紹介をしたところでございます。

残念ながら、まだ実績はあがっておりませんが、今後におきましても、県の移住コンシェルジュとも連携を密にしながら、都市部での利用者獲得を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自伐林家養成塾には、私も参加させていただいておまして、毎回、目からうろこが落ちると申しますか、自伐林業、

自伐型林業の持つ可能性の大きさに、改めて思いを深めているところであります。

私は、これまで、再三に渡って林業の問題を取り上げてきましたが、今回は、森林組合などの事業体による大規模集約型の林業経営とは別の、小規模な自伐型林業を中心にして、一連の質問を行いたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

昨年の12月議会における自伐型林業に関する私の質問に対して、市長からは、農業と林業の複合経営や、本業を持ちながら林業に従事するといった副業型林業への従事などの展開が想定されるなど、新たな雇用だけでなく、山に手が入ることによる森林林業の活性化、また地域の活性化にも貢献するものとして、私も質問議員以上に期待を寄せているところであり、また、可能性を持っているものと考えているところであります、という、非常に心強い御答弁をいただきました。

その観点、御見解は、今でもお変わらないものと判断してよろしいのでしょうか。

昨日の松浦議員への答弁の中でも述べられた内容と、重複する部分もあろうかと考えますが、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

自伐型林業について、私の考えが今でも変わりがいかとの質問でございますけれども、本市の1次産業の発展において、また、地域の活性化において、豊富な森林資源を活用し、農閑期に林業に従事するなど、農業との副業型林業経営や、平日は農業以外の事業に従事し、休日に林業を行う、休日型林業などの複合経営は、大きな可能性を持つものであり、自伐型林業への考えは、今も変わっておりません。

このことは、市のホームページの市長の政策と活動にも掲載させていただいているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市長の基本的な認識というのは、お伺いいたしましたが、この自伐型林業を地域の活性化の一つの武器として、導入、普及、推進していくために、どこまでがお考えなのか。

総論的な、漠然とした期待感などという段階にとどまらない、具体的な計画をどのように描いておられるのか。地方版総合戦略の策定に向けて、検討中などと言われたりしますと、私のほうは、これ以上、質問のしようがないということで、非常に困惑いたします。

現在、どのような認識というか、ビジョンのもとに動いておられるのか、その点、お尋ねしたいと思います。

具体的な質問ですが、このすくも森林塾、この事業は単発で終わるにはもったいないし、それこそ自伐型林業の持つ多様な可能性を感じさせるスタートラインの事業であり、そこから派生する、あるいはその根底となってくるさまざまな課題が、はっきりと感じ取れる事業であると、私は認識しています。

成果目標に掲げられている林業従事者の増加という観点からも、この事業を26年度の補正予算による事業にとどまった単独、単体の事業としてしまうことなく、今後も継続していただきたいことは、言うまでもないことなのですが、実は、私がこれから質問しようとすることは、この事業自体が、どのような計画とリンクしているのか。あるいは、どのような計画のパーツとして、位置づけられているのか。

つまり、この事業を突破口としながら、今後、展開していくべき基本的なプログラムなり、あるいは全体的な視野に立ったビジョンなりが存在するかどうか、その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の民有林の人工林率、約1万9,000ヘクタールは非常に広大であり、これまでも森林整備を担ってきた林業の事業体だけで全てをカバーするには、現状では困難な部分がございます。

市内の森林資源を最大限活用する方法として、既存の林業事業体の施業集約化や、高性能林業機械の導入も、推進していく一方で、かつての炭を焼いた、薪炭林ですね。薪炭林のように、みずからが、みずからの山に入り、手を加えるといった林業経営が、バイオマス材利用と、自伐型林業の普及を機に、今後は林業の一端を担うものとして、期待できるものであると考えております。

具体的目標数値としては、今後、検討の余地がございますが、10年後には、この宿毛市内で専業型の自伐型林業チームが、複数班稼働し、林業整備を行っているのが理想でございます。

そのためには、まず、二、三年後には、複合型の自伐型林業チーム1班の稼働を目指したい。

その足がかりとしての、今年度、実施しております、すくも森林塾でございます。

この自伐林業の推進につきましては、計画に位置づけられたものではございませんが、来年度におきましても、継続した事業として、またもう一步踏み込んだ森林塾の開催を検討していく必要があるのではないかと考えております。

今後も、この地域における林業振興の大きなビジョンを立てて、本当に地産地消、そういう雇用も含めて、エネルギーも含めて、お金も地域で回っていく、そして環境を守っていく、そういうこれからの地方を再生していく、壮大な、私はビジョンとして描かれる事業内容ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今、壮大なビジョンの上に立って、展開していくべき事業であるというお答えでございましたが、現在、私が、この森林塾に参加することを通じて、このような課題がいろいろあるというのは、また参考に、その辺に関しては、またどのようにお考えか、質問を続けていきたいと思っております。

自伐、あるいは自伐型の林業に関心のある方が、このすくも森林塾に参加して、いざ自分もと考えたとしたときに、それだけで、すぐにでも山に入って始められるほど、物事は簡単ではありません。

そこには、幾つもの越えなくてはならない課題があります。

その典型的な例を幾つか挙げながら、質問を続けたいと思っております。

まず第1は、施業技術の問題です。確かに、視察を通じて、自伐林家がどのようなことをやっているのかという概略は見えたとしても、例えば、作業道のラインの設定や、実作業としての掘削や、盛り土などの開削方法、間伐する際の樹木の剪定やら密度など、伐採における作業を筆頭に、施業上の安全性の確保は言うまでもなく、将来的な作業道の維持管理や樹木の成長を見越した、対象林の姿にまで配慮するとなると、これはこれで、なかなか奥深いものがあります。

さらには、伐採した木材の集材・出荷作業など、自伐型林業は、事業体による大規模林業とは違う、できるだけ簡略化し、単純化したやり方を採用するとはいえ、さまざまな技術の習得が必要となることは明らかであります。

この見るとやるとの間にある技術的なギャップを埋めるために、今、何が存在しているのか。あるいは、市として、自伐型林業技術の普及のために、今後、どのような形でのシステムを考

えておられるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、数日の実技や講習を受けただけでは、効率的な作業道の開設や、間伐施業を適切に実施することは、これはもう簡単ではなく、現場における実際の作業を通じて、徐々に技術を習得していく必要があると考えております。

研修の終了後、実践におけるスキルの積み上げにより、技術的なギャップを埋めていく必要があると考えます。

そこで、幡多管内でも、幾つかの自伐型林業グループが活動しておりますので、本年5月に発足した、幡多地区小規模林業推進協議会といった枠組みを活用した、グループ間での連携や、情報を共有、また研修修了生同士による情報共有を推進し、これもスキルアップにつなげていけたらと考えております。

また、先ほどの答弁でも、少し触れさせていただきましたが、来年度におきましても、本年度実施している、このすくも森林塾よりも、施業に特化した講座を、別途開催することも検討していきたい、このように考えておまして、今後、そのような形を含めて、このシステムというものを、全体的に組み立てていく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、その活動の舞台、つまり山林の境界の問題です。

先日、私たちがすくも森林塾の視察で訪れた佐川町のヒノキ林。現在、間伐を行っておられる方のおじいさんの持ち山で、40年ほど前に植林したとお聞きしていますが、40ヘクタールの広さがあって、時々、知人に手伝ってもら

ってはいるけれども、原則、その方がひとりで、年間4ヘクタールずつ間伐を行っているために、最後の区画の間伐が終わるまでには、10年がかかる。

10年という期間があれば、最初、間伐した区画の樹木は成長して、次の間伐期に入っていく。40ヘクタールのヒノキ林なら、10年サイクルで毎年、本数こそ少なくなっていくけれども、間伐を行う樹木のサイズが拡大するために、収穫する木材の量においては、大きく減少することにはならない。

現在、22歳。高校を出てまだ4年というその方は、今後、生涯にわたって、一切、植林することなしに、この山一つで生計を立てながらやっていけると、そのような説明を受けました。

そして、幸いなことには、佐川町のこの地域では、既に国土調査が終了していたために、山林の境界をめぐるトラブルは一切なしに、自伐林家としてスタートすることができたとも聞きました。

さて、宿毛市、国土調査は進んでいない、山に入って植林を積極的に行ってきた世代の方々は少なくなってきた上に、山が金にならない時代が続く中で、山林は放置され、境界さえも明確には知らないという、そういう世代が大勢を占めるようになっている。

そのような状況の中で、市には、何ができるのか。

3月議会の浅木議員の質問に、市長は、森林組合が行っている森林境界明確化促進事業と、国土調査事業との相違点について触れた後で、森林境界明確化促進事業は、より多くの時間や、人員を必要とする国土調査より、早期に現地を把握できる重要な事業として、早急に推進していかなければならないものと考えております。と、このように御答弁なさっています。

境界の問題は、あくまでも民間の当事者同士

の問題なので、市は一切、関与しませんという、そういうことではない点、私は市長の答弁を心強くお聞きしたことでしたが、自伐型林業を行いたいと希望する山林の所有者が、境界の確定を行いたいとするときに、市として、何ができるのか。

この市長による御答弁が、どのように実を結ぶことになるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山林所有者が、自身の山林境界を確定したいときに、市として、何ができるかという質問でございます。

3月議会で答弁させていただいたように、国土調査が実施されていない箇所における森林明確化事業は、重要な事業であると認識しているところでございますが、当該事業につきましては、高知県境界明確化促進事業費補助金による事業で、県の財源として、全額、国の森林整備加速化林業再生基金を活用した事業となっております。県に確認したところ、本年度をもって事業が終了するとのことであり、本年度事業につきましては、箇所づけがなされているとのことです。

しかしながら、市といたしましては、国土調査が入っていない箇所で、早期に現地を把握できる重要な事業であると、認識もしておりますので、県等に対しましても、同程度の補助率で事業が実施できるよう、今後におきまして、要望してまいりたいと考えております。

現状のところは、こういうところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの答弁に対して、再質問がございます。

本年度で事業が終了するということですが、この事業、具体的にはどのような内容で、どの

ように展開されてきたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えいたします。

境界明確化事業につきましては、その目的と事業内容は、路網整備の実施に向け、境界調査が必要な森林において、森林所有者等からの境界調査の同意を得るとともに、立会等による境界確認及び境界調査による事業実施区域、及び面積の確定作業を実施するといったものであり、本市におきましては、宿毛市森林組合が平成22年度から取り組んでおり、平成27年度の計画分を含めると、約660ヘクタールにおいて、境界の確認とくい打ち、及び周囲測量が実施されることとなります。

これまでの成果は、その後の間伐等の施業への活用や、また、平成25年度以降の効果については、そのほとんどを森林経営計画策定へ向けての、ベースとしての、これを活用しているとお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 関連の質問ですが、今の説明では、この事業計画、開発計画が先にあって、そのための境界を確定するために補助が出ていたという、そういうような内容にとれるんですけども、では、仮に、ある個人が、自分の持ち山はどこそこの地域にあるとは聞いている。

それに、固定資産税も幾ら幾ら払っていると。しかし、それが具体的に、どこからどこまでの範囲なのか不明確なので、確定したいとなった際に、境界を接する他者名義の山林が何筆あって、それぞれの所有者名義は誰々であるという情報は、現在、どこでどう確認すればいいのか。そういう山林者に対する名義確認の方法につい

て、まずお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 森林所有に関する名義確認の方法、このことについてお答えいたします。

まず、自分の山林の地番がわかっておられましたら、税務課に来ていただければ、当該地区の切り図を閲覧することができますので、所有している山林に、隣接する土地の筆数、地番を確認することができます。

地番等を確認していただければ、高知地方法務局四万十支局におきまして、山林に接する地番の登記事項証明書を発行依頼していただくことにより、登記名義人が誰になっているのか、おわかりになることができますので、山林所有者双方が、現地立会で確認することにより、境界を確定することができることとなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この境界関連の質問が続きますけれども、市として、そのような境界画定に対して、つまり現地で実際の作業に対して、一体、何が可能なのか。

このような境界画定を希望する山林所有者に対して、どのような助言や補助ができるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現状では、山林所有者おひとりのみの境界画定に対して、補助できる事業は、残念ながらございません。

しかしながら、境界確定後の施業実施の考え、地域で面的なまとまりを持てるものであれば、市といたしましては、森林経営計画の策定に向けた制度である、国の森林整備地域活動支援交付金、これを活用し、境界明確化を行うことをお勧めすることができます。

面的にまとまらず、山林所有者が境界画定をしたいという場合は、既存で本交付金事業を活用して、境界明確化に取り組もうとしている対象山林に位置づけることができる場所の山林であれば、境界明確化を図れる可能性もございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 境界明確化の問題は、なかなかこれはいろいろあるということで、国土調査も積極的に進めていただくことを希望して、次の問題に移ります。

次は、事業者と山林所有者とのマッチングの問題なんですけれども、山林の所有者が自力で間伐を行って、山を維持していこうとするケースとは別に、高齢化や後継者の不在等々の理由によって、誰か自分の所有している山の面倒を見てくれる人がいないだろうかと、そういう声が私の耳にも入ってきます。つまり、山はあっても、作業を行うだけの労力がないために、不本意ながら、間伐なども行えないまま、放置せざるを得ないという、山林所有者のケースです。

また、その反対に、林業に興味があって、できることなら移住してでもやってみたいという方々も、冒頭にお尋ねした森林資源活用人材育成事業のU・Iターンの雇用支援事業では、まだ反応がないとのことでしたが、そういう方々が、都会の若者を中心に、少なからず存在すると聞いています。

現に、私の住んでいる山田にも、この春から御家族で移住されて、林業関係の事業体で働いている、大阪出身のIターンの方がおられます。

この方の家は、市のホームページを通じて、空き家を借りることができたと、そういうふうに聞いておりますが。

もともとその方は、電気工事の仕事に従事されておったようですが、山の仕事、林業関係の

仕事を前からやりたかったんだ、そういうふう  
に語っています。

言うならば、需要者と供給者が、間伐を中心  
とした山林の維持管理に関しても、潜在的に存在  
する。この潜在的な需給関係を、組織化して  
いくことができるならば、これまで放置されて  
きた山が、新たな事業展開の場として、よみが  
える可能性が出てきます。

市長は、昨年12月議会における私の質問に  
対して、事業者と森林所有者をマッチングする  
仕組みづくりが必要であると考えております。  
また、県におきましても、この仕組みづくりの  
実現に向けて、調整中であるとお聞きしており  
ますので、今後におきましては、県や市町村、  
事業者が連携を図りながら、取り組んでいかな  
ければならないと、このように考えております、  
と御答弁いただいております。

その点、現在、どのような方向に動いている  
のか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

それに関しましては、県下におきましては、  
高知県が事務局となり、小規模林業の推進のた  
めに、林業に関する知識、技術の向上、小規模  
林業の実践者の育成などを目的として、小規模  
林業事業者を会員とし、市町村、森林組合が  
オブザーバーとして参画する中で、平成27年  
1月に、高知県小規模林業推進協議会が発足い  
たしました。

また、幡多地区におきましても、先ほど触れ  
させていただきましたが、県協議会と連携を図り、  
幡多地域の小規模林業の推進に取り組むこと  
を目的とし、本年5月に、幡多地区小規模林  
業推進協議会が発足しております。

この協議会におきましては、森林所有者と事  
業者のマッチングにつきましても、検討してい  
く予定となっておりますが、発足したばかりで

あり、現時点では、マッチングの仕組みづくり  
までは至っていない状況になっております。

先ほどから質問議員が言われますように、技  
術面や境界の画定など、さまざまな課題はある  
わけですが、今後の課題を踏まえて、  
この協議会において、会員共通の課題として協  
議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今、仮に、この間伐に  
よる手入を希望する山林所有者の存在が、登  
録なりリストアップなりされたとしても、いわ  
ば先祖伝来の財産である山林の長期的な経営を  
他人に委ねておくなどということは、思うほど  
簡単ではありません。

誰でもいいから、山の手入れをしてくれる人  
がおったら、それこそわしゃいつでもと、そん  
なふうには言っても、いざとなるとなかなか  
簡単には進まないのが現状です。

ここでは、Iターンや移住者の受け入れに関  
する個別的な問題や、課題については取り上げ  
ませんが、休耕地があちこちあっても、いざI  
ターンの移住者の方が、農業を始めたいとい  
うことで借りるとなると、なかなかすんなりとは  
いかないという事実があります。

先日、私はU・Iターンの方々の方々に参加  
させていただきましたが、どこの馬の骨ともし  
れない、まさしくそういう馬の骨という表現を、  
あるIターンの方が口にしていましたが、そ  
ういう素性の知れない人間には、なかなか田畑は  
簡単には貸してもらえないのが実情であると、  
そういう報告がありました。

この件は、先ほどの川村議員による空き家の  
質問の際にも共通することだと思っております。

山林の間伐による維持管理にしても、森林組  
合などの、地域と密着した活動を続けている事  
業体は別として、また、材木を1トン幾らの単

位なり、1山幾らの単位なりで買い取って、開発するというケースならともかく、自伐型の長期的な森林の開発、管理を目的に、見も知らない、よその土地から来た若者が、林業に興味があります、やらせてください、それだけでは、それならお任せいたしますにはなりません。なかなかありません。

その意味で、あの人にならとってもらえるだけのものを、自伐型林業をやりたいと思う側が、山林の所有者に提示できるようになる必要があるわけです。

地域での関係、少なくとも山林所有者との信頼関係を築くための時間と実績が、正式に山林に着手する、それ以前の段階で要求されることになります。

そこで、これは先ほどの自伐型林業技術の普及という質問と関連することになりますが、どこかの山林を対象に、技術の習得を行うと同時に、山林所有者に対するデモンストレーションと、Uターン、Iターンを含めた自伐型林業を志向する移住者を含めた方々の実績づくりを兼ねた形の、長期的な山林施業を、一種のモデル事業として導入する、そういうつもりはありませんか。

そんなことが、すぐにでも実施可能な市有林はありませんか。

例えば、佐川町では、町有林をフィールドに、林業に特化した形で地域おこし協力隊を募集して、現在、5名の方が活動しているとお聞きしていますが、宿毛でも、同様の事業展開はできないものでしょうか。

そうして、将来、それもそう遠くない将来、山林所有者からの委嘱を受けた形での、長期的な間伐による山林管理の体制をスタートできるようにして、U・Iターンの移住者を初めとする若者の仕事確保と、定住に向けての突破口を開く、そういうきっかけをつくる。そうすれば、

卑近な話で言うならば、森林局の研修にも、わざわざ長い時間をかけて、遠くまで視察に行く、その必要はなくなります。

地元の方々にとっても、副業型の自伐型林業のサンプルにもなっていくわけです。

地域でこれから育っていく若者たちの就業機会の拡大にも役立つ、そういう事業になるはずですよ。

その点、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員から、先ほど御指摘があったとおり、新たに自伐林業を経営していくためには、実践を通したスキルアップが必要であり、その技術の習得のため、またU・Iターン施策に対する御提案と受けとめさせていただきました。

現在、市有林につきましては、その多くは、近年に間伐施業を実施しており、また、皆伐地においても、今年度から植栽を行う予定としていることから、現在、宿毛市の市有林で、地形的条件等を考慮した中では、U・Iターンを含めた、新たな自伐林家の育成場所としての適地があるとはいえない、そういう状況になっております。

そうしたこととかも、本市の場合、お試し雇用により、U・Iターン雇用支援を行うことにしておりますけれども、これにつきましても、お試し雇用満了後は、引き続き雇用先への雇用を期待しているところでございます。

しかしながら、技術の習得、またフィールドの確保は、自伐林業推進の課題でもございますので、御提案いただきました市有林のフィールドの提供につきましては、ニーズを見きわめながら、今後、施業まで、一定の期間がございしますので、検討もしてまいりたいと考えております。

また、市有林に限らず、このような市内の中に適する、そういう土地が提供できるようであれば、行政としても、協力を要請しながら、そういう施業地、訓練していく場所も確保できたらなというふうな思いは持っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今のお答えなんですけれども、先ほど、御質問いたしました、事業者と森林所有者をマッチングするという問題とも関連するものですが、市がその事業者となって、U・Iターンの方々を初めとする、施業のほうの事業者となって、個人所有の森林をフィールドとして使わせてもらうような形がとれば、別段、フィールドとなる森林は、市有林でなくても構わないわけです。

市はオブザーバーとして参加するなどという、いうならば、他人任せの体制に頼るだけではないし、もっと積極的な取り組みがありはしませんか。

先ほど、私が言いましたように、間伐による手入れを希望する山林所有者の存在を、市として把握していけば、自伐林家育成のためのフィールドとして、提供していただくことも可能だろうし、自伐型林業を志向するU・Iターンや、あるいは当市在住の方々への情報提供、つまり森林所有者と事業者とのマッチングを進めることにもなるように思うのですが、その点、いかなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

幡多地区の小規模林業推進協議会へは、オブザーバーという形で参画はしておりますが、これは規約上、市町村がオブザーバーとなっているためであり、自伐林家の推進に向けて、他人任せにしているという考えは、全く持っておりません。

市として、すくも森林塾を開催していることも考えてもらえば、それは御理解いただけると思いますが、マッチングにつきましても、主体的に協議会で発言をし、議論をしていきたい、このように考えております。

質問議員が言われます、市町村が主体となるマッチングにつきましても、想定もしているところでございます。

協議会で議論をしていきたいと答弁をいたしましたのは、その手法も含めて、議論をしていきたい、このような考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、間伐による手入れを希望する山林所有者の山林を、自伐林家育成のためのフィールドとしてはどうかとの質問でございますが、これまでも、技術面の課題が出ておりますが、一定のスキルアップをしてからでないと、個人所有の山林を伐採するという事は、いろいろ難しいのではないかと、このようには考えております。

そういった意味も含めて、さきの御質問でも、本年度実施しております、すくも森林塾よりも、施業に特化した講座の特別開催の検討、また市有林を自伐林家育成のためのフィールドとして、提供していくことも考えていきたいと、答弁させていただいたところでございまして、さまざまな角度から、この点については検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 山戸 寛君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山戸 寛君の一般質問を継続いたします。

8番山戸 寛君。

**○8番(山戸 寛君)** 施業する場所が決まれば、次は実際の作業ということになる。

最低でも、軽トラは不可欠でしょうし、チェーンソーその他の伐採道具とか、作業道をつけるためのパワーショベル、伐採した樹木を集めるための集材機など、さまざまな機材や道具が必要になるわけです。

先述した佐川町の22歳の方の例では、作業道の幅員は2.5メートルと狭くても、道と道との間隔は、30メートル以下に抑えるということで、小型のコンボと、小型の集材機で十分、ことが足りていると、そういうふうにお聞きしました。

公的な補助に頼らなくても、自立してやっていける、自伐型林業というのは、そういう形になるのでしょうけれども、やはり初期段階の投資が必要なことに変わりはありません。

佐川町の場合には、作業道の開削には、県の補助金に上乘せして、町からも補助金が出ると、そういうことでしたが、小規模な設備での自伐型林業を展開するについて、市として、どのような補助が、現在、可能であるのか。

つまり、どの程度の補助金が期待できるものなのか、その点についてお尋ねいたします。

**○議長(岡崎利久君)** 市長。

**○市長(沖本年男君)** お答えいたします。

現在の小規模な自伐林業者に対する支援策についてでございます。

間伐を支援する事業として、県単独事業の緊急間伐総合支援事業がございます。自伐林業者が、みずからの山林の搬出間伐を実施する場合に、ヘクタール当たり18万3,000円を補助する事業となっており、作業道の開設につきましても、幅員2.5メートルの作業道を開設する場合には、1メートル当たり1,000円

の補助を行うこととしております。

また、高知県では、原木増進推進事業として、先ほど説明した高知県小規模林業推進協議会の会員向けに、林業機械のレンタル料を2分の1補助する事業を実施しております。

これが、現在の事業でございますけれども、先般もお答えしましたように、将来において、さまざまな作業がずっと出てくる、そういう状況で進んでくるのであれば、また市としても、独自の対応は考えていかなければならない、そのように考えております。

以上でございます。

**○議長(岡崎利久君)** 8番山戸 寛君。

**○8番(山戸 寛君)** その点、どうかよろしくお願いします。

次は、森林経営計画について、お尋ねしたいんですけども。

とりわけ、広葉樹林の森林経営計画について、お尋ねいたします。

私の認識不足か、あるいは誤解がかなりあって、どっちが正しいのか、自分でも判断できかねる状況なのでお尋ねしますが。

森林経営計画と聞くと、どうしても間伐やら植林やらという概念が先に立って、杉、ヒノキを中心とする人工林が対象だという、そういうイメージがあるわけです。

しかし、インターネットで見る林野庁の説明によれば、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた、効率的な森林の施業と、適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林という言葉が再三使われる、何ともあれなんですけども、とあるだけで、森林は人工林に限りますとはいいません。

この記述なら、広葉樹林も十分、対象になる、そう思うんですが。

ところが同じく、林野庁の説明では、森林経営計画の主な記載事項として挙げられた7項目の中に、特に2項目めの、計画対象森林の現況、並びに間伐及び主伐の施業履歴と、また同じく3項目めの、伐採、造林及び保育の実施計画、この二つの項目をそのまま見ると、天然更新が可能で、造林などという概念からはほど遠い印象のある広葉樹林は、シカの食害から守るという意味での保育は該当するとしても、これはどう考えればいいんだろうと。

私のような素人は、わけがわからなくなってくるわけです。

広葉樹林も対象となる森林で、一定の面的な基準を満たすならば、森林経営計画を立てて、登録というか、市町村長の認定を受けることが可能であると、そういうことでいいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員最後に質問をされましたけれども、広葉樹林の森林経営計画につきましては、質問議員が言われるとおりでございます。

森林経営計画の対象となる森林は、一体的なまとまりを持ったものであれば、人工林のみに限ったものではなく、例えば、広葉樹林のみでも、森林経営計画を策定することは、可能となっております。

広葉樹林、すなわち天然林の場合には、間伐などの保育という概念は適用されず、皆伐の後、更新は萌芽、芽が出ることによる天然更新ということになります。

人工林の場合、適正な管理育成が求められますので、計画期間内に必ず間伐を行わなくてはならない、最低基準などがございますが、天然林の場合には、この基準は適用されません。

ただし、皆伐となると、伐採限度量という制限が生じまして、これは人工林、天然林共通し

たものでございますが、例えば、30ヘクタールのまとまりを持った森林について、その全てを5カ年の計画期間内に皆伐するという内容では、森林経営計画として、認定することはできません。

森林を構成する樹種及び林齢によっても、差が出ますが、30ヘクタールのまとまりを持った森林の伐採限度量は、おおむね5カ年で10ヘクタールとなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） お話を聞いてて、本当にわかりにくいんですね。

再質問を行います。

広葉樹林は間伐ではなく、皆伐で天然更新ということでしたが、30ヘクタールの森林で、伐採限度量はおおむね5カ年で10ヘクタールということでした。

私の考えでは、皆伐というのは、みんな切るということだと思っておりますが、ただいまの御答弁に従えば、皆伐ということについて、どうも別途の意味がある。

皆伐というのは、二重の意味を持っているのかな。ダブルスタンダードになっているような、そんなふうにもとれるんですが、その点、御説明願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほどの質問していただきましたようなことにつきましては、担当課のほうで詳しく、資料等も持っておりますので、お聞きいただければ、だんだんに納得していただけるものとは思っておりますけれども、ここでもその内容等について、概略について説明をさせていただきます。

伐採限度量は、森林経営計画において、森林資源の持続性の担保、これが求められており、森林は毎年、少しずつ成長しておりますけれど

も、森林経営計画の認定基準として、計画期間内の成長量を上回る材積を、皆伐により、伐採することは、人工林であれ天然林であれ、認められておりません。

今回、仮にあげた30ヘクタールという数値は、50年生の広葉樹林が、30ヘクタールあるという条件で、森林経営計画を立てる場合に、森林経営計画の認定基準に照らし合わせて、伐採限度量を計算した結果、その伐採限度量は、材積で約1,000立米に相当しますので、面積換算では、およそ10ヘクタールとなるというものです。

最後に、皆伐という用語についてでございますが、林業用語といたしましては、区域の大小にかかわらず、材木を一定のまとまりをもって伐採することを、皆伐といっておりますので、一山全てを伐採することも、また一山の中で一部の区域を全て伐採することも、皆伐に該当するというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ますますわからんようになってきましたので、これは、先ほど市長が言われましたように、担当課でまた詳しく教えてもらうことにいたします。

あと、今の問題の質問なんですけれども、宿毛市に、現在、広葉樹林を対象とした森林経営計画が提出され、認定されている例があるのかどうか。

12月議会でも取り上げさせていただきましたが、この広葉樹の活用の問題。以前は木炭の原料として、特に農家の副業的な側面もあって、大いに活用されていた広葉樹が、今は放置されて、それこそ文字どおり、山のようになっています。

そんな中で、株式会社グリーンエネルギーによる発電用のチップの原材料として、販路が開

ける形となってきた。これを活用しないという手はないわけです。

その際の木材の買取価格の問題ですが、未利用材に分類されるか、一般木材となるかでは、単価に大きな差が生まれる。

杉、ヒノキなら、未利用材の間伐材であるといえても、広葉樹がたとえ森の中から間引いて切ってきた木であったとしても、これは間伐材とはならない。

そうすると、広葉樹を有利に販売するためには、この森林経営計画の有無が大きな意味を持つことになるし、森林の管理保全という意味でも、重要な役割を果たしていることが想定されるわけです。

市として、広葉樹林の森林経営計画の策定に対して、指導なり助言なり、あるいはひな形となる申請書類等々の提示など、どの程度の対応が可能なのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、宿毛市で認定されている森林経営計画は、22計画、2,284ヘクタールとなっておりますが、この中で、広葉樹林のみで策定された森林経営計画はございません。

これまでは、補助事業を活用した間伐などの施業を主体としておりましたので、森林経営計画も、人工林を対象としたものに特化されておりました。

天然林を計画の対象とすることは可能であり、皆伐の計画がある場合は、伐採限度量の制限もあることから、まとまりが広くあればあるほど、有利に働くこととなります。

そのため、既存の森林経営計画のすき間を埋める形で、天然林を新たに計画森林に追加していく手法、またはこれから計画の策定を行う場合であっても、今後の有利な活用を見越して、積極的に、天然林を計画区域に含めていくなど

の、そういう対応を、これから働きかけていきたいと考えております。

しかしながら、個人が森林経営計画を策定できるかという、山林は所有規模の零細な集まりでございますので、作成手間の面で、実現はなかなか困難であると考えております。

市といたしましては、先ほど言われましたように、書式等や、関係資料の提示はできますが、先ほども申し上げましたように、作成手間の関係から、個人でも策定は難しい問題もございますので、森林所有者間で合意形成を行うことが前提ではございますけれども、計画の策定業務を、森林組合や素材生産業者などに委託し、施業の実行は、みずからで行うといった方法も提案をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） るるお答えいただきました。

今回は、自伐型林業の持つ可能性と、そのシステムを活用した地域おこしを考える上でのさまざまな課題の一部分を、それもほんの一部。トバロの部分だけですけれども、取り上げさせていただきます。

宿毛市として、今後の対応が必要と思われる事項も、その中にあらわれてきたものと思っております。

すくも森林塾から始まるこの事業には、広大な裾野というか、行政としての考え方、やり方次第では、単なる森林資源開発や森林管理の範疇を超えたものとして、地域活性化のために、大きく貢献する事業展開が可能となっております。

これからの拡充に向けて、真剣に、本気で取り組んでいかれることを期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、5分間休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

-----

午後 1時27分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番の山岡でございます。

私の質問は、海上自衛隊誘致に関し、三つの論点に区分けいたしまして、質問いたします。

まず、初めに、防衛庁への要望の内容のことです。

私の手元には、第1回目の平成25年2月13日の要望書と、ことし2月24日の第5回目の要望書の2枚を参考に、質問いたします。

この2枚目の要望書の内容を読みますと、第1回目では、単に海上自衛隊潜水部隊及び掃海部隊の誘致が主な要望の内容だったところ、第5回目の要望書では、私どもが、日ごろ聞きなれない語彙の入った、統合近傍作戦本拠地という概念が記載されております。

この第5回目の要望書は、内容も知らない市民がたくさんおられると思いますので、読み上げさせていただきます。

重要港湾宿毛湾港等の利活用について。

平素より、宿毛市政発展のために格別な御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

宿毛市は、古くは旧海軍の時代から海上自衛隊の皆様との交流が深く、これまでも宿毛商工会議所等の民間団体と行政が一体となって、自衛艦の宿毛湾港への寄港誘致活動に取り組んでまいりました。

また、市議会においても、昭和57年3月に、海上自衛艦寄港誘致促進に関する決議を可決するなど、まさに官民あげて自衛隊の寄港を歓迎

しているところでございます。

国の重要港湾に指定されております宿毛湾港は、太平洋に向けた玄関口であり、四国南西地域で唯一の、マイナス13メートルの水深を確保した大型岸壁を有していることから、リマ海域における訓練に際しても、燃料や水、食料の補給等に関して、効率的に対応できるものと考えております。

さらに、自衛隊の皆様を快くお迎えし、安心して休息いただけるよう、行政のみならず、宿毛商工会議所や宿毛市観光協会、防衛協会宿毛支部、自衛隊父兄会等の関係者が協力して、受入態勢の充実に取り組んでおりますので、自衛隊員の皆様に、必ずや御満足いただけるものと考えております。

また、高知県においては、近い将来、予想される南海トラフ巨大地震への対策は、喫緊かつ最大の課題となっており、四国南西地域への支援物資の搬入や、自衛隊員を初めとする支援部隊の受入場所として、宿毛湾港や、県内に4カ所設置される総合防災拠点の一つであります宿毛市総合運動公園が位置づけられております。

しかしながら、地震発生時には、高知県香南市に駐屯する陸上自衛隊第50普通科連隊から、1中隊がこの地域へ派遣されることになっておりますが、昨年行われた図上演習では、道路決壊により、派遣に2から3日を要することが判明し、計画の見直しが行われております。

一方、日本の防衛においては、新防衛大綱において、総合運用能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛体制の強化を初め、海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、機動展開能力の整備も重視するとされておりますところ、宿毛地域は、南西地域の近からず遠からずの後背地としての地勢的条件を固有に備えており、物資の集積、装備品の

整備、海上・航空・地上輸送、後送、事前の展開準備、これを各部隊編成、訓練などを行うための統合近傍作戦根拠地として、最適の候補地と思われま。

つきましては、それらの諸事情を御考慮いただき、また本市はもとより、四国西南地域全体の活性化と、地域住民の生活を守るためにも、宿毛湾港を初めとする当地域の活用について、自衛隊の格段の御配慮を賜りますよう、御要望申し上げます。こうなっております。

第1回目の要望書の内容では、海上自衛隊潜水艦部隊、掃海部隊の誘致の請願でありましたが、第5回目では、この統合近傍作戦根拠地という概念が入っている内容に、飛躍がある印象を受けます。このような内容の変容について、また陸海空部隊が、全部誘致要望書に入ったことについては、責任者の市長より説明を求めますが、その統合近傍作戦根拠地とは、一体、いかなる概念を持って呼称するか、具体的に御説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 4番、山岡議員の一般質問にお答えいたします。よろしくお願いたします。

質問で準備していた、聞き取りの内容と若干違う部分があるわけですが。

先ほど言われたような、作戦、近傍作戦ですか、あれはやはり、非常に地理的に有利な条件にあるところだという書き方の表現だと、私は思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） そういうことですか。

この5回目の防衛庁への要望では、先ほどの5回目の要望書では、沖本市長、浦尻議長、田村会頭の判がございませけれども、そのほかに

御出席の方、よろしければ教えていただきたい  
と思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

同行していただいたのは、中西前県議と、加藤  
漠県会議員だというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

中西元県議の御出席があったということで。

この方は、非常に防衛省というか、好きな方  
でございまして、この中西さんが、ホームページで  
ブログを出しております。それをちょっと  
読まさせていただきますので、しばらくお聞き  
ください。

中西元県議は、自身のブログ、2013年6  
月21日付で、ことし、2013年ですけれど  
も、4月11日に防衛省に河野海上幕僚長を訪  
れた際に、私が再度を話をしたら、河野幕僚長  
が防衛部長にすぐに指示されたと。その結果が  
今回の宿毛湾港入港となったものであると。

何が入港したかといいますと、そのとき、寄  
港した艦船は、海上自衛隊の第1輸送隊の輸送  
船「おおすみ」であります。

おおすみは、基準排水量が8,900トンで、  
全長178メートルの大型艦であります。

この艦船は、ドック型揚陸船と呼ばれるもの  
で、ホバークラフト型上陸用舟艇LCACを2  
隻搭載しており、これの訓練用砂浜が静岡県沼  
津市と硫黄島にしかないと。

沼津市は使える日が少なく、硫黄島に行くに  
は往復1週間かかるそうです。

このブログ掲載分での要望どおり、これはも  
う中西さんの言葉ですけれども、18日火曜日  
に、LCACの訓練用の砂浜の候補地の一つと  
して、大月町白浜のほか5カ所、中西元県議、  
宿毛防衛協会の田村支部長、海上自衛隊OBな

ど7名で視察。その際に写した写真も、きれい  
に掲載をしております。

もう一方、元国会議員だった平野貞夫氏のブ  
ログも、御紹介をいたします。

これは、国づくり人づくりの政治講座と銘打  
ちまして、平野さんのブログに、御自身が掲載  
しているものでございます。

湾岸戦争が終わった平成3年の春であった。  
衆議院委員部長をやっていた私のところに、防  
衛施設庁の幹部が訪ねてきた。要件は、沖縄の  
米軍海兵隊を山口県岩国に移転する計画がある  
が、巨額な経費が必要となる。

平野さんのふるさとの高知県西部に国有地が  
あり、近くには、戦前、日本海軍の演習港だっ  
た宿毛湾がある。経費も極めて安く済む。協力  
してくれないかと、こういうものであった。

詳しい説明を聞きますと、岩国にある米軍基  
地を拡大するために、滑走路をつくるため、海  
の埋め立てと漁業補償などがございまして、総  
額、大体1兆3,000億円を必要としますと。

それに比べ、高知西部の三原村と、土佐清水  
市の間にある山間部の丘陵が国有地で、ここ  
には4,000メートルの滑走路の建設が可能で、  
推定総工事費は約3,200億円だと。4分の  
1の経費で済む。国費の無駄遣いとならないた  
めにも、高知西南部が適当だと、こういうこと  
を言っております。

また、当時、中内、私と同じ名前の力という  
ことですが、中内高知県知事と、極秘事  
項として相談して、私が構想したのが、米軍海  
兵隊の移転と、ストレートな表現はしないこと  
にしたと。

当時、国連PKO法案を作成中だったので、  
国連PKO訓練センターの建設と、こういう名  
目にするにしました。

自衛隊、米軍、場合によっては国連多国籍軍  
といった、国際貢献を役割とする組織のセンタ

一をつくろうというものである。地元のためには、民間航空としての活用も、構想の中に入っていた。

長くなりますが。続いて、平成4年が明けて、私が参議院の、高知地方区から出馬することになり、この国連PKO訓練センターの建設を選挙公約としたと。

中内知事は、これに合わせて、三原村に県立病院を設置することを決めた。

土佐清水市の今ノ山には、航空自衛隊のレーダーが建設されることも決まっていた。この地点からは、レーダーでシベリアの中央からフィリピンまで観察可能と言われた。

東アジアの紛争や災害に救援活動をするセンターとして、最適であったと。

同年7月に行われた参議院選挙で、私は、米ソ冷戦終結後は、国連を中心に国際秩序が維持されるべきであると。高知県西南地方は、東アジアの空と海の拠点であり、安全保障のために、貢献すべき役割を担っていると訴えた。

反対する人たちもいたが、参院選に当選することができ、公約の実現に移ることになる。こういうブログを載せているわけでございます。

私なりに、近傍作戦根拠地というものは、こう思うんですけれども。こういう話は、平野氏の時代から、またその前の時代から、ずっと、脈々と話はあったわけです。

平野氏のブログでも明らかのように、決して小さな基地ではありません。これは、第5回目の要望書に書かれている近傍作戦根拠地に当たるのだと、私は思いますと。

こういう立場にある方々の情報によって、市民、漁業者の間でも、大きな不安ともなっております。こういう公の情報がある中で、きっちり、市のほうが説明をしない、あるいは怠ることは、いたずらに不安をあおってしまいます。

現在、国会では、安全保障法案がいよいよ大詰めです。これは、若い、前途ある自衛隊員の人命にかかわる、大変な法案が審議されておまして、この法案がもし可決されましたら、かなり日本の国の方向は変わってくると思います。

既に徴兵制度の話まで出ています。元防衛大臣の石破 茂氏は、解釈をかえれば、徴兵も憲法違反ではないと、こう言っています。

現在でも、土佐湾沖のリマ海域において、日米の合同訓練が頻繁に行われております。広島、呉からも多くの艦船、潜水艦などが参加しています。地理的利便性と、隊員の疲労、呉港までの帰還での燃料の消費など勘案しますと、ちょうど宿毛湾が、たしかに最適な場所であろうと思います。

第1回要望書でも、このことははっきり、市はアピールをしております。

日本では、現在、17隻の潜水艦がありまして、うち9隻が呉にありまして、この潜水艦部隊も、リマ海域での合同演習に参加しております。

近傍作戦根拠地というのは、これらが背景にあって、自衛隊の基地分散化ということが、政府方針に沿うものと、こういうことで得心ができるわけでございます。

私は今後、この市を創生していく過程の柱の一つとしまして、宿毛の豊かな山林、農業、とりわけ宿毛湾の豊かな漁場の活用が極めて重要であると考えます。

今後もふえ続ける御高齢の皆さんへの介護や福祉へのニーズ、都会と地方においての大きな経済格差の進行の中で、都会の大学へ子供を出すのがなかなか難しい、こういう現実を見たときに、どうしても、これら社会福祉に資する施策の実現は、早晚、最重要課題だとなってきます。

親御さんの教育費の軽減しかり、教育施設等

の誘致の必要性も真剣に考える時期ではないでしょうか。

こういう施設の必要性とは裏腹の、爆音を響かせる軍隊の存在は、結局、こうした福祉に資する取り組みもやりにくくなると、私は危惧いたします。

ただ、基地だけに依存する、選択肢の極めて狭隘なところへ市を追いやることになる。もう打つ手がなくなると、私は思うわけです。

自然に囲まれた閑寂な環境を売るようなことに、推進の力を置かず、宿毛にもともと備わった自然環境を活用した地域再生を行政の柱にしていくことに力点を置くべきかと思えます。

ことがことだけに、漁業関係者からは、5月の半ばに、また自衛隊の艦船が来て、何かやりよると。見るだけでも辛くなると、こういう声が寄せられました。ちょっと心に響きました。

反対の声というものは、常に何かの提案の後から後から湧き上がってくるのが常であること、どうか肝に銘じて、市民がお互いに関心あうことのならないために、市長としての対応には、十分配慮すべきだと考えますので、よろしくお願ひします。

質問しますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山岡議員の質問にお答えいたします。

る質問、あるいは要望等という形で、質問していただきましたけれども、まず、私どもの基本的な考え方として、要望書についての、自衛隊の、防衛省に要望等、あるいは呉の本部のほうに要望も行っておるわけですがけれども、その基本は、あくまでも宿毛湾港への自衛艦隊の寄港促進、そして食料や燃料等の安定的な供給等、宿毛湾の利活用について、検討していただくように要望しているものでありまして、これ

は最初から最後まで、私の代になってから、任期中に行った要望活動の基本は、全てそこでございます。

その点については、若干、表現の、そのときそのときの時流の表現はございますけれども、私が基本として考えているのは、これは山本議員にも、先日お答えいたしましたように、ここに基地をつくるとかどうとかじゃなくて、宿毛湾港をそういう、一般の船と同じように、寄港して利用していただきたいと。このことの必要性がある、今の自衛隊の任務から見ても、さらに必要性が高まっているのではないかということも補足した形が変化してきているものだというふうには思っております。

そして、宿毛湾との関係、福祉との関係等についての質問もございました。

私の見解としては、宿毛湾は豊富な魚種を有する豊かな湾でありまして、養殖漁業だけでなく、一本釣りやまき網漁業等、宿毛市の基幹産業として、地域経済の活性化に大きな貢献をしていただいております。

この豊かな海を後世に引き継いでいくことは我々の責務である、このように考えておりまして、今後も水産業の振興と、豊かな環境の維持に取り組んでまいらなければいけない、このことは大前提でございます。

昨年6月議会の一般質問でもお答えしたことでございますけれども、私の市政運営の基本姿勢は、市民の幸せのために、今、何ができるのか、何をなすべきなのかということでございまして、この宿毛湾港を利用していただくことによって、経済的にプラスになる、また漁業にも大きな影響を与えないのであれば、自衛隊にも寄っていただきたい、こういう思いはずっと続いております。

海上自衛隊の具体的な話はございませんので、潜水艦やL C A Cを搭載した輸送艦「おおす

み」などが、常時、出入りすることによって、宿毛湾がどのような状況になるかについて、いろいろ、先ほど危惧されよったところなんかも、心配はあるかもしれませんが、現時点での宿毛湾の漁業にどのような影響が及ぶかは、把握しておりませんが、具体的な話が出てきたならば、当然、漁業関係者と協議を行う中で、そのような調査も行っていかなければならないと考えております。

なお、はっきりしておかなければならないのは、重要港湾宿毛湾港は公の港でありますので、貨物船やクルーズ客船同様、自衛艦の入港についても、制限できるものではございません。

通常の寄港促進につきまして、これまで同様に、積極的に働きかけをしていきたい、このように自衛艦の寄港と地域の活性化、私はこのように結びつけて、取り組みをしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） お話はわかります。が、内容はそういうふうにはなっておらないわけで、そこについて、市民の方も、漁業の方も、不安、心配がいつまでも残っているわけでございます。次に移ります。

市民及び近隣市町村への説明、周知について、質問いたしますけれども、これは、昨日、山本議員の質問の中でも市長が御答弁されております。きょうも高知新聞に掲載されておりましたけれども。

くどういようですけれども、少し、また答弁を求めたいと思います。

市民への説明については述べましたが、私が申し上げたいことは、足摺宇和海国立公園で、宿毛湾はもちろん、海で近隣市町村とつながっております、漁業面においても、関係は深いものがあります。

軍事基地化ではないとおっしゃいましたけれども、軍事基地化となりますと、近隣に限らず、お隣の愛媛県愛南町の人たちにも、無関係ではないと。海ばかりではなく、空にも、もちろん境目はないんですから、当然、防衛庁の要望書の内容について、知らせる責任はありませんかと。

これは、きのうお答えしましたけれども、山本議員の答弁で、市長は、まだ、なかなか難しいと。したがって、近隣市町村に、まだお知らせするというようなことではないというようなことのニュアンスでございましたが、近傍作戦根拠地というような文面が出た以上、本来、宿毛市はこういうことを展望している旨を、伝えるべきではないですかとお聞きしたいんですけれども、今、市長が、自衛隊の寄港を誘致するんだと、あくまでもおっしゃいますので、それがもう、このことの答弁と解釈してよろしいでしょうか。

私は、大月町の漁業関係の方ともお話しいたしました。宿毛湾への自衛隊誘致の話は、一切知らないという声が大半でございます。

ここで、きょうはたまたま沖縄の慰霊祭ですよ、やっております。そこでというわけじゃないんですけれども、あの沖縄の問題について、ちょっと触れたいと思います。

御存じのとおり、沖縄は、翁長知事ほか一丸となりまして、オール沖縄へと結実をしました。

翁長さんは、元沖縄自民党県連の幹事長を歴任された方であります。私は、非常に立派な方だと思います。

沖縄は、島民の4人に1人が死亡するという、極めて悲惨な地上戦を経験し、駐留米軍による、いわゆるブルドーザーと銃剣ということで、強制剥奪措置を受けまして、米軍は沖縄にずっと居座りまして、現在も県土の大半を、米軍基地が占めていることは、もう御承知のとおりです。

苦節何十年とか申しますが、補償金のことや、米軍がいることでの巨額の振興補助金など、それこそあめとむち、むちとあめによって、政府は県民の不満や憤りを黙らせてきました。

ところが、誇りという言葉を使っていましたけれども、アイデンティティーとか申していましたが、立ち上がった沖縄民衆は、ついにこのいさかいから乗り越えて、民意は固まりました。

このことは、同じ日本の国民である我々にとっても、大変意義深い教訓と、示唆に富む変化だと、私は思って、およそ政治の世界に席をおくものは、政治家であれば、必ず民衆の意思の統一とか、社会運動について、無感覚であるはずがありません。民衆あつての政治家であり、政治なんですから。

互いの関係に亀裂をつくりました、沖縄はね。同じ県民同士が、住民と政府側に分かれての、悲しいいさかいが今も続いております。今現在も続いております。

ここで、私は、宿毛市民の自衛隊誘致に関しての賛否について、話を戻します。

こういう立場になりまして、多くの市民とお会いしまして、大いに語り合うことの中で、この基地誘致に、さまざまな意見があること、よりはっきりわかりました。

例えば、市内で飲食店を営む方は、自衛隊が来たら、ちょっとでも売り上げがふえるということを期待する声もあります。

漁業関係の仕事をされておられる方は、私の受けた印象では、おおむね反対の方が多くいらっしゃいます。中には、補償金をもらえるから賛成だという意見の方もおられるんです。

これら賛否両論ある中で、ただいま、市が推進している要望の中身について、知らないか、あるいは、多少は知っている。ただ単純に、自衛隊によって、雇用や市税が潤うのではないかと、認識の度合い、濃淡は、皆さん、ばら

ばらなんです。

この市民のばらばらの認識の原因は、誘致に関するこれまでの市長の責任が不十分で、全体像を正しく伝えていないところから来ているのではありませんかと。

そもそも、基地軍事化の問題は、経済効果や損得勘定で結論を得るべきではないと、私は考えるんです。基地はもう要らないと。何十年にもわたって、いろいろ言われた末に、ついに、1点で固まった沖縄とは真逆に、地域の活性化になる、あるいは防災に役立つ、経済効果があるとすると、宿毛の市政とのギャップに、ちょっと違和感を禁じ得ません。

沖縄のように、日常的に爆音に脅かされた経験もなく、理不尽な事件、事故に遭ったことも、起こったことのないこの宿毛市民が、現実いる中で、軍事化を、軍港化をみずから手を挙げて推進しようとする事自体、私としては、何か釈然としないものを感じるんです。

一体、誰ゆえの、何ゆえの自衛隊誘致であるのかよくわかりません。

共産党はなぜ反対するんだと、こういう方があるかと思うと、軍事基地は絶対反対だと、こういう自民党の方もおられるわけです。本来、この問題には、党派の別はないと私は考えます。

いずれにしても、市民にはもちろんのこと、近隣市町村への周知と説明は、近く必ず必要になります。市民の動揺や誤解が拡散しないように、また将来に禍根を残さないためにも、市民へ、真摯で誠実な対応を要望いたしまして、次の質問に移ります。

市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますけれども。

質問議員と観点が違っているのは、まず、私は、今、基地化を目指してやっているわけでは

ございません。要望書の中にも、ここをできるだけ多く使っていただきたい。一般の船と同じように、たくさん寄港して、そして宿毛の水を積んだり、食料品や燃料も、そういう形ならば経済の活性化につながるという思いで、この寄港促進をしているわけですから、現在のところで、市民の皆さんに明らかにせよ、あるいは漁業の方に明らかにせよと言われても、一般航路を航海する船、客船が来る理由は、市民の皆さんに、一々言う必要はございませんね。自衛艦に関しても、これはもう権利として、宿毛湾港にも来るわけですし、航路を通して、それを漁業権に設定されてないところについては、自由に航行できるわけですから。私はそれを通して、寄って寄港していただくということには、市民に説明する必要はない。

ただ、聞かれた場合には、それは当然、いろんなところで説明しますけれども、私は今までの、通常のやり方で問題ないのではないかと。

ただし、今後、今、山岡議員が言われましたように、さらにそのことも含めて、説明するという必要があるならば、そういう必要に応じて、現在、宿毛市の取り組んでいることについては、市民の皆さんにも、漁業者の皆さんにも明らかにしていく、そういう必要があると感じた場合には、当然、私どもはしていかなきゃいかんし、また、求められれば、そのときに必ずしていく必要はあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 私が先ほど申しましたのは、市長のお考えは承りましたけれども、実際の、現実に市民の皆さんの中には、不安にも思っている方がいらっしゃるということについては、やはり、しっかりと、誠実に向き合っていたいただきたいと。

市長がそうおっしゃるので、もうこれ以上こ

れは申しません。

最後の、宿毛湾の価値と、これにかかわる産業の認識について、お伺いします。

まず、小筑紫町湊にある県の漁業指導所で、宿毛湾についてお伺いしまして、湾内での漁業の売り上げ等、資料に基づいて少し触れます。

漁船漁業と養殖業の生産額の合計は、年間150億円から、大体、130億円から150億円で推移しております。

漁船漁業では、平成22年以降が13億円台で推移しております。漁船漁業で特筆すべきことは、ウルメイワシとかカタクチイワシは、県内全体の漁獲量対比で、それぞれ8割を超えます。クロダイも69%、ムロアジが43%、マダイで30%となっております。

これだけの漁獲量を誇る宿毛湾とは、一体どういう海であるかについて、少し触れますと、まず、マイナス13メートルの水深があるために、真冬でも海中まで寒気が及ばないことから、15度以下に水温が下がらないことがあげられます。

また、とび抜けて大きな河川がないことで、淡水の海への流入が少ないという点で、溶存酸素が一定に保たれていることも幸いいたしまして、極めて優秀な良港として、古来より多くの漁民の生活を支え、地域住民へ良質なたんぱく源を供給してまいりました。

優秀な海といっても、一体どれくらい優秀なのかということ、指導所の方にお聞きしました。

今は、日本で恐らく1番の海であるというような御返答でございました。

ブリの稚魚でありますモジャコ、小割に、生けずに入れて飼育を始めますんですけども、大体12カ月で3キロに成長するそうでございます。こんな海は、ほかにはないと言っております。

大体、通常、18カ月かかると、3キロになるのですね。そのくらいすばらしい海だと言っておりました。

私の古くからの友人も、この湾内で養殖業を営んでおりますが、年に何度か県外からも視察に来るそうです。沖まで連れて行って、話をしまして、見せると、みんな異口同音に、すばらしい海やねと。みんなびっくりして帰るそうです。

さて、この宿毛湾港に、ついせんだって、5月14日から17日にかけて、海上自衛隊の掃海管制艇が来ていました。

6月4日付の高知新聞に、記事が掲載されていました。

宿毛湾で、水中無人機で海中を撮影し、海底の泥を採集し、泥の質を確認することで、海底に機雷を敷設された際に、機雷がどれくらい泥に沈むかについて調査をしたとありました。

前に少し述べました、さる養殖業の方が嘆いたのは、この艦船を見たからです。現実に宿毛市が防衛省に要望書を幾度となく提出しているこの現実、あわせて見ますと、何か動いているんじゃないかというような印象を持つのは、これは人情でございます。

前に、LCACについて触れました。このホバークラフト型揚陸舟艇は、最近開発された舟艇でございます、それまでの揚陸艇は、時速20キロ程度であり、世界の砂浜の15%にしか上陸ができないものでしたが、このLCACは時速70キロを確保できまして、少々の岩場においても、これに乗り上げて、上陸可能な舟艇であり、これの開発によって、世界の75%の海岸へ上陸が可能になったと。

敵はどこから上陸するか、ちょっと判断がつかなくなるんです。今までだったら、砂浜を構えて待ってたらいいんですけども、どこから来るやらわからんと。

これは、現防衛大臣の中谷 元氏のホームページを検索していたら、このLCACの紹介について出てきましたので。

このLCACというのは、あの重たい戦車を2両、搭載可能でございます、猛烈な音と煙害をまき散らすことが言われております。

さて、今から魚の卵の話に移りますが、魚たちは、一体、海のどういう場所に卵を産みつけるかについて、私は海洋生物学が御専門の方からお伺いした知見を、少し御紹介します。

魚は、ある種類は藻場の中に卵を産んだり、またある種類は、砂地に選んで卵を産みつけるということです。なぜ砂地が多いかといえば、魚卵が砂の粒に類似しているからでありまして、魚の子孫防衛のための知恵であるそうです。キビナゴも砂地に卵を産むそうです。

宿毛湾には、こうした生物たちが何百年にわたって産卵を繰り返して、この地に豊かな恵みを与えてくれたと、こういうことがいえると思います。

大月町白浜などのすぐ沖合にも、魚はたくさん卵を、実は産むのです。大きな魚から身を守るために、砂浜のすぐ沖合に産むんだそうです。

もしこういう砂浜に、LCACのような揚陸用舟艇の訓練場に使われようものなら、砂地はかき回されて、魚卵は死滅していくと。

また、砂地は、海底にも至るところに存在しておりまして、そこにも魚卵が生まれていますから、全長100メートルに近い鉄の固まりであるような潜水艦、動かすスクリューで、海底を攪拌されますと、魚卵は巻き上げられて死滅と。一緒に海底のヘドロも巻き上がると。これによってプランクトンが死滅し、この航行を繰り返すうちに、海自体が持つ自浄能力が破壊され、海は濁り、自然魚の量が格段に減って、ついに養殖業も成り立たなくなりますと。

これが海洋生物学の専門家の結論です。

この海の濁りは、呉湾を見たら一目瞭然であります。

これが、漁業指導者からいただきました宿毛湾の全養殖の表なんですけれども、見にくいですけれども、こんなにたくさんありまして。

見てください、養殖の小割のある。こっちは、大月町と沖の島というようなことになっています。

まさにここが150億円産業の、まさにその場所でございます。

指導所の資料では、この不景気に、15歳から19歳、30歳から35歳の階層で、雇用の増加がありました。全漁業従業員数は810名でございます。また、市内には、海産物を扱う老舗の間屋、かまぼこ店、魚を輸送する役割の物流業者、養殖業へのえさや飼料を扱う会社、小割の鉄骨をつくる鉄工場、県内でも有数の釣りのメッカであります、沖の島周辺の磯に内外の客を御案内する渡船業者、釣りえさ業者。民宿旅館、数え上げると切りがないくらい、多くの市民が、宿毛湾を生活の糧として商売をし、人生を生きるものでございます。

この小割は、およそ100メートルの長さのロープで、海底のケーソンにくくりつけておりまして、海中では、網の目のような状態です。

自衛艦と民間の船舶との衝突事故は、後を絶たず、多くの国民が犠牲になっております。

ここに資料がありますけれども、もう読みません。

それから、潜水艦の場合は、瀬戸内海や浦賀水道では、法規制で、浮上して航行をしなくてはならないが、宿毛湾にはその規制がないために、湾内から航行が可能であります。

民間船舶との接触、衝突事故の危険性は格段に上がるでしょうと。

私は、宿毛の海が、このまちにとって、どれ

ほどの経済的効果や、働く職場の提供に寄与しているか。漁業者が養殖の魚の育成と生産に、どれほど誇りを持って取り組んでいるか、これら地域住民への福祉に目を当てて、光を当てることこそが、地方自治というものではないでしょうか。

要望書では、これら実際に働く人々への配慮の誘致理由が一切ないということは、一体、どういうことでしょうか。

国の新防衛大綱で、基地の分散化が必要で、集中している呉や佐世保から分離をさせて、被害を少しでも抑えることに寄与するだとか、地理的にも最適地であるだとか、いろいろ理屈はつけられるけれども、要は、日本全体が、アメリカの兵たん基地みたいな感じに、こういうことではないかと思えます。

新たな基地建設は、自国の税金を使ってやろうと。もちろん、こういうことなんですので、経済効果云々を幾ら言ったところで、全体から見れば、損か得か、結局、その答えは誰にもわからないということになります。

さて、この宿毛湾の真の価値と活用について、最後になりましたけれども、基地化との関係において、どうお考えか、市長の御答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

最後に御質問いただきました、宿毛湾の価値という捉え方について、どのように考えているかということでございますけれども、これは、最初の質問のときに、宿毛湾のことについて触れた内容がございましたので、非常に重要な、大事な宿毛湾であると。

非常に、産業にとっても大きな役に立っていると。今後も大事にしていかなきゃいかんし、さらに発展させていかなきゃいかんという観点で、お答えは既に申し上げさせていただきましたし

た。

質問を聞きながら、やはりずれているのは、私は、そういう基地という形で誘致をしているわけではございませんので、各団体や、いろんなところでそういう構想を持っている方はおるかもしれません。自分の、それぞれの立場からの考え方を述べている人は、たくさんおられると思います。

私も、それは承知している方もおるわけですが、そうした中にある宿毛市の今の立場として、漁業者の立場も、あるいは近隣市町村のことも、あるいはそういうことで、基地化ということで検討している方も、中には確かにおられます。

しかし、今、私は、宿毛市として、一番そういう流れの中で、正しい市民合意がいただけるやり方は、ここにたくさん、自衛艦が寄港していただくということが、今、宿毛市の経済状況、社会状況との中で、大きく役に立つのではないかと、現時点での考えで、私はこの取り組みをさせていただいているということでございまして、私は、そのような戦争であるとか、世界の中の、日本の中の基地がいかに重要であるとかという観点で物事を捉えている、そこまで私は考えとして持っているわけではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 御答弁お聞きいたしましたけれども、先ほど、一番最初に読まさせていただきました、5回目の要望書の中身から見ると、そのようには受け取れなかったわけでございますから、こういう御質問をさせていただいたわけです。

急に拍子抜けいたしました。

答弁がそういうことであるならば、少しはほっといたしました。何とぞ、この宿毛市民が不

安にならないような、誠実な姿勢でもって、対処をしていただきたいと、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時28分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、お話に当たります。最初に、沖縄戦没後70年を迎えました。20万という犠牲者のもとに、私たちの今の幸せがあると自覚をしなければいけません。

この20万人は、沖縄住民の4人に1人でございます。今は沖縄の音楽も広く本土に入ってきて、心を癒してくれています。犠牲者の御冥福をお祈りしたいと思います。

市民の皆様の御支持を得て、この仕事を与えられました川田栄子でございます。よろしくお願いたします。

宿毛の発展、市民の幸せを目指す目標は同じであります。市民の声を受けとめ、市民の立場に立った議論を行ってまいります。

政治には常に弱者の味方であることが原点であると考えます。これから、皆様とともに、仕事をしていくこととなりますが、初めに、少しだけ私の思いに触れさせていただきます。

政治には常に興味を持っています。市の行政改革プランは、平成18年から26年1月まで、かかわらせていただきました。

政治は生活そのものです。政治を良くするも悪くするも、政治次第であります。また、議員の質が社会のレベルといわれております。ひたすら市民の幸せと地域の発展のために行動を起

こし、議員活動に専念してまいります。

社会は、生まれてきた人を幸せにするためにあり、人は自分の可能性を引き出してくれた社会に、何らかの貢献をしたいと思うものです。

宿毛がもっとよくなりたい、宿毛に恩返しをしたい、お役に立ちたい、この思いは私の心から離れることはありませんでした。ためらうことなく、情熱と決意を持って挑戦をいたしました。

夫と二人、誠実に皆様と向き合って、宿毛市一円を歩いてまいりました。長くかかりましたが、私にとって、必要な時間であったと考えます。

私には、目指す政治家がいます。市川房江、加藤シズエさん、お二人です。

もう時の人となられましたが、国を憂い、国を思う、真剣さと情熱にあふれていました。市民の命と暮らしを守る、政治は命がけであります。

女性政治家の先駆者でありましたこのお二人を超える人物は、私にはまだ見当たりません。与えられたこの季節、与えられたこの命、与えられたこの仕事、目標を持って進んでまいります。

さて、選挙を通じて、課題も多く見えてまいりました。行政や議会、また議員に対する批判も多くありました。行政サービスが悪い、イベントも少ない、議会傍聴に行ってもつまらない。議員も何をしているか、選挙のときだけ。職員の採用問題、根強くあります。

おかしいことはおかしいと声に出す、声を上げられる習慣が身についた人がふえれば、社会にとってはいいことでもあります。新しい時代へ踏み出す力を持つことになります。

空気に流されがちな日本人ではありますが、情報を集めて、自分の頭でしっかり考えていくことをしないと、この国は助かりようがないとこ

ろまで来ております。

さて、質問のほうに入らせていただきます。

厳しい財政、地方経済の低迷、少子高齢化、さまざまな問題がある中、おのおのの仕事や生活を通じて、幸せをつくり出せるか、考えていくことが私たちの仕事と考えます。

市長は、幸せとは、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。お聞かせくださいませ。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私にとりまして、幸せとは、今のこの市長としての、市民の皆さんに本当に役に立った、そういう市長であると言われたときだと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 国が全てを飲み込んでくれた時代は終わりました。地方は、みずからの知恵と責任で、地域の自立を考える時代であります。

上からの押しつけ、前例の踏襲では、新しい発想や活力は生まれせん。行政改革で、職員の意欲改革が重要と考えます。

行政がやるべきことは、職員も市民も自由で、多様な発想ができる、環境を変えていくことが重要と考えます。この点について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私にとりましては、市の職員をきちっと人事配置をし、職員の能力に応じ、あるいは年齢に応じ、地域に応じて、そして十分、自分の状況の中で、市の職務を遂行できることだというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 子育て世代にとって、宿毛はイベントも少ない、これらのサービスを

多く待っている方はいらっしゃいます。

宿毛は、イベントのことについて、どのように計画を立てられていますでしょうか。

例えば、宿毛には、ゼロ歳から18歳まで、無料で乳幼児、保護者同伴、老人も交えてやりとりができる、決まりごとは仲よくすることだけ。年代を超えて集う場所がある、そんな夢の場所があったらいいですねって、市民の皆様は話しておられます。

学童にも入れず、孤独の時間を過ごす子供もいます。見過ごすことができない子供たちが、心豊かに成長してもらいたい、大人の願いです。

子育て支援やワークライフバランスの実現は、それ自体、重要な政策目標であり、少子化対策とは切り離して追求すべきと考えます。

厳しい財政とはいえ、知恵を出し合い、既存の見直しや空き家の利用など、地域の人の流れを活性化して、そこには子育て世代の悩みを出し合い、会話ができる中で、子供たちも親も、また高齢者も、生き生きと過ごせる、ホットな場所があちこちにあれば、それは民の力で育て上げていくことも、子育て支援として重要と考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁をきちっとしたいわけでございますけれども、先ほどの、最初の行財政改革、そういう点から、我々が考えている方向とは、全然マッチしない形になっておりますので、そこと結びつけた形の中で、質問をしていただければ、回答をさせていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 行財政改革は、非常に厳しい中で行われなければなりませんけれども、財政が厳しいと言われましても、市民の中には不満が多くあります。どの程度、市が本当に厳

しい財政なのか、市民に広くわかっていただくためにも、しっかりとお示しをする必要があると思います。

どのようなことが、市長は困っておられるのか、どんな計画を立てられて、市民の皆様に納得していただくことができるか、説明をしてあげてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

財政状況の中からの質問でございますので、お答えさせていただきます。

川田議員のおっしゃるとおり、大変厳しく、平成26年度は財政調整基金の取り崩しを行いました。この厳しい財政状況を、もっと市民の方々に周知すべきではないかという提言でございましたが、まず、市民の方々に対する財政状況の周知に関して、この場をかりて説明をさせていただきます。

現在、当初予算概要を5月、決算概要については1月の広報により、お知らせをしております。

また、毎年、7月と12月には、財政公表という形で、財政状況を報告しております。そして、具体的な決算概要については、決算常任委員会において、議会に詳細な説明も行っております。

ただ、市民への周知が不十分との御意見につきましては、平成28年度からの新地方公会計制度の導入により、総務省から示された統一基準モデルによる財務諸表の作成を予定しております。

全地方自治体が統一した様式で作成することにより、類似団体との比較分析が可能となり、よりわかりやすいものとなるものと考えておりますので、平成29年度中には、平成28年度決算の財務諸表を作成し、ホームページ等でも公表していく予定にしております。

官民一体となって取り組むべきとの御意見に関しましては、宿毛市行財政改革大綱を作成するに当たり、市民の方々や民間の企業の方に、行政改革推進委員に就任していただく中で、多くの御意見をいただき、大綱を作成して、取り組んでまいりました。

今後も、財政的に厳しい状況で推移していくことが想定されますので、市民の方々や、議員の皆様からの御意見を生かしながら、本市の行財政改革に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） それでは、市民の声にお応えください。

年末の納税証明書を取りにいくと、2通で幾らかかるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2通で700円かかります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 毎年、納税証明書を取りにいつているので、無料ということできてたそうなんですけれども、700幾らと言われたので、その方が、合っているんですか、それ。

対応している、別の女性がそこへ入ってこられて、無料ですと言われたそうです。

それ、いつも取りに行っておりますので、無料という感覚でありましたので、だから本人は、その対応をされた700円という、驚きと戸惑いがありまして、そういう話になったわけでありますけれども。

そしてまた数日後、嫁が行くと、その嫁は1通でしたので、350円ですか、その支払いを求められたけれども、また別の女性が入ってき

て、無料ですと言われました。

行政サービスのほうは、このような行き違いがあつてよいものかどうか、ちょっと市民に説明をしていただけたらと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

全く通告いただいておりますので、このような内容に関しては、次の質問に、本当に必要なという形であるならば、担当のほうからお答えいたしますけれども、事前通告してなくて、私への質問でございますので、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） このお答えにつきましては、担当の税務課のほうからお答えいたします。

よろしく願います。

○議長（岡崎利久君） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（長山敏昭君） 税務課長補佐、1番、川田議員の質問にお答えいたします。

基本的に、証明類は1通350円でございます。ただし、軽自動車の車検の際に必要な納税証明につきましては、無料で交付をいたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 無料の証明書があるということですね。自動車につきましては、そういうことでまいります。

私の質問は、別に市長の思いを言っていたら、それでいいのです。これは市民の思いですので。通告をして、一々課長にお世話にならなきゃいけない問題でもないです。市長の思いを、しっかり市民の皆様にお話ししてください。

次に、議員報酬が高過ぎるとの市民の声が多

くありました。厳しい財政の中、住民に負担を求めるのは、極力避けて、行政改革や職員の給与改革、議員の報酬減額は、安定した行政維持のためには欠かせません。

年金も減額、税金も上がるとなっています。公金をもらっている以上、市民の声を置き去りにはできないと考えます。

県議会は、5月議会では、地方経済の低迷、厳しい財源を考え、前年に続けて、1から3万円の減額を決定いたしました。

市長は、選挙公約で、55万と減額されて当選されました。4年間の減額高は1,464万8,000円であります。この額を聞かれて、何か御感想おありになりましたらお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 当然のことだと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 議会信頼の回復のために、基本条例が一番初めにできました。

議員のほうも、これは私たちの問題ではありませんけれども、過去22年12月議会で5,000円減額決定、翌23年3月議会、2名定数減とし、5,000円は元に戻すという経過がありました。多くの市民があきれていました。

議員が4年間、5,000円の減額をされた場合には、862万2,740円のお金を皆様に還元することとなっております。

これは別に議員の問題ですので、聞き流してください。

議会信頼の回復のために、議会基本条例が一番初めにできました北海道栗山町からおくれること10年、宿毛にもできました。27年4月1日施行であります。

基本条例がつけられた背景には、2000年

地方分権一括法が施行された議会の責任は、今までとくらべものにならないほど大きくなったわけですが、住民の信頼が低下している中で、制度の見直しが必要となってまいりました。

一つの背景として、厳しい財政事情があります。質の高い行政合意を実行するためには、議会は言論の府と位置づけ、議員間の自由な討議、市民の多様な意見反映など、市民、首長、議会、職員の4者が政策決定実行のために、力強く、夢に向かって進むことになるのです。

私は期待しておりますが、市長はどのように思われていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 御指摘のとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 職員採用の批判も多かったです。公的な立場にいるものが、手を出してはいけない領域であります。倫理観が問われます。

市長はどう思われますか、お気持ちをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問の意味がわかりませんが、そのようなことは、私の市政にあって、はっきりわかる中では、全くそのようなことはございませんので、根拠のない話だというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私は、職員の採用には、汗を出せる人、知恵を出せる人、ボランティア精神を持った人、芸術的感性のある人、想像力豊かな人、道徳観念を持つ人の条件を能力審査に加えたらどうだろうかと考えております。

本来、能力があるべき人が採用されることが、



近年、宿毛市においても、人口減少問題の克服は、重要課題とされており、若い世代が安心して働き、希望どおり、結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現するための施策へも、力を注いでいく必要がございます。

御提案いただいた現在、民間で自発的に行われている若者の出会い支援イベント等や、新たな少子化対策等へのふるさと寄附金の活用については、今後、検討してまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 若者の出会いの場を広げて、積極的に、行政として力を発揮してほしいと思っております。

次、高齢者の尊厳と見守り、質問させていただきます。

だんだんと年を重ねるとともに、健康を失い、夫婦暮らしから独居老人へと、生きる辛さ、社会のかかわりの減少から、役割が少なくなり、生きがいを失って、誰も話さない日もある、寂しい老後を生きております、老人も、何人か、私も知っております。

しかし、体は不自由であっても、御近所とよくお話できる方は、元気な気持ちが伝わってきます。

生きる態度や仕組みがあっても、人のきずながなければ、作用しないと考えます。市長はどのようにお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

若干、補足的な答弁も含めまして、お答えをさせていただきます。

平成27年4月1日現在、一般的に高齢者といわれる65歳以上の方は7,219人で、市の人口の33.23%を占める状況となっております、高齢者施策は、当市にとりましても、大変

重要な課題となっております。

御質問のとおり、尊厳を保ったまま、地域で生活を続けていくことは大変重要で、老人福祉法の基本的理念には、多年にわたり、社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験を有するものとして、敬愛されるとともに、生きがいを持てる、健全で安らかな生活を保障されるものとすると言われており、この理念に基づき、さまざまな高齢者施策の推進をしているところでございます。

具体的に申し上げさせていただきますと、地域元気クラブ活動事業、あったかふれあいセンター事業を活用しながら、住民主体の地域の集いの場を確保することで、地域づくりにつなげていきたいと考えております。

また、介護保険事業計画におきましても、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進しており、その中で、地域において、住民一人一人が、みずから健康管理や介護予防に取り組む自助とともに、住民同士がお互いに支え合う互助が、不可欠であると考えております。

現在、地域の中に、自助と互助の取り組みが広がるよう、介護予防の運動を行うグループの育成、支援に努めているところでございます。

このような考えで実施をいたしております。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 便利さとともに、近代化コミュニティーを壊す方向へ、どんどん進んでまいりました。地方を壊し、集落を壊し、家族を壊し、資本主義は全員が個になりました。

お互いさまの社会で、きずなをつくることは、災害のときにも重要であります。ぜひきずなの再構築を急いでください。

今までは、より早く、より遠くへ、合理的でしたが、これからは、ゆっくり、より近く、寛容にいかなくてはならないと考えます。

先日6月21日の市長初め行政の方も、議員の方も、多く見えられていました、橋上中学校での、安芸高田市の川根振興協議会の集落センターの取り組みは、非常に参考になったと思います。

市長のお考えを聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地域の中に高齢者の方がだんだんふえていく状況の中で、この人たちの仕事も、あるいは人間的なつながりも含めて、これからそのきずなを強めていくという形の中では、あのような地域の、集落活動センターを、今後立ち上げていくための講演会的な形で実施したわけですが、非常に今後、役に立っていくのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、小筑紫保育園の火事の件で、御質問させていただきます。

私もわからないものですから、1週間ほど前ですか、担当の方に、保険加入の義務はどうなんでしょうかとお聞きしましたら、設計図書に書かれていない、契約書にないので、義務はありませんということでありました。

それがきのう、義務があったということをお伺いしましたけれども、これは事実で、間違いないでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

火災保険の加入については、3月議会の寺田議員への答弁でもお答えをいたしました。今回は、工事施工業者の火災保険等加入の義務の有無についての質問ですので、このことについてお答えをいたします。

建設業法には、火災保険等加入の義務についての記載はありませんが、宿毛市の建設工事請

負契約書の条項に、火災保険等加入について記載しており、このことにより、加入義務はあったと考えます。

今回のようなことに備え、今後は必要と考えられる工事について、保険に加入する旨を、設計図書に明示等をし、証券等のコピーの提出により、加入の確認をしております。

なお、再施工中の小筑紫保育園は、既に建設工事保険の加入を確認をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 法的には、根拠に基づく条例第何項とか、ございますでしょうか。明らかに、明示してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 法的にはございませんけれども、宿毛市の工事請負契約書の条項に基づいて、このように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） じゃあ、この条項は、担当の方は御存じでしたですね。契約されたときは。

この契約をしてないということ、条例にはうたってなくても、あったということですね、義務が。そのものが、知っても、その契約のときにはなくてもいいと判断されたわけですよ。

そのことについて、ちょっと説明をしていただきたい。条例にはなくても、一応、その契約の中には結ばれてないにしても、義務はあったということですので。

知ってて、知らなくて、終わったのかな。わかりません。そこのあたり、もう一度説明してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、工事契

約書の条項により、火災保険等の加入については、記載をいたしておるわけでございまして、そのことについて、確認はしてなかったというのは、説明をいたしましたけれども、すべきであったという、後での認識は持っておりますけれども、義務としては、あるというふうに思っております。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 義務としてあるとしたら、それを放置したのは、どういうことでしょうか。放置ではないですか。

なかったですね、契約書。結局、保険義務はありながらも。

もう少し、説明してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 何度もお答えをいたしますけれども、条項に火災保険の加入をきちっと記載をしております、当然、加入しているものだという認識をいたしておりましたので、そのような答弁の内容になっております。

この義務があるということに基づいて、議会全ての皆さんの賛同をいただいて、契約を既にして、これから進めていくと。今後、していくという、契約をとにかく早目に、和解の議案を議会で議決していただいているということでございますので、そのようなところも判断をしていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） このうわさは、新聞紙上にも出ましたので、誰一人知らない者はないと思っております。皆様も、あちこちでうわさを聞いているとは思いますが、やはり、契約しているものと思っているという、こっちがそういう思い違いがあったということについての非ですね、それはないですか。

義務があるにもかかわらず、その確認を怠っ

たという、その非。

何でも全て、約束事はあると思います。学校に行っても、きょうは給食がないよといえ、弁当を持ってくるように言うと思います。ちり紙、ハンカチを持ってくるようにといわれて、持っていかなかったら、自分が、持ってこなかった方が悪いですね。

この保育園も、高台へ避難をするために、幼児を守るために、命を守るために、高台へ建つという目的があったと思います。

もしこの間、来年の1月、来ないとはわかっているかもわかりません、わかってないかもわかりません。火事が起こるか起こらないかわからなかったけれども、危機管理ができてなかったわけですね。

もし南海地震が起きて、津波となれば、もし津波が起これば、この間の、命を守るという、行政としてのこういう事態になったことについて、どう思われますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど指摘されたようなことについては、今回のこの保険のことは全く関係ないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） では、契約者として、命を守る行政側として、理事長として、危機管理も余り必要なかったということでもありますね。

部下に対する管理責任も、余り問わなくても、さっさと和解すれば、それで終わり。幕引きをすれば、それで終わりということでもありますか。

お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁いたします。

このような質問してくださる、その意味と言

いますか、意図と申しますか、考えがよく理解できないわけですが。

私が理解していることで、答弁できることは、とにかく和解をしたということについては、小筑紫の保育園、両保育園に行きよう子供たちを、できるだけ早く新しい保育園に入れてあげたい。そのためには、できるだけ早く着工しなければいけない。そのときの状況としては、放火か、あるいは業者の失火か、そういうことの判断もできない中で、あのような和解ということを経て、工事に早急に取り組むということをして、議会の皆さんに理解をいただいて、進めてきたことだというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 言っていることがよくわからないのは、そちらの勝手ですが。

結局、高台に、来年建設ということで、栄養士の方はもう1年、再雇用しなければいけないという、そういう出費が税金のほうから出ていきますよね。そういうことについて、余分なお金がかかっていく。

そういうことの、市長には責任もおありになるんじゃないかなと思いますし、結局、もし来ないかもわかりませんが、火事も起こらないかもわかりませんが、起こりましたですよ。

もし津波が来たら、命を守れないという、そういう、来年の1月に建設すれば終わりというものだけのものではないということ。自然災害ですので、いつどうなるかわからない。そのために、高台へ保育園を建てていたわけじゃないでしょうか。

次にいきます。

遠隔地の交通手段についてであります。

くろしお鉄道、路線バス運営には、補助金をどれくらい出されているか、お尋ねします。

わかりますか。私、言いましょうか。

くろしお鉄道のほうには、26年度ですが、補助金384万2,467円、くろしお鉄道のほうへの負担金が2,311万3,000円、西南交通への補助金が1,033万円と、多額のお金が出ておりますけれども、これで遠隔地の声がどこまで反映されて、老人の方が足の痛みを感じているか、市長はどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

公共交通空白地域における移動手段、これの確保につきましては、高齢化が進行している宿毛市において、市民が安心して、豊かな生活を維持していくためには、解決していかなければならない大きな課題と認識して、進めております。

このため、宿毛市では、平成25年10月から26年9月末まで、この1年間、以前は路線バスが運行されていましたが、現在、廃止となっている舟ノ川、石原地域と、小深浦以西の西地域の二つの地域について、持続的に運行できる体制や、利用状況等を調査するための実証運行を行っております。

舟ノ川、石原地域では、チケット方式による運行を行い、高齢者でも比較的に利用しやすいということから、利用率が高かったのに対して、西地域で行ったデマンド乗合タクシー方式による運行は、週2回、西地区に停留所を18カ所設定し、定時で運行しましたが、事前に予約する必要があることや、最寄りの停留所まで徒歩で歩かなければならない等の理由により、非常に利用率が悪かったために、継続して、本格運行に至ることができないと判断しました。

今年度の当初予算で予算化しております、宿毛市地域公共交通地域調査業務委託料につま

しては、橋上、小筑紫地域の一部を対象に、地域公共交通に精通し、ノウハウを持っているコンサルタント会社に委託し、職員と一緒にあって、それぞれの地域に入り、地域に合った公共交通についての、地方の方々と率直な意見を交換し、地域の方々の御理解を得ながら、最も効果的で効率的な運行体制について、検討をしてみたいと考えております。

広い立場からの答弁をさせていただきました。以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 今現在は、老人の足はどのように支えられていますでしょうか。

計画はわかっておりますけれども、わかりましたけれども、今現在は、どのように足を確保されていますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問の内容が、先ほどから出ている、調査したところのことなのか、全市域のことなのか、そのようなことについても全くわかりませんので、お答えのしようがありません。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 失礼しました。

橋上方面、石原方面でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

橋上地域につきましては、現在、検証を行っております。その結果を踏まえて、今後、どうあるべきか、検討をしてみたいです。

検討している状況だということでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 検討している段階は、本当に二、三日でも、お年寄りにとっては長いと思います。消防車なら、火事を見つけたら消す努力をしますでしょう。行政としては、命と

安全を守って、社会の不安がないようにしていかなくてはなりません。早く対策をお願いしたいと思います。

国土調査のほうへ入らせていただきます。

宿毛市の進捗状況を教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市の国土調査の進捗状況ということでございますけれども、本市の国土調査事業は、昭和57年に藻津地区から事業開始し、本年度は宿毛与市明の一部を対象に、予備調査を実施いたします。

進捗状況につきましては、調査対象面積、230.88キロ平方メートルのうち、24.50キロ平方メートルの調査が終了し、進捗率10.6%となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 近隣市町村も教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

近隣市町村の進捗状況につきましては、四万十市37.2%、土佐清水市9.6%、大月町51.2%。三原村は、平成6年に事業が完了しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 宿毛も、随分、人の不満がたまっております。国土調査を早くやらなければならない理由は、本当に、人がどんどん亡くなっている状態、そして、昔ほど、息子さんにきちんと、自分の境界を伝えている方がいらっしゃらないという実態でございます。

三原は100%、大月町は51%、清水が9.6%、四万十市が37.2%。これは、四万十市は西土佐が完了ということで、パーセントが

上がっております。

それぞれ状況をお聞きしますと、やはり行政のほうがリーダーシップをとって、住民に協力を得るということを、リーダーシップ、かなり発揮しております。

刈り上げについても、夏の前に刈り上げをして、そしてきちんと両者が話し合って、境が、お二人ができた中で行政が入ると、そういうことをきちんとしないと、行政は入らないよというような、リーダーシップをとりながら進めていますので、非常に早い段階で、三原、西土佐、完了しております。

人が少ないこともあるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

近隣市町村の状況等を見ますと、西土佐とか三原とか、そういう町村は非常に進んでいる状況がございます。

四万十市も、相当、西土佐が面積に入らなければ、土佐清水市、あるいは宿毛市とそう大きく変わらないような状況ではないかと思っておりますけれども、なかなか予算的なこと、あるいは人材的なこと、そういうこともあって、このような形になっているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 住民の要望もたくさんあると思います。土地は個人の財産に係るものなので、早く進めなくてはなりません。やりたくてもやれない状態になってまいります。ほおっておくと、いずれ問題が起こりますので、早くやること、全部やり方をしたと。三原村なんかはそういうふうに言っておられました。

制度的な面より、境界を表示することが、それが得策だと考え、行政主導で急がしたところ

も、しっかり結果を出しております。個人の財産を守る上で、行政は大切な役目をしていかななくてはなりません。

時間をかけずに、行政がどのように手段を選んでいくかということです。人員をふやして、手段を早く進めるという思いはないでしょうか。どうでしょう。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これは、先日も同じような質問でお答えをいたしたとおりでございます。

以前は、測量の仕方等にも制限がありまして、なかなか進まないような状況もございましたけれども、あれからまた、いろんなGPSとかいう形の、新しい技術等も入りまして、そういう方向も検討されていかなければならない。早期に実施していかなければならない、そういう状況はますます強まってきているというふうに思っております。

今後、人員等の配置というのは、1組いるわけですから、1人だけふやして、じゃあ早くなるかということでもございません。グループをつくっていくかと、複数で実施するという形にならないと、テンポを上げていけないという状況もございますので、その辺も考えながら、財政状況を見ながら、進めていかなければならないと。

特に、津波浸水地域のことも、先日、原田議員の質問にもございましたように、そういう緊急な状況にあるということについては、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） やりたくてもやれない、本当に市民の方は心配しております。しっかり、個人の財産を守るという役目を果たしていただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時30分 延会

平成27年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成27年6月24日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第13号まで

第3 議案第14号 工事請負契約の締結について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第13号まで

日程第3 議案第14号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年男 君
副市長	安澤 伸一 君
企画課長	出口 君男 君

総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会委員長	野口孝夫君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主任	上野浩由紀君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

14番、濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。10番、公明党の野々下昌文です。今期から、6番議員から10番議員ということになりました。これからも変わらずに、市民目線で議会活動、議員活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに、地方創生ということで、プレミアム商品券について、3月議会において、緊急経済対策を伴う、平成26年度補正予算により、家計や地域の中小企業に、活気を促すためということで、各自治体でプレミアム商品券が販売をされております。

高知市の龍馬プレミアム商品券は、半月ほど予定を大きく上回り、抽せんとなったことは、新聞に掲載をされておりましたが、一昨日、本市でも完売をされたということで、大盛況のうちに完売したということでございます。

この質問は、内容や、販売状況の質問でありましたので、この質問に関しては、取り下げたいと思います。

次に、総合戦略の質問に入りたいと思います。

長期ビジョン・総合戦略についてでございます。

長期ビジョン・総合戦略については、今後、これからの宿毛市の5年間、宿毛市が目指すべ

き将来の方向性を決めるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、及びこれを実行するための地方版総合戦略を、今年度中に策定を義務づけられております。宿毛市のような小さな市にとっては、取り組み次第では、大きなチャンスになるのではないかと、チャンスに結びつけていけないのではないかと感じます。

長期ビジョンとは、人口減少問題の取り組みのことでありまして、基本的な視点として、東京一極集中の是正、2020年までに地方で30万人の若者を雇用して、雇用の創出をしていく。地方へ若者を残していくという取り組みであります。

そのための若い世代の就労、結婚、子育てへの希望の実現、また地域の特性に即した課題の解決、そういう3点を掲げて、人口減少に歯どめをかけていくということの政策であります。総動員をして、政策を打ちたてていくということになっております。

また、総合戦略では、同じような内容ですが、地方での安定した雇用の創出、人の流れの転換、若者の結婚、出産、子育てに対する希望の実現、時代に合った地域づくり、この四つの柱が総合戦略の中で掲げられております。

この長期ビジョン・総合戦略、それぞれの取り組みについて、まず宿毛市の状況、現状をお伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

10番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地方創生の地方版総合戦略、その中で戦略の策定に向けた取り組みの現状との御質問でございます。

宿毛市の人口動向や、将来人口推計の中長期の将来展望を提示する、地方人口ビジョンの策定状況につきましては、4月22日付で、基礎

調査等を、コンサルへ委託しており、現在、各種資料の提出や、打ち合わせを重ねております。

地方版総合戦略につきましては、3月2日に宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置し、3月31日に開催した第1回推進本部会議におきまして、具体的な戦略のたたき台を作成するため、専門部会を設置いたしました。

専門部会には、行政職員以外にも、漁協、農協、森林組合、商工会議所等の各種団体の実務担当者も御参加をいただいております、広く意見をいただいております。

4月28日には、第1回専門部会を開催した後、6月25日で第3回の専門部会となります。回数を重ねるごとに、意見がまとまってきており、専門部会で整理されたものを、市長、副市長や関係課長等で構成する推進本部会議において、審査する予定となっております。

なお、去る6月22日には、市民約1,600名、中学、高校生の約400名の合計2,000名を対象といたしまして、アンケート用紙を送付いたしました。

結婚、出産、子育てについて、または進路、就職についてなど、市民の皆様からの声を参考にさせていただき、人口ビジョン、総合戦略に反映していきたいと考えております。

7月10日金曜日がアンケートの提出期限となっておりますので、この場をおかりいたしまして、市民の皆様の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

長期ビジョンに関しては、コンサルへ委託をし、総合戦略においては、推進本部をつくって、今、取り組んでおるといってございまして。

7月には、アンケートが出てくるということ

でございますが、今年度中に策定をしていかなくちゃいけないということで、非常に、タイトなスケジュールの中で、たくさんの協議をしていかなくちゃいけないと思うんですが、これは、今後の宿毛版総合戦略の、今後のタイムスケジュールを、どういうふうな形で仕上がっていくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど言いましたように、7月中にアンケート調査の集約を行うとともに、専門部会で整理した地方版総合戦略について、市長や副市長、関係課長等で組織する推進本部会議を開催をし、そこで、さらに練り上げたものを、8月から10月にかけて、産・官・学・金・労・言と呼ばれる、各分野から広く人を集めて組織する政策審議会で審議いただき、10月の末には地方人口ビジョンと、総合戦略の両方を策定する予定です。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

10月の末には、大体のまとめができるということでございますが、政策審議会、いろいろなメンバーを集めて取り組んでいくということでございます。

3月議会において、政府が、5万人以下の市町村に対して、国家公務員や大学職員、民間のシンクタンクの研究員をシティーマネジャーとして派遣し、戦略の策定を支援する制度に関しては、本市では、それを使わずに、今言われたように、宿毛市のつくる審議会メンバーで取り組んでいくというお話でしたが、この審議会メンバーの構成はどのようになっておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

審議会メンバー、先ほどもお答えいたしましたけれども、産業界、国や県等の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、マスメディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について、審議、検討を行うこととなります。

現在、審議会委員のメンバーの選定については、検討しておりますが、8月には、始まりますので、委員を選んでいかなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 審議会メンバー、これから検討して選んでいくということでございます。

産業、行政、大学、金融、労働団体、また言論界から、それぞれ選んでいくということですが、このたびの地方創生事案は、今までと考え方を切りかえる必要があります。

全国各地で、今、進んでおります、一つ提案をしておきたいと思っておりますが、地域活性化につなげる地域経済対策政策に、エコミックガーデニングという、地域経済活性化手法がございまして、このエコミックガーデニングというのは、1980年代後半に、人口4万人ほどの、アメリカのコロラド州リトルトンという市がありますが、初めて実施をされまして、15年間で雇用が2倍、税収は3倍を実現をしたことで、注目を集めておりまして、この政策は、現在、全米に広がりを見せております。

そして、日本では、いち早く静岡県の藤枝市、徳島県の鳴門市などが取り入れて、今、取り組みに準備が進んでおるところでございます。

このエコミックガーデニングというのは、中小企業支援策の一つでありまして、地域を一つの庭に見立てて、どうすればそこにきれいな花が咲き、大きく育つのか、そのように地元企業が反映していくかどうか、そういうガーデニ

ングにみたてたことで、そのために行政や商工会議所、銀行などが連携をしながら、地元企業が活躍しやすく、成長できるように、ビジネス環境をつくるための施策を展開をしていくというものであります。

大義ある施策に対しては、えこひいきもしていくと。

今、私は、この政策は地方創生の総合戦略にも取り入れていくことができる施策の一つではないかと考えておりますが、このエコミックガーデニングに対する市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地域活性化のために、エコミックガーデニングの手法を取り入れてはどうかとの質問でございます。

御質問議員の提案を受けて、初めてこのような手法があることを認識をいたしました。貴重な御提案をいただき、まことにありがとうございます。

最初にも申し上げましたように、宿毛市の総合戦略につきましては、市役所の関係課の課長補佐クラスの職員や、各種団体の実務担当者で組織する専門部会で議論を重ねているところがありますが、御提案いただいたエコミックガーデニングにつきましては、現時点で専門部会においても、協議されていない内容であります。

今後、推進本部会議の場で研究、検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ、検討して、勉強して、一つの検討課題にのせていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

ついで、ドッグランについてお伺いをいたし

ます。

現代の社会環境の中において、ペットというのは、私たちのライフクオリティの向上に大きくかかわり合いがある存在であります。

多くの人々の多様な価値観のもと、犬や猫などを初め、そういうペットが大切な家族の一員として、また頼れるパートナーとして、その役割を果たすようになってきております。

さらには、介護施設や児童施設などを訪問して、心の安らぎや、命のぬくもりなども伝えております。

これまでと違い、ペットは私たちの生活の中では、なくてはならない存在となってきたのが現状だと思えます。

本市においても、ペットを連れて、道路や公園を散歩するところをよく見かけます。

公園内においては、ペットを連れていくことを禁止をしているか、またはリードをつないでの利用となっておりますが、一部、モラルのない飼い主による、公園内での子供たちが遊ぶところでのふんの放置、また大型犬の散歩などは、幾ら安心といっても、子供をもつ親からすると、快く受け入れることはできないような状況もあります。

そのような方がいるのも事実であります。多くの飼い主にとって、ペットというのが、家族の一員であることは共通しておりますし、ときにはペットに思い切り走らせたり、遊ばせてあげたいという市民の声も、よくお聞きをします。

我が家にも犬がおりまして、そのような気持ちもよく理解できるのではございますが、現代社会において、ペットとの共生は必要不可欠のものとなってきたのではないかと、そのように感じます。

このような問題を解決する手段の一つとして、ドッグランの建設を提案をし、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ドッグランの設置についてでございます。

まず、初めに、本市における狂犬病予防法の規定によります犬の登録状況についてでございますけれども、ことしの6月16日現在で、1,375名の方が、1,527頭の犬を飼われております。

議員のおっしゃるように、現代社会において、ペットを飼われている方にとりましては、その存在は日常生活を営む上で、かけがえのない、大切な家族の一員となっております。

愛犬家にとってのドッグランの施設は、犬のストレスの解消や、飼い主同士のマナーの向上につながるなど、コミュニケーションの場所となってきました。

全国的には、高速道路のサービスエリアなどを初め、少しずつ設置箇所もふえつつあると思われれます。

犬を飼われている多くの方にとっては、家族同然の存在であると同時に、ドッグランで思う存分、遊ばせてやりたいという思いは十分理解できますが、本市の財政状況や、設置場所、またその必要性等を総合的に勘案しますと、現段階での設置は困難であると、このように考えますが、近隣の施設における設置状況や、管理運営方法など、関係者の皆さんの話も聞く中で、よく検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今回、選挙戦を通じて、ずっとまちを回る中で、本当にペットの頭数というか、犬を飼っている家庭が多いというのは、実感を感じました。

本市で1,527頭ということですが、倍以上おるような気もいたします。そのような感じを受けました。

財政も厳しい中で、犬どころではないというところもあるんじゃないかとも思いますけれども、先ほど言われたように、近年では高速道路のサービスエリアとか、さまざまなところにドッグランが設置を、どんどんされてきております。

また、ペット連れで遠出をする人が、確実にふえてきておりますし、多くの方が、ペットと過ごす時間に価値を見出しております。

宿毛湾での釣り客や、ダイビングの方たちの中には、ペットを連れて車で一緒に来られている方もおりました。

そこでお伺いをいたしますが、飼い主のマナーは当然の取り組むべき課題であります。ペットとともに、共生に向けて、ペットを連れて遠出をする人も、利用しやすいサニーサイドパークの芝生部分の一部を利用して、小型犬のドッグランとはいかなくても、リードをはずして休める広場というようなものはできないか、所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛サニーサイドパークにドッグランを設置できないかという質問でございますが、この道の駅は、観光客の休憩や、休息や、多くの市民の憩いの場所として利用されており、日ごろから道の駅としての、本来の役割とともに、利用者の利便性の向上と充実を図らなければならない施設であることは、言うまでもございません。

これらの中で、利便性につながるドッグラン施設の設置についてですが、施設内の芝生部分を見たときに、平場には遊具や椅子が設置され、またのり面部分には、多くの樹木も植わっているなど、余りにもスペースが狭過ぎるのではないかと思います。

しかし、先ほども申し上げましたように、現状での設置は困難であると考えますが、今後

に向けて、近隣の施設における設置状況や、管理運営方法など、関係者の皆さんの声を聞く中で、状況把握に努めまして、このサニーサイドパークに限らず、検討をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 状況把握を含めて、検討もしていただけるということですので、よろしく願いいたします。

昨日、お聞きをしたんですが、現在、市内にも10人ほどのグループが、県の高砂の公園へのドッグランの設置を求めて、署名を始めたという伺いました。私も、昨日、お会いをしてきて、ここ一週間ほどで、300名ほどの応援の署名をいただいたということでありました。

管理も自分たちでしていくと意気込んでおりましたが、課題はたくさんあると思いますけれども、今後の宿毛市の課題の一つとして、認識も必要かと思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども答弁したとおりでございますが、市民の皆さんも、そのような形で関心が高いというのは、改めて認識をいたしました。

私も、高速道路なんかのサービスエリアで、このようなドッグラン、犬が遊んでいるのを見たことあるんですけども、非常にいいなという思いは持っております。

そういうところと、愛犬家の皆さん方のそういう要望に答えるということの中で、いろんな角度から検討をしてみたい。どこまでできるのか、その辺のことについて、いろいろと検討してみたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ検討をしてみたいと思います。

次の、生活困窮者自立支援法の実施についてということで、お伺いをいたします。

生活困窮者自立支援法が、この4月1日から実施をされ、生活困窮者自立支援制度がスタートをいたしました。

この制度は、生活する上で、さまざまな困難を抱える人を、地域で支えて、自立できるように、個々の状況に応じて、人の主体性を尊重しながら、相談、支援する制度でありまして、生活保護に至る前に支え、新たな人生への後押しをしていく、画期的な制度であります。

生活困窮と一口に言っても、経済面や家族の関係、精神的な問題など、多くの理由があり、複雑に絡み合っている場合もございます。

そのような人たちは、なかなか自分自身から手を挙げられずに、支援になかなかとどき着けない。また、既存の制度では、救済されず、社会的に孤立しているケースも少なくありません。

また、今回の制度では、生活困窮の対象は、限定をされておられません。今までの生保のように、限定をされておられませんので、従来の課題別、対象別の制度ではないということ、十分に理解する必要があります。

この法律に基づく自立支援を生かすには、自治体初め関係者の理解と、積極的な取り組みが不可欠になってこようと思います。

この制度については、各自治体の必須事業でありますので、本市では、どのように市の皆様に周知をされているのか、お知らせをしているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業についての周知についてでございますが、当該事業は、本年度から新たに始まったもので、生活保護に至る前のセ

ーフティーネットとして導入されたものでございます。

事業内容は、必須事業の自立相談支援事業と、居住確保給付金事業のほか、任意事業として、就労準備支援事業や、学習支援事業などがあります。

当該事業の周知方法については、委託先である宿毛市社会福祉協議会の社協だより、ふれあい4月号で、当該制度を取り上げていただき、市広報に同封して、各世帯に配布いたしました。

また、委託先を通じて、各地区民生委員に周知を図っております。

今後も、市広報や、委託先と連携しつつ、当該事業の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

社協に委託をし、また市の広報でもお知らせしていると。社協を通じて、民生委員と、地区において、周知を図っているということですが。

先日、6月17日の高知新聞に、土佐市が、昨年1年間、9カ月であります。モデル事業として、取り組みを行っております。そのことが新聞に掲載されておりました。

9カ月で、約77人が、相談者があったということは掲載されておりました。

一月に9人近い方が相談に来ていることになってますが、本市では4月から始まって、5月、6月、3カ月足らずですので、制度を知らない方たちが多いのではないかと思います。ひとりも来てないということをお聞きしております。

せっかく制度を立ち上げて、知られてなければ成果は得られないというわけでございますので、周知への努力が、もう一つ足りないのではないかと考えます。

所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業は、本年始まったばかりで、生活保護制度に比べて、いまだ市民への認知度は高いという状況ではございません。

たしかに宿毛市でもそのとおりだと思います。

野々下議員の御指摘のとおり、現状の周知方法だけでなく、市のホームページやフェイスブック、チラシ等を活用して、本事業について、より一層の周知を図ってまいりたい、このように考えております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今のチラシ等、配備していただいて、これは先ほど、福祉のほうでいただきましたけれども、非常にわかりやすいチラシであります。

これ、A4になりますので、これは大きく拡大するというか、人が集まるようなところに設置をするというか、張り出すというか、そんな形もとったら、非常にわかりやすいチラシでありますので、考えていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

次に、早期発見、早期支援の体制の構築ということでございますが、自立支援の充実について、お伺いをしたいと思います。

生活保護に至らぬまでも、本事業の対象となる生活困窮者というのは、市内には、私、市内を回りながら、多くいると感じております。

相談窓口へ職員をおいて相談に来るのを待っているのでは、今回の制度から外れてしまいます。

そもそも、生活困窮者の人たちというのは、みずから、先ほども言いましたけれども、SOSを発することは非常に難しい方たちでありますので、アウトリーチ、訪問支援を含めた相談

体制や、関係機関との連携、連絡体制の構築が、早期発見、早期支援につながっていくと考えますが、本市の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

委託先の宿毛市社会福祉協議会では、これまでも困った方々の相談窓口となっただけでなく、協議会内の連携や、住民の皆様からの情報等を通じて、困窮者への家庭訪問をして、関係機関につないでいく役割、これを担っていただいております。

今後も、当該事業の担い手となることで、積極的に困窮者を把握する役割や、関係機関へつなぐ窓口としての役割が強化されることと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 関係機関との連携に努めていくという、支援していくということでございますが、関係機関と連携、訪問支援。特にアウトリーチ、情報をキャッチしたら動く。

本人に会うということは、非常に重要なことであると考えます。

先日、皆さんも御存じのように、6月12日、生活困窮して、家賃を滞納し、公営住宅から強制撤去させられる当日、中学2年生の一人娘を殺害した母親への裁判員裁判の判決が、千葉地裁でありました。

この方は、生活保護の相談で市役所へ訪れたり、国民健康保険も滞納しておりました。こういう市役所内での、もっと機敏な連携がとれていれば、こういう、なる前に防ぐことができたのではないかと感じますが、今後の本市の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在も、市役所内の各部署につきましては、当然、このプライバシーや個人情報、こういうものを配慮する中で、連携して職務を遂行するように努めてまいっております。

今後におきましても、市役所内への本事業の周知を、強化をする中で、生活困窮者の把握、これについても、努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ機敏な連携、取り組みをお願いをしたいと思います。

次に、相談をした後の、その人たちの出口戦略と申しますか、任意事業の取り組みであります、この制度の成否を握っているのは、任意事業だろうと思っております。

任意事業については、就労準備支援事業や、一時生活支援、家計相談支援事業、学習支援事業などがあります。

この生活困窮者に必要な任意事業ができるようではありますが、本市での任意事業の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市は、生活困窮者自立支援事業の、任意事業としましては、生活困窮者の家計の再建のために、細かな相談、そして支援、貸し付けのあっせんを行う、その事業である家計相談支援事業を実施しております。

必須事業である自立支援相談事業とともに、宿毛市社会福祉協議会に委託をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

家計相談事業を本市ではやっているということですが、ぜひ強化をしていただきたいと思います。

ます。

この他にも学習支援事業というのがございます。これも、本当に大事なことでありまして、現在、日本全国で300万人の子供たちが困窮している。6人に1人は困窮者である。子供の困窮者ということが言われております。

これは、将来の日本の経済、また地域の経済の衰退にもつながっていくことでありますので、その学習支援事業等も、また検討する中に入れていただいて、子供たちの学習支援なども考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

生活困窮者の中でも、適切な支援があれば前に進むことができる人も多くいるように思います。この制度を生かせるように、困窮者に寄り添う支援体制をお願いをしておきたいと思っております。

次に、社会保障税番号制度、マイナンバー制度についてでございます。

この制度は、国民一人一人に12桁の個人番号を指定し、所得や年金支給額、また情報を効率的かつ正確に、複数の課に存在する個人情報を正確に連携できるようにするようのものでございますが、ことし10月に、国民に個人番号が通知をされ、来年1月以降、申請書を送ることにより、個人番号カード、顔写真付ICカードを受け取ることができる制度であります。

しかし、制度導入に当たっては、個人情報の漏えいや、不正利用への懸念も指摘をされております。内閣府が2月に行った世論調査の回答では、制度の内容を知らないが70%を超えてありまして、情報漏えいの不安を訴える回答も30%あったようであります。

制度を円滑に始めるために、市民の皆さんへの周知が大事になってくるんだと考えますが、本市では、どのような周知を行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

社会保障税番号、マイナンバー制度についての質問をいただきました。

本制度の周知につきましては、国が主導で広報活動に取り組んでおり、最近では、テレビコマーシャル等も始まっております。本市としましても、広報活動の一環として、今月の地区長文書配付時に、マイナンバー制度の概要を簡単に記載した1枚紙の広告を、市内全地区にお願いをして、回覧を行いました。

今後は、関係課窓口、市庁舎玄関ロビー及び各支所にマイナンバーに関するパンフレットを設置する予定としております。

本制度は、市民の皆様にとっても、重要な制度となりますので、今後も県を通じて、さらなる広報の徹底を国に要請していくとともに、広報や市ホームページ等を通じて、市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

市民の中には、認知症などで施設に入所されている高齢者や、またDVやストーカーなど、住民票以外の住所地に避難をしている人に対しては、どのような通知の仕方があるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本年の10月から、住民票を有する全ての方に、マイナンバーを記載した通知カードは、地方公共団体情報システム機構から送付されることになっております。

この通知を受けた後、市町村に交付申請することにより、平成28年1月以降に個人番号カードを受け取ることができることとなります。

本カードは、強制ではありませんので、必ず

申請をしなければならないものではありません。議員が言われるように、施設入所をされている方や、DV被害により、住所地に住民票をおけない方については、通知カードが届かない、申請の手続きができない等の多くの課題が残されておりますが、基本的には、居住居所情報を所在地市町村に登録することによって、通知カードを御本人へ郵送することが可能となっております。

しかしながら、それぞれのケースによって、状況が異なりますので、本市としましては、国や県からの情報をできる限りお知らせする中で、それぞれの相談に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

本人が申請をしてから通知をされるということでございます。

このほど、サイバー攻撃による日本年金機構の年金情報流出問題が起きました。マイナンバーには、多くの個人情報なども付加されていくようですが、今後、法案が成立し、マイナンバー制度が導入されることになった場合、個人情報のセキュリティー対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山本議員の一般質問で答弁しましたように、現在、個人情報の保護に万全を尽くしつつ、番号の利用開始に向けて、準備をしております。

国の方針に基づき、制度、システムの両面から安全策を講ずる中で、窓口における本人確認の厳格化、窓口で得たマイナンバー付の個人情報の適正な保管、運用。芋づる式の情報漏えいを防ぐためのシステム構築を行っています。

また、問題となっております年金漏えい事件

と、マイナンバーの関係については、現在、国のほうで検討がされており、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響については、今回の事件の原因究明、再発防止策の結果を見きわめて判断をすると、国からの見解が出されております。

今後も、国の動向を注視する中で、本市として、適正な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 慎重の上にも慎重に、事故が起きないように、起きてからじゃ、取り返しがつかない、そういうことになってもきますので、どうか取り扱いに、よろしく願いをいたします。

次に、最後の質問になりますが、18歳の選挙制度について、お伺いをいたします。

去る6月17日、18歳選挙を実現するための公職選挙法改正案が成立をいたしました。来年夏の参議院選から適用され、その後告示される地方選でも、適用されることになりました。

昨日の同僚議員の質問に対する答弁で、20代の投票率が一番低いことが報告されておりました。来年には、約240万人の未成年者が有権者に加わる見込みのようでございます。本市においては、新たな有権者になれるのは何人くらいおられるのか、また、どのように広報啓発を行っていくのか、その取り組みをお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） おはようございます。10番、野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今回の公職選挙法改正によりまして、来年、有権者となる見込みの18歳、19歳の方は、6月1日現在の人口に基づいて算出いたします

と、407人となっております。

新たな有権者となる方々には、ぜひとも政治や社会への関心を深めていただきまして、投票所に向向いていただきたいというふうに思っております。

広報啓発への取り組みといたしましては、一昨日の松浦議員の質問にもお答えしたわけですが、新たに選挙権ができる有権者のみならず、全ての有権者に対する広報が重要であることから、これまでも行っております広報すくもへの掲載や、市のホームページ、フェイスブックなどで情報発信する中、国や県と連携を図りながら、より効果的な啓発活動を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

407名の方が、新たに有権者となられる見込みであるということでございます。

この方たちに対して、407人、18歳、19歳の方たちに、直接、啓発を行った方が、より自覚ができるのではないかと思います。そのことに関しては、どのように考えておいででしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） お答えをさせていただきます。

新たな有権者となる満18歳、19歳の市民への個別の通知手段といたしましては、他の有権者同様、公示日に発送する投票所入場券によって、基本的にはお知らせすることになりますが、法改正後、新有権者となる見込みの市民に対する事前の周知や啓発も必要であると考えております。

県においても、新たに主権者教育を掲げ、社会に参加し、みずから考え、みずから判断する主権者を育てる、新しい形の啓発活動を推進す

る計画と伺っております。

選挙管理委員会といたしましても、現在、県もやっている事業はあるわけですが、国、県の今後の動向を注視しながら、情報収集に努めて、連携をした形で進めていく予定であります。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 新たに高校3年生から有権者に加わるとなると、若者の政治参加を促す、主権者教育が、今、言われましたけれども、必要になってくると思います。

主権者教育をめぐるのは、政治的中立の難しさというのを指摘する声もありますが、多くの学校は、前向きに捉えて取り組んでおられます。

そこで、本市の主権者教育の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。

野々下議員の小・中学校での主権者教育についての質問に、お答えをいたします。

私といたしましても、主権者としての自覚と、それから将来の社会参画に力を育む教育というのは、大変、重要であるというふうに考えております。

小学校、中学校で主権者教育を行うとすれば、社会科であるとか、総合的な学習の時間がそれに当たると思います。

今回の法改正を受けまして、学校で選挙について、独立をした授業を行うことは、ほかの教科との兼ね合いもございますので、なかなか難しい部分もあるとは思いますが。

しかしながら、時事的な問題として、社会科の授業の中で、18歳の選挙権について触れることは、ごく自然でありますし、これは当然のことだというふうに考えております。

議員のおっしゃいますように、主権者教育と

は、少し違うかもしれませんが、キャリア教育を進めていくことで、子供たちが自分のこれからの将来、あるいは方向性を考える素地として、社会に関心を持つこと、このことは必然的であるというふうに思われますし、そういった意味では、主権者教育になり得るのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 社会科教育、またキャリア教育の中で、自然のうちに、そんな中で教えていくということですが、18歳、19歳、そういう人たちが政治に参加することで、自分たちの意見が社会に伝わり、いろんなことが変えていける、そういうことを教えていていただきたいと思っておりますし、この制度で一番大きいのは、若者の意見や考え方が政治に反映をされるということではないかと思っております。

また、若者の声に耳を傾けようとする議員もふえるのではないかとと思っておりますし、私自身も、若者に耳を傾けて、意見を聞いていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時05分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

一昨日から始まった質問戦も、私が11番目で、最後ということになります。

今議会は、4月の統一地方選によって、新し

い5名の新人議員さんが、今議場にもおられます。その5人が皆、質問をなさいます、それぞれ個性のある質問をされていたというふうに思います。

16年前、私が初めてここの議場に立ったときは、あれほど堂々とできたかなということを考えてみると、今の5人の方は、すばらしいなというふうに感じました。

ということで、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず、通告に従っていかせていただきますが、萩原の高台への対応についてということで、質問を出させていただきます。

これは、昨年9月の同僚議員の答弁に、市長は、現在の造成計画、例えば形状であったり、敷地の面積に関して、反対しているなということを感じており、さらには、プライバシーに関することで、公にできない重大な問題もあるとの答弁をして、高台移転が非常に難しいというふうな答弁をしておりました。

しかし、市としては、予算を議会も通過して、予算をつけて調査をしているわけですが、どのような調査をして、どのような結果が報告されているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 12番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、萩原の高台への対応についてでございますが、どのような調査をして、どのような結果が報告されているのかとの御質問でございます。

当初、萩原の高台整備は、将来的には公共施設の移転候補地としても視野に入れながら、市街地の大規模な災害時における避難広場を目的として、都市防災総合推進事業の事業計画を策定しております。

その後、高台の実施設計及び地質調査を行い、

計画案を関係する地権者に説明する中で、与市明側からの進入路追加等のさまざまな御意見を検討し、約2ヘクタールの高台広場と、萩原、与市明の双方に進入路を設ける計画案を策定し、昨年の6月に関係権利者に説明を行ってきたところであります。

一方、用地測量につきましても、平成26年1月に発注をし、土地の境界確定を行ってまいりましたが、昨年の9月議会で申し上げたとおり、造成計画等に御理解を得られず、一部の土地と隣接者の境界が確定できないことから、その後の用地買収や、造成工事に着手ができないため、萩原の高台につきましては、早期の整備が困難な状況となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 困難な状況になっているということはわかるんですが、業者に委託をして、調査をしたというふうに思っているんですが、その結果を、どのような結果が、成果品はどのような成果品が出ているのかということを知っているのですが、御答弁をいただけませんか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、成果品としましては、これまでの事業費等について、明確になっておりますので、この点について、お答えをさせていただきたいと思いますが。

平成26年9月議会時点では、測量実施設計に1,420万7,550円を、事業費を組んでおります。そして、ボーリングに479万6,400円、そして用地測量に1,543万5,000円、合計で3,443万8,950円ということになっております。

現在の事業費としては、測量実施設計で1,420万7,550円、これは同じでございます。

す。そして、ボーリングについても、同じ479万6,400円でございますが、用地測量に関しましては、測量はできてないというところもございまして、1,354万6,050円、合計で3,255万円、このようになっております。

これは、先ほど言いましたように、9月議会後に、境界が確定できない箇所の測量業務を減らしたために、総額として減ったということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 使った金額を聞いたんじゃないんですよね。どのような成果品が来たかという、境界が確定できなくて、測量できなかったところがどれだけあって、どれだけの測量ができたとかということが、成果としてあがってきているんじゃないかと思うんですが、そういうことが、全然、議会にも示されてませんし、これまで、どういう調査をして、どういう結果が出てきたのかということ、議会にも説明した上で、だから高台が難しくなったんだということの説明していただきたいと思って、今、聞いているんですが。

もう一度、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

境界確定ができない、調査対象面積に占める割合について、お答えいたします。

まず、調査対象面積ですが、全体で9.6ヘクタールとなっており、また、現在、境界確定ができていない面積は、3.8ヘクタールとなっておりますので、全体に占める割合は40%となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） よくわかりませんね。

先ほど、市長は、答弁で2ヘクタールを対象として調査をしたという言い方をしましたが、今の9.6ヘクタールで3.8ヘクタールの40%だという説明があります。全体として9.6で、そのうちの2ヘクを調べたんじゃないですか。

そこらあたり、もうちょっと答弁お願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

用地の測量としては、2ヘクタールということで、計画案を持ってありますが、造成面積ですね。そのために、近隣の山地等の調査、あるいは進入道路のこともございますので、先ほどのように、全体で9.6ヘクタール、そして境界確定ができてない面積が3.8ヘクタール、全体で40%ということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 40%が調査できませんでしたという成果品があがってきたんですね、そしたら。そういう捉え方でよければ、そのような形で、次に進みますが。

市長は、一昨日の松浦議員の質問への答弁だったと思うんですが、執行部としては、高台は難しいと思ってたと。議会が、高台を目指しなさいということで、仕方なくというか、調べたというようなニュアンスの言い方をされたというふうに思うんですが、高台を目指しますとして、いったのは、予算をしたのは市長であって、決断したのは市長なんじゃないですか。

議会がやれと言っても、例えば市長は絶対に、萩原の高台は無理なんだという強い意思があれば、それは無理ですということ、まず言うべきで、議会が高台を目指せと言ったから、執行部は仕方なく調べたら、やっぱり無理でした、そんな簡単な話でいいんですか。

もう一度、その部分について市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

無理とは言っておりません。非常に困難が伴うであろうと、想像をしていたということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 無理じゃなくて、困難だということを言ったんだと。困難を伴うと言ったんだということですか。

しかし、予算を提出したのは市長ですよ。やるとして、調査費を出したのは市長なんです。議会のせいにははいけないというふうに思います。

これを突き詰めていってもいけませんので、この土地の、非常に困難性があるというところの中で、市長は、先ほども言いましたように、一部の地権者が非常に、同意がいただけないだろうということで、感じていたと思うんですが、市長は、困難だといわれる地権者と、何度ほどお会いをしましたか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

何回かはお会いして、話しておりますけれども、最終的に都市建設課のほう、あるいは関係者が交渉する中で、非常に困難だという話を聞いた中で、最終的に、直接最後に、私は本人とお会いをして、要請をしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 私もその地権者とお話をしました。その方に言われるところは、一度、全体の会でお会いをした、最初に。その後は、一度、市長室でお会いした以外は、市長と

は話してないということをおっしゃっていました。

どちらが正確なかはわかりません。私には。ただ、執行部が高台を目指し、そこにどれだけの熱意を持っていくのかというのを図る尺度としては、私は、もう少し熱心に地権者の話も聞き、話をする場をもつべきではなかったかというふうに感じております。

このことについて、市長の答弁があれば、後で一緒に言っていただきたいと思いますが。

この萩原の高台について、今、お聞きをした中でも、金額がいろいろと出てますので、9月時点でも、答弁としては3,400万余りを使っているというふうに言っておりましたし、きょう出た数字がいろいろと出てますので、正確にはわかりませんが、かなりな金額を投入しているというふうに感じておりますが、宿毛市として、この宿毛市街地の住民の避難場所として、萩原地区は必要な場所であるかということについて、どういう認識でおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、前段の地権者との話し合いということの中でございますけれども、まず、地権者とお話ししたときに、これは測量調査をさせていただけないという理由の中に、私が入ろうが入るまいが、全く関係のない、非常に先ほど言いましたプライバシー的なことも含めて、問題があるということを認識をいたしましたので、何回やっても、それは同じ結果になる、そのように判断をいたしました。

現在の、結果を受けての今後の考え方、市街地住民の避難場所としての考え方でございますけれども、必要な場所である、このようには認識は、全く今も変わっておりません。

しかしながら、現段階においても、残る土地境界の確定にめどが立たずに、計画どおりの整

備を進めることが困難でありますので、萩原地区の計画につきましては、事業を中断し、現在、規模の縮小も念頭に、検討している、こういう段階でございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ということは、萩原の高台については、市街地、宿毛市にそのときにいる住民のためには、必要であるという認識は、今も変わっていないということでしょうか。

もう一度、そこについてお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えしたとおりでございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 宿毛市としては、萩原の高台については、住民の避難場所としては、必要であるという認識で、宿毛市は今からも進んでいるというふうに受け取らせていただきました。

そうであれば、もう少し熱心に、丁寧に、地権者には当たっていくべきであろうと思います。

次の質問に移ります。

宿毛小学校裏の物件移転調査の結果と今後についてということで、お聞きをいたします。

昨年の12月議会で、500万の物件移転費の予算を可決をいたしております。3月までの年度内での調査というふうに感じておりますが、その結果について、まずお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 物件移転補償調査の結果について、お答えをいたします。

宿毛小学校の移転計画に基づき、昨年度、宿毛小学校裏の移転対象物件について、物件移転補償調査を行いました。

調査により算出された物件移転補償金額の内訳としましては、建物移転料が約1億2,40

0万円、工作物移転料が約300万円、動産移転料が約200万、移転雑費補償金が約1,400万円、立木ほか補償金が約225万円になっています。

物件移転補償金の総額としては、一部概算部分もありますが、約1億4,500万円程度になっております。

したがいまして、宿毛小学校移転に伴う物件移転に必要な総額としましては、一部、想定の部分ではありますが、今回、算出した移転補償金に土地代を含めた約2億円程度になる見込みです。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 土地を買って、用地として使えるようにするのに約2億かかると、という調査が出たということですが、この結果を受けて、宿毛市としては、どのようにこれから進めていこうというふうに考えているのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 結果を受けて、今後、どのような道筋でという御質問でございます。

宿毛小学校の改築については、今までの議論を踏まえる中で、私としましては、現在地を拡張した上で、改築することが最も望ましいと判断をしています。

その上で、今後の予定としては、拡張予定地の土地部分についての概算金額を、先ほど申し上げましたが、この金額は固定資産税の路線価を基準にした算定であり、用地交渉に用いるには不十分な点もございますので、今後の具体的な交渉に向けて、用地の鑑定評価を実施するための補正予算について、計上してまいりたいと考えております。

そういった調査を実施し、地権者にも理解をいただく中で、来年度予算におきまして、用地

等の取得予算を計上したいと考えております。

いずれにしましても、この事業は、地権者の御協力なしには実現することができませんので、地権者の皆様には、今後も丁寧に説明をし、御理解をいただくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 来年度の当初予算に上程するのを目標に、今から進めていきたいということでございます。当面、鑑定の補正予算を組んでいくということですので、これは9月の補正になるんだろうというふうに思いますが、用地取得に、まず2億余りかかると。

その上で、建設をするとなると、どれだけの学校を想定してるのかによって、違いは出てくると思いますが、多分市長、今までの答弁であれば、現在地と同じ、同等規模の学校をつくっていくという答弁をされておりますので、何十億という予算になると思うんですが、現在、宿毛市の財調、一昨日の質問で、18億余りだというふうな答弁をされていたと思うんですが、その程度の財調の中で、これからの公共事業、宿毛小学校に限らず、公共事業を進めていく中で、大丈夫なのかという心配をするわけですが、そのことについて、市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、用地の拡張に2億円を使った上で、校舎の建築まで見通すと、宿毛市の財政基盤では簡単な事業ではございませんが、宿毛小学校の校舎改築については、近い将来に向けて、必ず実施しなければならない事業であると認識しております。

その上で、土地購入費を単年度で予算計上するのか、複数年に分けて計上するのか、また、

改築年度をいつに想定するのかといった、詳細なスケジュールについては、今後、十分、協議していかなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 例えば、財政再建団体にならないように、宿毛市をかじ取りしていく責任が、市のトップにはあると思うので、そのことについては、慎重に協議し、また教育委員会とも統廃合の議論も踏まえた中で、進めていくべきだろうというふうに思いますので、これからの進捗を見守りたいというふうに思います。

次に、小深浦の高台の移転計画についてということで、通告をさせていただいております。

一昨日、原田議員のほうの質問で、現在の進捗率等については、聞かれておりますので、その答弁をよしとしますが、2点ほどお聞きをしたいと思います。

確認という形になると思うんですが、原田議員への答弁で、当面、避難所として整備をして、構造物は建設しないというふうに答弁をしたというふうに認識をしておりますが、そのような認識でよろしいのかについて、まずお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

計画としては、避難場所という位置づけの中で、造成をしております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） すごく曖昧な答弁なので、理解がちょっと難しいんですが。

避難場所に建物があるかないかというのは、どういうことをやろうとされようとしているのか、理解ができませんが。

これは、国土交通省の都市防災総合推進事業、そのような都市防災の予算をいただいでの高台整備だというふうに思っておりますので、一昨日の原田議員の答弁で、給食センターとか、保育園とか、学校とかという部分については、今のところ考えてないというふうな答弁だったので、構造物はつくらないんですかということをお聞きしたんですが、もう一度、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

原田議員にもお答えをしておりますけれども、学校や給食センターのさまざまな公共施設は、将来においては、考えておるわけでございますけれども、まだまだ決まっておりますので、将来計画が決まった段階で、関係機関と協議を行って、計画を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これも、今後協議をしていくというふうな答弁でした。

それで、もう1点、返還金についてお聞きをしたいと思いますが。

この返還金、これまでの議会では、可能性はあるというふうな答弁をされていたというふうに思うんですが、一昨日の答弁は、返還金が発生するというふうな答弁であったかと思いますが、この返還金、実際、どうなるのかについて、もう一度、御答弁を願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨日にもお答えはしているというふうに思いますけれども、小深浦の高台へのさまざまな公共施設の計画が決定した段階で、関係省庁、関係機関との協議を行っていきますので、その結果によっては、返還金等が発生する可能性はあ

るということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 現時点では発生しないと。構造物等が、例えば国のいうものに該当しない場合には、返還金が発生する可能性があるということ、多分、いいんだろうと思いますので、そもそも高台をどういう目的で造成をするのかということにいきつくんじゃないかというふうに思いますが、いいです。

次の質問に移ります。

これは、市長が一昨日、突然と、次期市長選には出馬しないということを表明をいたしましたので、どうしようかと思ってましたが、今後の市政の中で、新しい市長が誰になろうと、こういうことはあるんだろうなど。そのときの対応として、私の考えを述べさせてもらおうかなと思って、地域懇談会への考え方についてという質問をさせていただきます。

これは、多分、市長は公約として、地域懇談会をやりますよということを書いてきたので、やっているというふうに認識をしているんですが、この地域懇談会の考え方について、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

もう、このような質問はないかなというふうには思っていたわけですが、先ほど言われましたような趣旨のもとでの質問であろうかと思えます。

私の場合は、市長に就任以来、市民本位の市政を目指して、一人でも多くの市民の皆さんの声を、直接、お聞きし、その声を可能な限り、市政に反映できるよう、心がけてまいりました。

各地域におけるさまざまな課題等につきまして、議会における一般質問や、毎年8月に開催しております市政懇談会を通じてお聞きしてい

るところでございますけれども、それに加えて、市民の皆さん一人一人から、直接、市政に対する御意見や、御要望等をお聞きすることは、大変、有意義なことであると考えておまして、市長就任以来の、就任後1年目から、毎年、実施してるものでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。

ただ、今年度に入ってから参加者の状態をお聞きしたんですが、非常に少ない人数しか集まってないというふうに思うんですが、この原因について、市長はどのようにお考えですか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のような内容もでございますけれども、しかし、30名以上の皆さんが参加していただいた地域もあれば、実際に、先ほど言われましたように、数名しか参加していただいていない、そういうばらつきは確かにございました。

一人でも多くの皆さんに御参加いただけるよう、市の広報での周知はもとより、関係地域の皆さんには、別途、回覧文書でも周知し、地区長さんにも周知の要請をしまいったところですが、結果として、参加が少なかったところにおいては、その原因をさぐっていかなきゃいかんのじゃないかなというふうに思います。

以上で、またこれからの取り組みにも生かしていきたいと思っておりますけれども、私の場合は、もうあと1カ所しか残っておりませんので、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 30名と言いましたが、今年度は、一番多いところで27名ですよ。あと、10名を超すところが3カ所、7名とか6名とか、一番少ないところは4名という

ふうに、非常に少ない人数、特に一番多いだろうと思われる文教センターとか、福祉センターが、7名、6名という人数しか出てきてない。これは、やはり周知の問題がすごくあるんじゃないかというふうに思うんですが、やはりもう少し、周知徹底の仕方があったんじゃないかというふうに思います。

そういう点と、もう1点、この懇談会、市長の思いの中で、市民の声を聞くというふうなことでいくんだらうというふうに思うんですが、そうであるとすれば、市長、副市長、教育長という、三役が行って、住民の声を聞く、特別職なので、この3人は、というのであればわかるんですが、例えば、市の管理職、課長等が懇談会に帯同して行って、皆さんの意見を聞く。答弁をしたかどうかわかりませんが、そういうことになる、地区からの陳情等になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、このことについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市長の思いつきといいますか、そういう発想から出たのだからという御質問でございますけれども、私が市長として、行政を預かるものとしての任務としては、市政全般にわたって、市民のために、そして市民の皆さんからの、そういう総合的な、全体のいろんなことも含めて、要望を聞く中で、市政を執行していく責任が、私にはあるわけございまして、ですから、できるだけ効果的に、その情報や内容等がある場合には、市民の皆さんにも説明する必要もあるでしょうし、また、聞く必要もありますから、情報を共有すると。そういう手段として、このメンバーで出席したというのは、私は全く問題はないし、正しい判断だったというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。地域懇談会、住民との対話が市政に反映できるような対話、懇談会になるように、これから計画する部分においては、より内容が市政に反映されるような懇談会にしていきたいというふうに思います。

次に、市道の安全対策について、お聞きをいたします。

これは、3カ所というか、地点でいうと二つの地点と一つの路線のことについて、お聞きをいたします。

まず、私が毎日通っております県道4号線と交差する市道について、お聞きをいたしますが、

まず、二ノ宮の文殊橋の北側といったら、わかる方も、わからない方もいるかもしれませんが、二ノ宮保育園の宿毛寄り、和田地区から文殊橋を渡って、県道4号線と交差する地点ですが、この地点、県道4号線がカーブしております、そこに市道が斜めというか、変則的に交差して、四差路になっているという交差点であります。

横断歩道が宿毛寄りに1本引かれておりますが、宿毛中学校、小学校、松田川小学校への通学路にもなっております。

ここ数年で、非常に事故が多いということで、地域の住民、またそこを通学する子供たちが、これまでも何回か事故に遭ったり、遭遇したりということをしてしておりますが、和田地区というか、中村宿毛道路の和田インターが開通しますと、和田側に出るだけじゃなくて、当然、二ノ宮側にも車が流れてくるというふうに感じます。

そうなる、今以上に危険度は増してくるというふうに思いますが、その高規格開通まで、あと4年ぐらいしかないと思うんですが、今の

うちから計画をして、安全対策をとっておくべきじゃないかというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

質問のありました二ノ宮入り口の県道宿毛津島線と、市道正和二ノ宮線及び市道二ノ宮野地線の交差点は、農道を含め、変則的な交差点状況となっており、特に橋上方面から宿毛方面へ通行する車は、左側の山に視路を遮られ、前方の横断歩道付近の状況が見えづらくなっております。

また、市道正和二ノ宮線を通行し、文殊橋からこの交差点へ進入する車も、橋上方面から来る車が見えづらくなっています。

この交差点につきましては、以前から交通管理者である警察署と、県道管理者である土木事務所と協議してきた経緯があり、横断歩道の位置変更や、現在もカーブミラーはあるわけですが、このカーブミラー等の検討などを行ってききましたが、基本的な解決には至っていないのが現状でございます。

今後も、標識や路面表示等、有効な安全対策が図られるよう、協議してまいりたい、このように考えております。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 今までも協議してきた、今からも協議するって、なかなか、遅々として進まないということが、あそこを通行しているドライバーであったり、子供たちの認識であると思います。

例えば、市道正和二ノ宮線の文殊橋から県道に至るところは、下の農道と高さが違う道が2本入っております。

あの道を、下の農道の部分を、県道側半分ぐらいを、例えば市道と同じ高さにむね上げる形をとれば、例えば、車の出入りについては、も

っと改善がされるんじゃないかというふうに思いますが、やはりそういうことも踏まえて、実際にあそこに土地を持っている、農地を持っている方も話しながら、進めていくべきじゃないかと思います。

特に、市道の部分については、歩道が1段、10センチ余り高くなっておりますので、車道分というのが非常に狭くて、行き違いができない。そうすると、歩道のほうに、片方の車は乗り上げざるを得ないというような状態が続いておりますので、この部分については、早急に対応すべきではないかというふうに思いますが、もう一度、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、この間、遅々してという、検討をしてきたけれども、何もしてないんじゃないかというお話がございましたけれども、いつからかわかりませんが、カーブミラーは設置したという、当時のカーブミラーも検討していたという状況からは、現在はミラーは設置をして、二ノ宮側に、橋上方面から来る場合も、文殊橋の市道が見える、そういう状況にはなっております。

ただ、やはりああいうカーブの中で、非常に危険だというのは、変わりはありませんので、言われましたように、抜本的な形では、どう改善していくのか、このことは検討し続けていかなきゃいかんというふうに思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） カーブミラー1個あるけれども、非常に見にくいんですよね、あのカーブミラーが。

カーブミラーだけに頼らず、安全に子供たちが通学できるような、登下校ができる道について、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、もう1点、土居下の県道4号線と、市道桜町藻津線の交差点、三差路のことについてお聞きをいたします。

この交差点は、すぐ隣に宿毛保育園がございます。けさも、ちょうど来るときに会ったんですが、河戸の堰の方にある駐車場にとめて、子供を保育園に送迎する保護者が、ちょうど土手の県道口で待っておりました。

私も、そこでとまって、さきに横断することを優先させたわけですが、対向車で来た、ダンプのトラックはそのまま行き過ぎたというふうなことで、朝晩の登園するとき、また4時に帰るときの、あこの交通量というのは、非常に多くて、特に市道側から県道側に出るのは、一時停止が義務づけられておりますが、あこ、非常にとまらずに出てくる車というのも、多くありますし、ちょうど電柱が、市道側からいうと左折するのに、妙に都合の悪いというか、邪魔になるような電柱の配置になって、あこを通った方は、よく感じられると思うんですが、ここについては、宿毛市として、県道との取りつけ等について、協議をしたことが今までにないのか、またこれからすべきではないかというふうに思いますが、お聞きをいたしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今、担当のほうと話しますと、協議したことはないそうでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 協議したことはないのか、また、今から協議すべきではないかというふうにお聞きをしたんですが、もう一度聞きます。この三差路について、安全対策を図る上で、例えば押しボタンの信号機をつけるのであるとか、安全対策を図るべきじゃないかと思うんですが、もう一度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘の交差点は、県道宿毛津島線と、市道桜町藻津線の三差路でございますが、県道の右折車線が十分とれていないといった、交差点形状のために、市道から二ノ宮方面へ左折する際に、県道から右折車がありますと、通行しづらくなってしまう場合があると思われま

す。当交差点についても、交通管理者である警察署と、県道管理者である土木事務所と、当該交差点における安全対策について、協議してまいりたいと考えております。

そして、私がもう一つ、地域のことで、先ほど寺田議員も質問ございましたけれども、宿毛保育園への河戸堰の駐車場から、子供たちを送迎していく、あそこについても、何らかの対応をすべきではないかなと。

いろいろ、民間の方が標識等を設置していただいたり、横断歩道とかいう動きもございますけれども、非常にそちらのほうが、小さい子供たちが通るわけですので、その辺も、全体として考えていく必要があるのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長も、危険性は認識をしているということですので、この地点についても、対応をお願いをしたいと思

います。最後に、市道桜町藻津線について、お聞きをいたします。

この路線につきましては、今月の初めに、場所であれば宿毛スイミングスクールがある地点で、幼い命が亡くなるという、悲しい事故がありました。

これは、亡くなられた子供の御両親、御家族にとっては、非常に辛く、悲しい出来事であっ

たというふうに思いますし、この地点の街路樹が、この事故の一因であったのではないかと

いうことで、その後、交差点部分の樹木を撤去したということについても、事故があったからなのかという

ことで、怒りを感じていたということをお聞きをしております。そこでお聞きをいたしますが、この市道桜町藻津線、宿毛市で数少ない街路樹のある道路であります。それも、低小木と高木の両方を植えておりまして、桜町のというか、土居下の地点から、ずっと、片島中学校の手前まで街路樹が植えられております。これ、それから後、私も何度も通って見ますが、高木については、走りながら見ると、歩道部分が見えないところがいっぱいあります。低小木は、それこそ小さいお子さんが歩いていた

り、お年寄りが歩いていると、なかなか見づら

いような状態になっているというふうに思

いますが、私は、あの交差点部分を一部分撤去するのではなくて、この街路樹全てを撤去して、明るく、見通しのいい街路というか、道にすべきではないかというふうに思いますが、このこと

について、市長のお考えをお聞きをいたします。○副議長（山戸 寛君） 市長。○市長（沖本年男君） お答えいたします。まず、市道桜町藻津線での事故では、幼い命が犠牲となり、保護者の方々にお悔やみを申し上げますとともに、お亡くなりになった方の御冥福を心よりお祈りを申し上げます。

街路樹の必要性については、道路やまちの景観をよくするだけでなく、危険な道路横断の防止や、車両の衝突軽減、真夏の木陰形成、雨天時の水はね防止など、さまざまな役割を果たしています。しかし、本路線は、事故が多発している状況であり、事故の3日後には、高砂地区の区長さんとも協議をし、見通しを確保するよう、交差

点の街路樹の一部を撤去いたしました。

寺田議員は、全て撤去すべきではないかということでございますけれども、今後も街路樹の適正な管理、そのような意見も聞く中で、どのような形で今後も管理していかなければならないのか含めて、きちんとした管理に努めてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 例えば、今回の事故というのが、街路樹のあることによる、起因によるということになれば、遺族から宿毛市に対して賠償裁判が起きたら、ということになりますよ。

やはり、私は街路の重要性というのは、ある路線では、必要なところもあると思います。ただ、この桜町藻津線についていえば、昼間通行している子供たちもいれば、夜、ウォーキングを楽しんでいる地域の方もたくさんいます。

街路が、例えば防犯の邪魔になったり、通行する車にとっては、歩行者を見づらい状態が、今のようにあるのであれば、市として、積極的にこの街路について、撤去をしていくという勇気も要るんじゃないかというふうに思うんですが、もう一度、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

街路樹を設置した、そういう目的というものが、まずございますので、その辺のことの、本当に今、そのことによって、効果が発揮されているのかどうなのかということも含めて、検討していかなければならない、そういう状況ではないかなというふうに判断をしております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） この路線、ことしに

入って、多分、死亡事故が2件起きていると思うんですよ。

今まで、4年間の宿毛署管内の事故の件数、またこの桜町藻津線の件数も出していただきましたが、事故の件数も、24年度に次いでことは半年で、もうそれ以上、去年以上の事故が起こっている。やはり危険な道になっているということを、これは証明しているんだろうというふうに思います。

このまま放置していれば、本当に住民から苦情がきたときに、どうするのかというふうに感じます。起こったときにどうするのかということを考えるよりも、率先して、市が行っていきべきではないかというふうに思います。

多分、答弁変わりませんので、ここからは教育委員会にお聞きをしたいと思いますが。

教育委員会として、宿毛市内の中学校、小中ありますが、この通学路について、こういう事故があったということで、総点検をすべきではないかというふうに思います。このことについてお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 寺田議員の質問にお答えをいたします。

昨年の12月議会でも答弁をさせていただきましたが、昨年の12月に、学校教育課が中心となりまして、国や県、警察など、関係機関と連携をしました宿毛市通学路安全対策連絡協議会を立ち上げまして、今後の市内通学路の環境整備であるとか、効率的かつ効果的に取り組むために、どのようにしていくかということについて、協議をいたしました。

昨年、協議会が立ち上げられましたので、今回は協議会として初めての実施となりますが、通学路における危険箇所の報告を、各学校からしていただくようにはなっております。

また、通学路の危険箇所については、校長会

の中でも、常に把握するように要請はしておりますし、各学校の学校通信や、あるいは学級通信、子供や保護者への危険箇所への呼びかけを、そのような朝立ちで、適宜実施しておりますので、どうぞその点については、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 安全を必要とする場所については、点検をしていくということですので、早急に点検をして、それに対する対応をしていただきたいというふうに思います。

それと同時に、各小・中学校に対して、子供たちの安全に気をつけた登下校について、指導すべきであるというふうに思います。

特に、私、市役所の周りの子供たちが登下校する姿を見ることがあるんですが、車道いっばいに歩いたり、傘を振り回したりという姿も見かけるわけですが、こういうことが、この宿毛小学校近辺だけではなく、ほかの小・中学校でも、やはり、特に小学校はあるんじゃないかというふうに思うんですが、学校への周知徹底についてのお考えをお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 先ほどの議員の御指摘のように、幼い命が失われたことにつきましては、まことに心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、学校現場におきまして、そのようなことが再び起こらないように、先ほども申し上げたように、校長会等で、常々要請をしているところでございます。

小・中学校におきましては、日ごろから生徒指導の一環といたしまして、自転車通学を含めた登校、下校の安全指導をしておりますが、改めて各学校には、先ほど申し上げましたように、通知をしまいたい、このように思っております。

また、今年度は、高知県の安全教育推進事業の指定を受けておまして、宿毛中学校では、交通安全教育の推進について。それから、山奈小学校では、生活安全教育の推進について、取り組みを進めているところでございます。

また、中でも、10月には、テレビや新聞等で御承知かと思いますが、スタントマンによる、生徒たちの目の前で自転車事故などを再現することなどをして、交通安全教室を、宿毛中学校で実施をする予定になっております。

これらの取り組みの中から、今後の宿毛市の交通安全教育の充実につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をください。よろしく申し上げます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 教育委員会として、子供たちの命が失われることのないように、最大限の学校への指導、また協力を、これからもしていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

最後に、これは市長にお聞きをしたいと思うんですが、市長は、一昨日、不出馬を表明いたしました。半年間、任期は残しているというふうに思うんですが、先ほどからずっと質問をしますと、これからやはりつくっていかねばいけない、考えていかねばいけない課題というのが、いっぱいあると思うんですね。そういうところで、新しい人に譲るというふうな決意をしたのであれば、任期満了を待たずに、職を辞するというのも、一つの英断ではないかというふうに思うんですが、このことを、最後に市長に質問をしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 私個人にとりましては、非常に、何と申しますか、こんな質問をされるとはという思いでございます。

寺田議員とは、この4年間、約3年半ほど、

ずっと議論をしまいいりましたけれども、いろいろ私としても、いろんな形の中で、もっとも提案のある、発展的な質問をしていただけたら、もっとも大きく答えられるのになというふうに、思いも感じたことがございました。

私としては、この残された期間を、次の市長に引き継ぐために、今までの3年半の継続として、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 御答弁ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

-----

午後 1時21分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第13号まで」の12議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 2番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）でございます。

こちらのほうに、担当課の方に御説明をいただきたい箇所が2カ所ございますので、お願いいたします。

まず、9ページをお開きください。

9ページの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、こちらのほうに、天神地区祭礼用備品整備補助金とございます。こちらが250万円となっております。これが、財源がその他ということになっておりますが、具体的にどういった財源からきているものか、こちらを御説明いただきたいと思えます。

また、どのようなものを、この祭礼備品として購入を予定しているのか、この点についても伺いをいたします。

そして、もう1点ですけれども、11ページお開きください。

こちらの第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、13節委託料、あつたかふれあいセンター事業委託料、こちらのほうがございますけれども、こちらが2,741万1,000円の減額になっております。6月の補正で、この減額というのは、どのような理由によるものか、こちらのほうも御説明を願います。

以上、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、9ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の19節負担金補助及び交付金の中の天神地区祭礼用備品整備補助金250万円の増額補正について、その財源と事業内容ということで、御質問をいただきました。

本事業につきましては、宿毛市山奈町にございます天神上、天神中、天神下の3集落に分かれております天神地区というのがございますけれども、そちらにおきまして、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるために、例年実施しております夏祭りに使用する備品類の修復を、

財団法人自治総合センターが、宝くじの収益金の一部を活用して実施をしております、コミュニティ助成事業、その助成金を活用して、みこしと太鼓の修理を行うものでございます。

全体事業費といたしましては、253万3,000円で、そのうち250万円をコミュニティ助成事業、残りの3万3,000円、これを天神地区が負担することとなっております。

一応、みこしの修理に244万、それから太鼓の両面張りかえ、こちらに9万3,000円を充当することとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、2番議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、11ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、13節委託料、あつたかふれあいセンター事業委託料2,741万1,000円の減額理由についての御質問でございます。

この事業の財源は、県補助金2分の1と、一般財源2分の1で計上いたしております。

一方、3月定例会で追加提案し、議決いただきました、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の地方創生費にも、あつたかふれあいセンター事業委託料としまして計上いたしております。

そちらのほうの地方創生事業では、県補助金2分の1のみだけではなく、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充当することができます。

よって、一般財源が結果として事業費の6分の1程度に抑えることができます。

本議会の報告第2号にも、繰越明許費の計算表がありますけれども、26年度補正予算の全額を繰り越して、27年度事業実施をすること

としたいので、今回、27年度の当初予算の全額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） それぞれ担当課に御説明をいただきまして、理解ができました。

特に、祭礼に関してですけれども、このように地域の祭礼を大切にしていくことは、地域住民の交流、そしてまたきずなを深めるものであり、ひいては地域の誇りにもつながってまいります。

こうして予算面でサポートしていくことを初め、今後も、市として、こういった地域の伝統文化の継承に御尽力をいただければと願っております。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 3番、質疑を行います。

私がお聞きしますのは、議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

まず、9ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費、旧県立病院跡地整備工事費800万円と、17節公有財産購入費、旧県立病院跡地用地購入費700万円についてでございます。

現在、解体中の県立病院のどの部分を、どのくらい取得しようとしているのか、また、取得した土地をどのように整備しようとするのかについて、お聞きいたします。

同じく9ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、U・Iターン希望者住宅改修事業補助金、200万円の減額についてでございます。

当初予算で予算化したものを、この時点で減額する理由をお聞きいたします。

次に、14ページ、第10款教育費、第5項

保健体育費、3目社会体育振興費、15節工事請負費、平田公園テニスコート改修工事費、435万3,000円についてでございます。

老朽化が激しい施設になっていることは承知しておりますが、どのような改修を行おうとしているのかについて、お聞きいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、原田議員の質疑にお答えします。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ9ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費、旧県立宿毛病院跡地整備工事費800万円、並びに17節公有財産購入費、旧県立宿毛病院跡地用地購入費700万円についての御質問です。

どの部分を、どのくらい、またどのように整備しているのかとの御質問でございます。

昨年10月末に、幡多けんみん病院より、旧県立宿毛病院が廃止後15年を経過し、老朽化が進んできたことから、旧病院を取り壊し、売却等の計画のため、現敷地の目的外使用を、平成27年3月31日限り中止する旨の通知を受けました。

あわせて、用地購入についての打診がございました。

本市としましては、現在、教育委員会並びに幡多情報エントランスセンターの駐車場として、一部をお借りしておりますことから、今後の駐車場の確保のために、教育委員会並びに幡多情報エントランスセンターのあります西庁舎に隣接する県立宿毛病院旧医師住宅用地863.09平米を購入するものです。

どのように整備するのかということですが、教育委員会並びに幡多情報エントランスセンターの駐車場として、整備をするものでござい

ます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、3番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、9ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の19節負担金補助及び交付金の中の、U・Iターン希望者住宅改修事業補助金200万円の減額補正につきまして、この時期に減額することの理由についての御質問をいただきました。

この減額理由でございますけれども、先ほど、2番議員の質疑に対して、福祉事務所長のほうからお答え申し上げましたように、平成26年度の国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業の対象事業として、3月補正で上程をし、国の承認を得て、議会の議決をいただいております。

その関係で、平成27年度にも同事業がございますので、ダブルブッキングになっているということから、交付金のほうの事業を実施して、一般財源である27年度の事業を、今回、減額をさせていただくということで、減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原一君） 生涯学習課長、原田議員の質疑にお答えをいたします。

御質問の議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ14ページの第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、15節工事請負費、平田公園テニスコート改修工事435万3,000円につきまして、どのような改修を行おうという御質問ですが、テニスコートは、通常、ベース

ラインといますか、サーブを打つラインがあると思うんですけれども、それぞれ両側に。その周辺が、最も使用される周辺になっておりまして、たびたびそこを部分的に改修を行ってきておりましたが、今回、現時点で、かなり破損をしておりまして、既に1面使用禁止にしている状態になっております。

現在、3面しか使えない状態にしておりまして、そのベースライン上のコート、少し規模の大きな改修ができればと思っております、ベースラインの内側から、人がよく使うベースラインの後方、3メートル幅の、横幅が12メートルぐらいを、それぞれの両側、4面とも改修をしまして、いわゆる3メートル掛ける12メートルの8カ所になりますので、288平米を、現状の部分のコートをはいで、新しいコートに張りかえるという工事をする予定にしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質疑をさせていただきます。

旧県立病院宿毛病院跡地については、適正価格での購入になっているのでしょうか、お聞かせください。

そして、U・Iターン希望者、住宅改修補助金については、これから多くの移住者を受け入れていくことを目指していると思うんですが、それを考えると、今の時点で減額しなくてもいいのではないかと思います、それについてお願いします。

そして、もう一つですが、平田公園のテニスコートの改修工事費についてでございますが、コート内のネット、いわゆるテニスの真ん中にあるネットなんです、このネットも補修が必要な状態にあるとお聞きしておりますが、現状の把握はできているのでしょうか。

以上をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、原田議員の再質疑にお答えします。

購入に当たって、適正価格であるのかとの質疑でございます。

購入価格に当たりましては、県の所管課であります高知県公営企業局県立病院課が、不動産鑑定士に委託し、評価をされた適正価格となっております。

鑑定評価額については、約1,000万となっておりますが、購入後の整備を、本市において行うということで、医師住宅等の取り壊し費用約300万円を差し引いた700万円が購入費用として、今議会で予算計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、3番議員の再質疑にお答え申し上げます。

U・Iターン希望者住宅改修事業補助金に関して、多くの移住者を受け入れようというこの時期に、減額するのはいかがかという御質問でございます。

本事業につきましては、議員御指摘のように、宿毛市への移住及び定住を希望する者が、居住するために住宅改修を行う場合に、その費用の一部を補助することで、宿毛市への移住を促進しようとする事業でございますので、議員御指摘のように、当然、必要な予算は、できるだけ多く確保するというのが望ましいんですけれども、平成27年度の予算折衝において、本事業の必要性、あるいは過去これまでの実績等を勘案の上、200万円の予算を、財政サイドのほうに認めていただき、計上した経過がございます。

それと、今回、3月補正で地方創生の先行型

の部分で、それにプラスアルファ、100万円のプラスアルファで300万円を計上していただいている、そういったこと。

それから、本市の大変厳しい財政運営の状況から、必要最小限度の予算を確保すべきであろうと、そういう観点から、今回、300万円あれば、これまでの実績等を勘案しても、十分、対応できるのではないかという理解のもとで、今回、減額補正をさせてもらおうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原 一君） 生涯学習課長、原田議員の再質疑にお答えをいたします。

平田テニスコートのネットの状況についてでございますが、現時点では、私どものところで、ネットが破損しているという状況は確認はしておりません。

ただ、ネットについては、一定、消耗するものではありませんので、予備といたしますか、各面予備を生涯学習課のほうを用意しておりまして、穴のあいた時点で、修繕が必要であれば、予備のネットにかえて、今使っていたネットを修繕するという形をとっておりますので、すぐに御迷惑をかけるということはないかとは思いますが。

また、修繕が不能であれば、予備のものをそのまま設置をし、新しくまた予備を買うというような取り組みで、テニスネットを利用している状況でございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 平田公園のテニスコートのネットにつきましては、昨日、そこを使用しているクラブの監督さんとお電話でたまたまお話をしまして、今、壊れているという話を、直接伺いました。

ただ、僕はその場で見ていませんので、もし

よろしければ、事実関係を、もう一度調べていただければと思っております。

そして、U・Iターンについては、過去の実績をかながみて、予算を計上しているということでしたが、実は、私もIターンでございまして、過去の実績を上げていってほしいと。そのIターンの人たち、さまざまな問題を抱えております。ぜひ、過去の実績で予算がつくのであれば、次の未来のために、ことしの実績を上げていただければと思っております。

以上で質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡です。

議案第4号別冊の平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ9ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金、宿毛湾港寄港促進補助事業42万5,000円減額について、その上の項目も、全て減額になっております。多分、関連があると思っておりますけれども。

先ほどからちょっと、地方創生うんぬんかんぬん補助金の話がありまして、既にお答えが出ているかもしれませんが、なお御説明をよろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、4番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、9ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目の開発推進費の19節宿毛湾港寄港促進補助金、42万5,000円の減額の理由ということでございますけれども、議員御指摘のように、先ほど申し上げましたように、平成26年度の地方創生の先行型の交付金事業の中に、増額を計上させていただいております。

そういったことで、本事業、平成27年度の部分を、同額減額しようとするものでございます。

なお、本事業につきましては、宿毛湾港の利活用を推進するという観点から、自衛艦等の入港に際して、隊員が休息のために市街地等へ出る際に、その移動手段として、バスのほうを確保しようということ、バスの確保、それから市内の飲食店等のマップの印刷代、それと歓迎セレモニー等の諸費用、そういったものを考えておまして、1回当たり8万5,000円の5回ということで、想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。ありがとうございます。

以上で質疑は終わります。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子です。質疑させていただきます。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、10ページをお開きください。

第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民基本台帳費、7節賃金、臨時雇い賃金とありますけれども、仕事がふえたのか、そのあたりを教えてください。

それから、13ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、15節工事請負費、消火栓設置工事費とありますけれども、どこへ消火栓を、何基設置されたのか、教えてください。

それから、平成27年度第2回宿毛議会定例会議案第6号、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。国民健康保険といえば、皆さん、非常にぴりぴりしております。本当に自分たちにかかわる条例が、

また、あがる条例となるんじゃないかと心配をしております。

内容を少し教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市民課長。

○市民課長（立田ゆか君） 市民課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、10ページの第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民基本台帳費、7節賃金の臨時雇用に係る賃金といたしまして、143万5,000円を計上しておりますが、議員の御質問が、業務量がふえたのではないだろうかとの御質問ですけれども、業務量はふえてはいませんが、市民係でのほうでは、戸籍住民票に関することを初め、印鑑登録など市民の生活に密着した業務を、職員5名体制で行っております。

平成26年度の人事異動によりまして、1名減の4名配置になりました。しかしながら、市民サービスの窓口ともいえる市民係の業務を4名で行うことは、市民サービスに支障を来すおそれがあることから、臨時職員1名を雇用いたしまして、26年度は対応いたしました。

平成27年度におきましても、5名職員の配置に至らなかったことによりまして、4月より臨時職員1名を雇用しております。

雇用に係る賃金143万5,000円につきまして、今回、計上いたしましたが、急遽の配置になりましたので、当臨時職員に係る4月1日から6月5日までの賃金と、6月のボーナス分につきましては、総務課の対応となっており、戸籍係の賃金143万5,000円は、6月6日以降、年度末までの賃金の計上となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 総務課主任。

○総務課主任（上野浩由紀君） 総務課主任、

1番、川田議員の質疑について、お答えいたします。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算第3号、13ページ、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、15節工事請負費、消火栓設置工事費210万8,000円について、お答えいたします。

今回の工事は、新小筑紫保育園近くの消火栓を初めとする6基の消火栓工事で、総額は299万2,000円となりますが、今年度当初予算に計上していました6基を4基に変更したことにより、不用額が88万4,000円生じていますので、差額分の210万8,000円を計上したものです。

消火栓設置工事につきましては、効率的な設置をするために、水道課の水道管布設替えに合わせて、順次設置しています。

また、設置箇所との質問ですが、お答えいたします。

先ほど言いました田ノ浦小学校の近くということと、あと国道321号線沿いに3カ所、それと西町5丁目に2カ所を設置する予定となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての御質疑でございます。

このことにつきましては、平成25年12月定例会に提案して、既に可決をいただいている条例の一部を、今度の平成27年度の税制改正に伴い、改正をしようというものでございます。

具体的には、国保税の税額算出に当たりまして、租税条約実施特例法に基づき、課税の特例措置の対象とすべき条約適用配当等の範囲を、

従来の配当所得だけではなく、それに加えて、利子所得及び雑所得を加えるという改正規定の施行期日を、当初予定しておりました平成29年1月1日から平成28年1月1日に前倒しで施行しようとするものです。

なお、ここでお話をしました条約適用配当について、御説明をいたしますと、例えば、日本国民が外国株式なんかで投資した場合の配当金等に対する税金というのは、投資先の国の税法、国内の税法、それから租税条約、この三つによって決められるとされております。

まず、投資先の国におきましては、本来、その国で定められた税率により課税されることとなりますけれども、二重課税を避けるために、その国と我が国の間に租税条約が締結されている場合には、原則として、その条約で定める税率により課税されるということになります。

これを外国株式の配当金等については、我が国においても、課税されることになるわけですが、国保税の税額の算出に当たりましては、そのような条約適用配当につきましては、ほかの一般的な収入と区分した上で、一定の率を乗じたものを課税標準とするという特例を設けているものです。

内容については、以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 国保の条例におきましては、該当する市民は、この宿毛市にはいないと思いますけれども、中身の詳細を詳しく教えていただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3、議案第14号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加御提案申し上げました議案について、提案理由の説明をいたします。

議案第14号は、工事請負契約の締結についてでございます。

内容につきましては、6月15日に議決いただきました防災情報伝達システム整備事業（議案第3号平成27年度宿毛市一般会計補正予算）を実施するに当たり、株式会社NTTデータ四国と3億8,200万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡崎利久君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

-----

午後 2時01分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第4号から議案第14号まで」の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月25日、6月26日及び6月29日、6月30日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月25日、6月26日及び6月29日、6月30日は休会することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月25日から6月30日までの6日間は休会し、7月1日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時04分 散会

## 議案付託表

平成27年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (2件)	議案第4号 議案第5号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について 平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (3件)	議案第6号 議案第7号 議案第14号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について 工事請負契約の締結について
産業厚生 常任委員会 (6件)	議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号	市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について

平成27年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成27年7月1日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第14号まで  
（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）  
（議案第4号から議案第14号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 議案第15号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について  
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
- 第3 陳情第1号外3件
- 第4 委員会調査について
- 第5 意見書案第1号及び意見書案第2号  
意見書案第1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書について  
意見書案第2号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について
- 第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第14号まで
- 日程第2 議案第15号
- 日程第3 陳情第1号外3件
- 日程第4 委員会調査について
- 日程第5 意見書案第1号及び意見書案第2号について
- 日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君   | 2番 川村 三千代 君  |
| 3番 原田 秀明 君   | 4番 山岡 力 君    |
| 5番 山本 英 君    | 6番 高倉 真弓 君   |
| 7番 山上 庄一 君   | 8番 山戸 寛 君    |
| 9番 岡崎 利久 君   | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君  | 12番 寺田 公一 君  |
| 13番 宮本 有 二 君 | 14番 濱田 陸 紀 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 沢 田 美 保 君  
兼調査係長  
議事係長 柏 木 景 太 君

6 出席要求による出席者

市長 沖 本 年 男 君  
副市長 安 澤 伸 一 君  
企画課長 出 口 君 男 君  
総務課長 河 原 敏 郎 君  
危機管理課長 楠 目 健 一 君  
市民課長 立 田 ゆ か 君  
税務課長 岩 本 昌 彦 君  
会計管理者兼  
会計課長 山 下 哲 郎 君  
保健介護課長 和 田 克 哉 君  
環境課長 児 島 厚 臣 君  
人権推進課長 滝 本 節 君  
産業振興課長 黒 田 厚 君  
商工観光課長 山 戸 達 朗 君  
土木課長 川 島 義 之 君  
都市建設課長 中 町 真 二 君  
福祉事務所長 佐 藤 恵 介 君  
水道課長 金 増 信 幸 君  
教育長 立 田 壽 行 君  
教育次長兼  
学校教育課長 沢 田 清 隆 君  
生涯学習課長  
兼宿毛文教  
センター所長 桑 原 一 君  
学校給食  
センター所長 杉 本 裕 二 郎 君  
千寿園長 山 岡 敏 樹 君  
農業委員会  
事務局長 岩 田 明 仁 君

選挙管理委員  
会事務局長

河原志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第14号まで」の13議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号から議案第14号まで」の11議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第4号及び議案第5号の2議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月25日と6月26日の2日間にわたり、審査を行いました。

その後、6月30日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案2件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費、旧県立宿毛病院跡地整備工事費800万円、及び第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、17節公有財産購入費、旧県立宿毛病院跡地用地購入費700万円についてであります。

委員からは、適正な土地購入価格とのことだが、1平方メートル当たり幾らなのか、建物も込みの評価額なのかとの質問があり、執行部からは、鑑定評価額により、約1万2,000円となっている。土地のみの評価額であるとの回答がありました。

また、委員から、建物の取り壊し費用は工事費に含まれているのかとの質問があり、執行部からは、800万円の工事費に含まれている。建物取り壊し後の購入も考えられたが、駐車場確保のため、早急に整備する必要があったので、

先に購入となった。

早急に駐車場として整備し、一部をエントラ  
ンスセンターに貸すことができれば、早期の収  
入が見込めるとの回答がありました。

続きまして、同じく第2款総務費、第1項総  
務管理費、8目電算管理費、13節委託料、社  
会保障税番号制度システム整備委託料802万  
3,000円についてであります。

委員からは、新たにシステムを導入するのか。  
また、情報流出の心配はないのかとの質問があ  
り、執行部からは、今ある既存の国民健康保険、  
国民年金、児童福祉、障害者福祉、生活保護、  
後期高齢者医療、介護保険、健康管理の八つの  
システムをマイナンバーで稼働するための改修  
であり、通常のネットワークにはつながってい  
ない専用回線を使用しているため、外部からの  
アクセスができないため、情報流出は考えられ  
ないとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査  
内容の報告がありました。

議案第4号別冊、平成27年度宿毛市一般会  
計補正予算（第3号）、第5款労働費、第1項  
労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急  
雇用創出臨時特例基金事業委託料、地域ひとづ  
くり事業833万4,000円の減額について  
であります。

この委託料は、船舶関連事業拡充に伴う雇用  
拡大、人材育成事業として、受託業者が船舶整  
備を行う人員2名と、船舶免許取得に向けた講  
師1名を雇用し、育成するための費用でありま  
したが、ハローワークを通じた募集を行ったも  
の、期日までに求職者がなく、事業実施の要  
件を満たすことができなくなったため、減額す  
るものです。

委員からは、この事業が実施できなかったこ  
とで、商工業や観光振興の計画に何らかの問題  
が生じるのではないかと。また、計画の方向転換

などが必要となるのかとの質問がありました。

これに対して、執行部からは、この緊急雇用  
事業は、人材育成や雇用促進のために実施すべ  
きというもので、受託業者の希望が事業内容に  
合致していれば、採用される事業である。

今回は、雇用面での条件等で折り合いがつか  
ず、実施に至らなかったものだが、これにより、  
商工業や観光振興の全体計画に支障を来すもの  
ではない、との回答がありました。

これに対し、委員からは、この事業のみなら  
ず、商工業、観光振興における全体的な計画や、  
将来にわたるビジョンに基づいた事業実施が重  
要である、との意見がありました。

さらに、委員からは、この緊急雇用事業は、  
こととして終わるとしても、計画を練り直して、  
別の補助事業に再度、チャレンジする可能性は  
ないのか。また、業者からの希望などはないの  
か、との質問があり、執行部からは、民間の業  
者からは、有利な補助事業や制度があれば、活  
用していきたいとの声も聞く。一過性の事業で  
終わるのではなく、長期的な雇用促進や人材育  
成につなげていくため、今後も有利な制度や、  
事業等の積極的な情報提供に努めたいとの回答  
がありました。

以上で、本委員会に付託されました2議案に  
ついて、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文  
教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第6号、7号、  
14号の3議案の審査結果の御報告をいたしま  
す。

議案第6号は、宿毛市国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例の一部を改正する条例につ  
いてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等  
が施行されたことに伴い、国民健康保険税の課

税の特例の施行期日を平成29年1月1日から、平成28年1月1日に変更しようとするものがあります。

議案第7号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、半島振興法の一部を改正する法律及び地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める条例が施行されたことに伴い、適用期限を平成29年3月31日までに、2年間延長するとともに、対象業種を新たに追加するものであります。

議案第14号は、工事請負契約の締結についてであります。

本案は、6月15日に議決された防災情報伝達システム整備事業を実施するに当たり、株式会社NTTデータ四国と、3億8,200万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上、3議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案6件についての審査結果を御報告いたします。

議案第8号から議案第11号までの4議案は、市道路線の認定についてであります。

内容につきましては、横平山田線、横平山田4号線、横平山田5号線、横平山田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議

会の議決を求めるものです。

議案第12号は、新たに生じた土地の認定について、議案第13号は、新たに生じた土地の字の区域の画定についてであります。

内容につきましては、県道安満地福良線改良工事に伴い、宿毛湾港区域内及び栄喜漁港区域内における公有水面に新たな土地が生じたため、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第14号まで」の11議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第14号まで」の11議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第14号まで」

の11議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第15号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 13番、提案理由の説明を行います。

この議案第15号は、宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

本件につきましては、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、本市議会においても、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則中、会議への欠席理由に出席を明記するものであります。

なお、委員会の欠席につきましても、同様の改正を行うものであります。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第15号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「陳情第1号外3件」の4件を一括議題といたします。

これより「陳情第1号及び陳情第2号並びに陳情第4号」の3件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第1号、第2号、第4号の3件について、審査結果を御報告いたします。

初めに、陳情第1号集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、平和行進高知県実行委員会代表委員 田口朝光氏ほか3名より提出されたものであります。

内容といたしましては、米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる、新たな海外派兵恒久法の名称が、国際平和支援法といわれている。自衛隊が行う支援は、補給、輸送、修理、整備、医療など多岐にわたるが、この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になる。国際平和支援法の正体は、国際戦争支援法にほかならない。

このような集団的自衛権を具体化する法案については、廃案にするよう、意見書の提出を求

める陳情であります。

続いて、陳情第2号「安全保障関連法」の制定の中止を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、高知県自治体労働組合総連合 執行委員長 筒井敬二氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、集团的自衛権の行使容認と、それに伴う整備法は、地方公共団体にとっても無関係ではなく、住民の福祉の増進の観点から、重要な関心事であり、我が市においても、多くの戦死者、戦災者を出したことを忘れてはならない。

住民の命と暮らし、安全に責任を負う自治体として、日本が戦争する国へと歩もうとすることを看過できないことから、安全保障関連法の制定を中止するよう、意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情2件は、提出者及び表題は異なっておりますが、陳情趣旨としては同じであると判断をし、同時に審査をいたしました。

陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査した結果、平和を守り、抑止力を高め、戦争に巻き込まれないために、現実の解釈で集团的自衛権の行使を容認しようとするものであり、行使する場合には、その都度、国会で審議されるもので、いつでも、どこにでも派兵できるわけではない。よって、法案が成立すれば、戦争をする国になるということではない、との意見が出されました。

その一方、法案制定には、国民の6割以上の方が反対しており、多くの憲法学者が違憲であり、まず憲法改正が必要であるとの見解を示しているにもかかわらず、内閣は、強引に制定を進めているとの意見も出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

最後に、陳情第4号「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、幡多教職員組合組合長 矢野川研氏より提出されたものであります。

内容といたしまして、高知県では、1年間に約300人の教職員が病気休暇、産休等で現場から離れることが起こっているが、臨時教職員が不足しているため、代替教員確保が大変危惧されている。子供たちに教育を保障し、学力向上を図るためにも、先生のいない教室を未然に防ぐ必要があり、臨時教職員の待遇改善、正教職員の人員確保、病気休暇減少のための労働安全衛生の施策を充実させるよう、意見書の提出を求める陳情であります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、宿毛市の実態を見ても、臨時教職員及び正教職員の確保は難しく、さらには多忙で子供に向き合う時間がない教職員や、病気休暇の教職員がふえているという現状であることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての御報告を終わります。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第1号及び陳情第2号」の2件について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。通告いたしておりましたとおり、ただいまから、議題となっています事案について討論を行います。

先ほど、総務文教常任委員長より、本議会に提出されました陳情第1号「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書」並びに、陳情第2号「安全保障関連法の制定の中止を求める意見書」について、総務文教常任委員会として、賛成少数をもって不採択とすべきとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対する立場で討論を行います。

国連憲章第51条で、自国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けたとしても、拡大解釈をして、いたずらに個別的自衛権行使の範囲を広げるとは、自由と安全も失うことにつながります。

国家は、国民を守るべき義務があります。目先だけの判断は許されません。平和の論理とは、規範的な境界を厳守することが重要であります。

最高裁においても、政治的な問題として、司法判断になじまないと、回避しています。

憲法第81条に基づいて、違憲立法審査権を積極的に行使する必要があるべきと考えます。

憲法は、国家の基本法であります。主権者である国民が、国政を常に監視続けることが肝要であります。政権与党、あるいは時の政府の言動を見きわめる国民の理性あるチェック機能能力が、今こそ必要であると考えます。

このことが民主主義の根本原則であります。立憲主義の精神をないがしろにし、安易な解釈の変更によって憲法第9条を逸脱することは、断じて許容できません。

かかる意味合いにおいて、宿毛議会に提出された陳情第1号「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意

見書」並びに、陳情第2号「安全保障関連法の制定が中止を求める意見書」については、採択すべきであると考え、不採択とした委員長報告に反対をいたします。

議員各位の皆様の御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。

二つの陳情書不採択への賛成討論を行います。

両陳情書とも、市民の不安を扇動するのかなような文言で、新法案を十分検討しているとはいえない。また、現行法制すら理解していないと思われる点があります。

例えば、高知自治労組の文書には、日本国憲法によって禁じられてきた武力行使に日本が大きく踏み出すのではないかと、その表現がありますが、憲法のもとでできた自衛隊法76条は、防衛出動の要件が定められ、出動を命じられた自衛隊は、同法88条で武力行使することができるように、既に定められております。

あるいは、集団的自衛権の行使は、閣議決定のみで容認するとしたものであり、云々、国会議論も踏まえていないことも重大な問題と指摘しておりますが、法案は閣議決定で成立するはずがなく、今国会で、今、ただいま議論しているものであります。

平和行進高知県実行委員会の文書には、海外で戦争する国とか、国際平和支援法の正体は国際戦争支援法にほかなりませんか、極めて扇動的文章で満たされています。

ケント・ギルバート氏に言わせば、まだまだ戦後GHQが心理戦として日本人にしかけたW G I P（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）のマインドコントロールが解けてないのでないでしょうか。

さて、今時法案は、平時から有事に至るあらゆる段階に対応できる法律を整理することにあ

り、その中での二つの特色は、第1点として、重要影響事態安全確保法において、米軍以外の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊にも支援するということになりま

す。  
一國平和主義では、日本は生きていけません。世界の年間の貿易量は、90億トンと言われておりますが、そのうち日本の輸出は8億トン、輸入は1億トンで、約15%が今日の世界の七つの海を行きかいしているのは、日本向けの、あるいは日本から出た船であります。

原油、鉄鉱石、LNG、あるいは大豆、小麦等の農産物のほとんども輸入に頼っております。

イソップ物語のコウモリのように、世界にそっぽを向かれると、日本だけでは3,000万人、ゴルフ場を芋畑にかえても4,000万人しか生きていけない、と言われております。

したがって、GDP第3位に感謝しつつ、この第1点は、安保条約の前文にもある全ての国民、全ての政府とともに、平和のうちに生きようとする願望の具現化なのです。

第2点は、存立危機事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、ごく限定的ながら、集団的自衛権として防衛出動が発令できるようにしようとするものでありますが、これも新3要件が前提であり、かつ国会の承認が必要であります。

二つの意見書には、このあたりの論述が全くありません。

最後に、集団的自衛権について述べます。

自衛権は、そもそも国際法上の概念で、国連憲章第51条において、各国は国連が有効な措置をとるまでの間、個別的集団的自衛権で被攻撃に対処することを認めているのです。

我が国は、自衛隊法76条で個別的自衛権の行使を定めていますが、今回、ごく限定的ながらも、76条を追加改正して、集団的自衛権の

行使を定めようとするものであります。

1959年の砂川判決は、憲法第9条は、日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の機能として当然のこと、最高裁判決が述べているとおりであります。

個別あるいは集団的な区別はしておりません。国連憲章第51条が念頭にあったといえましよう。

1952年に発行した旧日米安全保障条約の前文には、サンフランシスコ平和条約ですが、日本国が主権国として、集団的安全保障を締結する権利を有することを承認し、さらに国際連合憲章は、全ての国が個別的集団的自衛権の固有の権利を有することを承認している、と記述されているのであり、砂川判決直後の1960年の現日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文にも、両国が国際連合憲章に定める個別的、または集団的自衛権の固有の権利を有していることを確認し、とあります。

集団的自衛権の解釈はこれまで変遷してまいりましたが、それは米国に甘え、経済を優先してきた日本の姿勢ではありませんでしょうか。いずれにせよ、覇権主義国が周辺に存在する以上、安全保障に万全を期するためには、パワーバランスを維持することが肝要であり、今回の法整備は、我が国にとって必要と判断します。

よって、採択の否決に賛成いたします。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございます。

通告いたしておりますとおり、ただいまから、議題となっております事案について、討論を行います。

先ほど、総務文教常任委員長より、本会議に提出されました陳情第1号「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書」並びに、陳情第2号「安全保障関連法の制定の中止を求める意見書」について、総務文教常任委員会として、賛成少数をもって不採択とすべきとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対する立場で討論を行います。

本法案は、本年5月15日に国会に上程され、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動PKO協力法など、関連10法案を一括して国際安全法制整備法案と、多国籍軍の後方支援を随時可能とする国際平和支援法案の2本となっております。

これらの法案は、他国の始めた戦争、紛争に、自衛隊を恒久的に戦地へ派遣できることを可能とする法案であります。主に米国の起こした戦争、紛争への参加についての常態化を進めようとするものであります。

先の国会での参考人質疑の中で、3人の憲法学者が、全員がこの法案そのものの違憲について、はっきりと陳述いたしました。

お一方は、自民党推薦の長谷部早稲田大教授です。

また、この22日、衆議院の安保法制特別委員会で、参考人として参加しました元法制局長官のお二人からも、違憲宣告を突きつけられ、政府が歯どめだったとする新3要件につきましても、何ら歯どめになっておらないと強調しておりました。

また、政府は、自衛隊の活動は後方支援であるという、いかにも安全だと言わんばかりの論調でしたが、国際法上、後方支援などという概念は存在せず、日本だけが使う造語であることは、既に論破されました。

主たる戦争国への後方支援という言い方は、

まやかして、戦闘には必要不可分の兵たん支援として、自衛隊をかり出そうとするものであります。

兵たんがなければ戦争は成り立ちません。この兵たんこそが、相手国にとっては、格好の標的になります。

これは、軍事の常識と言われております。政府は、万が一にも戦闘になれば、直ちに安全確保された地域へ逃げるといいますが、ある自衛隊の元幹部のおひとりは、逃げたらその隊は全滅するという危険に遭うということをおりました。これは、戦時の常識であります。

まずは、やむを得ず戦闘になったといたしましても、あくまでも自己補完型の戦闘であって、許されるというのが当初の政府の見解でしたが、この自己補完型の戦闘という概念そのものからして、そもそも国際法上ないということも、はっきりと論破されました。

武器使用は武力行使とは違ふと政府が言いますが、両者に国際法上の違いがないこと、また国際法上の概念ではないことを、さきの国会で認めました。

集団的自衛権の問題でも、他国が攻撃されたことで、その国が存立が脅かされた事例があるかという問いに対しまして、外務大臣は、1週間時間をいただきたいと申しましたが、結局、一例も挙げることは困難だとする答弁でありました。

要するに、そもそもこの法案は、立法事実がない以上、憲法違反は明確ではないでしょうか。

日本が戦後70年にわたり、ただの一度も、米国の起こした戦争にノーとは言えません。こんな法案が通ろうものなら、これまでと同じく、米国の要請にただただつき従うだけになることは、目に見えております。アメリカのちょうちん持ちのために、日本の前途ある、誇り高い自衛官の皆さんを戦地へ送ることは許されません。

こうした一連の安保法制の流れの中で、早くも徴兵制への憲法の解釈について、徴兵が必ずしも憲法18条で禁じている奴隷的拘束や、意に反する苦役だとは思わないとする石破元防衛大臣の言質が飛び出してきました。

戦争というものに、正義とか安全のためだと称すること自体、一体、我々は歴史から何を学んだかと言いたい。

日本は、過去の戦争への反省も、いまだ一切ありません。今後、この法案が仮に通ったとしましたら、もう一つ、海上自衛隊が必要になるといったのは、元官房副長官だった柳澤協二氏であります。

自衛隊の任務は、あの東日本大震災から以降、業務の多様化で大変な激務になりつつあります。少子化で若者が減り、自衛隊員の確保の問題は、必ず起こります。また、解釈変更を平然と言い出すでしょう。これには、莫大な軍事費が必要になります。

誰かが言った、いつか来た道と、こういうことになるのではないのでしょうか。私たちは、未来に続く新しい世代に何を受け継ぎ、何を残すか、自分だけの主張や、自分の世代だけの狭隘な了見は、身のほどをわきまえない思い上がりと言わざるを得ません。

違う考えは一切、相入れないというのでは、民主主義でも立憲主義でもありません。

長くなりました。

最後に、私は先般、高知新聞紙上に掲載されました有名な映画監督であった伊丹十三氏の父で、大正時代の知識人でもありました伊丹万作氏の残した戦争犯罪者の問題という、すばらしい民衆洞察の一文を紹介します。

彼はこの中で、民衆は戦争が終わった瞬間から、俺たちは国にだまされていたと。文句や不満を急に口にするようになったと。戦時中は、名誉の出兵だと言って、日の丸を振って送り出

した人たちは、学校の先生であったり、役所の職員であったり、地区の区長さんであったり、隣近所のおじちゃん、おばちゃんであったのに、それらの人たちが、今度は自分たちはだまされていたのだと、急に政府に文句を言っていると。

しかれば問う。だまされていた自分たちは、一切悪くないのかと。

ここから先が、普通の文章と違うんです。

だまされたほうは、それ自体、何ら罪とがはれないのかと、こう万作は鋭く問うております。だまされたことについて、何の悪びれもなく、政府や社会の風潮をただす前に、おのれの無知、無関心、無教養には全く頓着がないというのは、一体どういうことであるかと、彼は書いておりました。

結びで、万作は、こういう日本人であるからして、またぞろ戦争をするようになると。ざっとこんな論旨でありました。

軍事費に錢をつぎ込むよりも、国民福祉に力点を置くべきだと、私は思います。

宿毛市議会に提出された陳情第1号「集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書」、並びに陳情第2号「安全保障関連法の制定の中止を求める意見書」については、採択すべきであると考え、不採択とした委員長報告に反対いたします。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、公明党の野々下昌文でございます。

私は、陳情第1号、2号に反対をし、先ほどの松浦委員長が報告されました陳情1号、2号は不採択との委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私も、戦争には反対であります。戦争をさせないための法案だと理解しております。

まず、なぜ今、安保法制の整備を進める必要

があるのか。それは、安全保障環境が、一段と厳しさを増す中、国民を守るすき間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するためであります。

今、日本に対し、どのような脅威があるのでしょうか。よくお考えいただきたいと思います。

現在、核兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威があります。しかも、それが拡散をしてくれています。また、軍事比率も著しく高度化をしてくれています。

我が国の近隣にも、日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核開発の疑惑を否定できない国があります。

国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であります。いまや、脅威は容易に国を越え、国境を越えてやっています。

こうした中で、国と国民を守ることは、政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても、対応できる、すき間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要であります。なぜなら、国際社会の平和と安全があつてこそ、日本の平和と繁栄を維持できるからであります。

これまで、日本は国際平和協力の場面では、20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってまいりました。

その経験と実績を踏まえ、国際協力のための法案を、法制を改めて整備する狙いがあります。

ただ、日本の平和と安全を守るといっても、大切なのは紛争を未然に防ぐための平和外交努力であります。この努力を尽くす中で、安全保障整備による抑止力の強化も、紛争の未然防止につながってくるものであります。

さて、このたびの意見書案ですが、要約すると、平和安全法制は、憲法9条に違反をしてい

るので、平和安全法制に反対するという内容のものであります。憲法第9条のもとでは、これまでどおり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められておりません。

政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会等の議論の中で形成をされてまいりました。

その中で、一番の根幹になっているのが、1972年（昭和47年）の政府見解であります。すなわち、自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされるという、急迫不正の事態に対し、国民のこれらの権利を守るための、やむを得ない措置として、初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許されるという考え方があります。

この考え方に立ち、日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには、自衛の措置が、どこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が、昨年の7月の閣議決定でありました。

この閣議決定では、憲法第9条のもとで、許される自衛の措置、発動の3要件が定められ、法案に全て明記されたのであります。

この新3要件の意義は大変に大きく、重要なものであります。

それは、自衛の措置の限界を明確にしたことであります。

新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができると、見直しました。

明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な、深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況を言います。

しかも、自衛権の発動に当たっては、国の存

立を全うし、国民を守るために、他に適当な手段のない場合のみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのであります。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲章51条にあるような、他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。

したがって、このたびの陳情趣旨に書かれております、昨年7月1日、現憲法のもとで今日まで禁止していた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定との言葉は全くあたりません。

さらに、隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で、安全性が確保されているかなどもチェックできるようになっております。

国会承認を受ける前に、計画の段階でチェックが入ります。この法と整合しているのか、これがチェックをされます。そして、国会承認があるわけでありまして。二重のチェックであります。

そして、海外派遣の3原則として、国際法上の正当性の確保、これは事前の国連決議で正当性が認められるか。日本が正当な議論であるかどうか、これが認められるかどうか、まず前提にあります。事前の国連決議が要ります。

続いて、国民の理解と国会関与の民主的な統制、これは事前の国会承認が要ります。例外は認めておられません。事前に国会承認が要ります。

3番目に、自衛隊の安全確保であります。これは、停戦合意区域に限っております。これを明確に定めております。

こうしたことから、日本を海外で戦争できる国にする、戦争立法だという批判は全く根拠のない言いがかりであります。

1992年成立の国連平和維持活動、PKO

法のとくも、戦争に巻き込まれるなど、実態に基づかない、一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在、PKOは国民の大半の支持を受けております。

したがって、この意見書中段に書いてあります、日本周辺に限らず、世界中で米国の戦争支援を行おうとしているなどとの批判は、支援の目的、趣旨や、厳格に定められた要件、手続などを全く無視した、極めて短絡的な主張であります。

米軍等に対する支援は、重要影響事態法によるものと、一般法として制定する国際平和支援法によるものと2種類がございます。

重要影響事態法は、日本の防衛のため、活動をしている米軍等への支援であります。あくまで日本の平和と安全のためです。

一方、国際平和支援法は、国際平和と安全のために活動している外国軍隊への支援であります。米国のための支援ではなく、国連決議によって、国際法上の正当性が確保されたものに限られております。

日本が主体的に行う国際貢献としての支援であります。

しかも、両方とも自衛隊が実施するのは、後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には、国会の承認が不可欠です。ということから、この意見書、中段、その下に書かれてあります、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が、国際平和支援法などという批判は、全く当たりません。

先日の憲法調査会で、3人の学者が、いずれも今回の安保法制を違憲であると述べました。憲法学者の意見については、謙虚に参考にしなければならないと思います。

しかし、憲法学者の方々は、長い間、自衛隊は違憲という方が大勢です。憲法9条は、確かに戦争を放棄し、武力の行使を放棄をしており

ます。しかし、憲法は、一方で、憲法13条では、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は立法その他の国政の上で、最大の尊重を要すると書かれています。

その憲法13条の前文を根拠にして、自衛隊をつくってきて、今あるわけであります。

裁判所はどのように判断をしたかという点、この自衛隊が憲法違反かどうか議論になった砂川裁判では、国はその自衛の措置を認めるという判断をしています。

しかし、実際の自衛の措置、日米安保条約や自衛隊の存在などについては、高度な政治判断だから、裁判所は判断しません。すなわち、最高裁判所は、最終的な判断はしないというわけですから、残された国政で、責任を負うものは立法府である国会と、そして行政府である政府、内閣がその責任を負うことになります。

ですから、今回、専守防衛という理念を生かして、憲法に反しない、安全保障法制を決めたわけであります。

以上のように、このたびの安全保障法案は、日本の国、そして国民を守るために、現憲法のもとで最大にできることを決めているわけです。

この法案に反対を唱え、批判をされる皆さんは、決して国民の声や恐怖をあおる、批判のための批判をするのではなく、世界の中における日本の置かれる立場や、状況を冷静に見きわめ、判断することが大切なのではないでしょうか。

以上の理由によりまして、今回の委員長報告に対しまして、賛成をいたします。

よろしく御審議の上、議員の皆様には、的確な判断を求めまして、賛成討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 私は、先ほどの委員長報告に対する反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、この安倍政権が国会の会期を延長して

までも、今国会中に成立させようとしている集団的自衛権の行使を具体化するための法案は、その目的とする趣旨においても、また憲法との関連においても、誤った前提に立ったものであると、私は考えます。

安倍総理の主張する積極的平和主義とは、そもそも何者であるのか。積極的平和という概念の提唱者であるヨハン・ガルトゥング博士によれば、ただ単に戦争のない状態を平和とする消極的平和に対して、積極的平和というのは、貧困、抑圧、差別などの構造的暴力がない状態のことをいうのであって、国際的な紛争の場合も、平和の実現のためと称して、同盟国と協調しながら、軍事的な手段を含めて、積極的に介入していくという形の、安倍総理の標榜する積極的平和主義に対しては、私が1958年に考え出した積極的平和、ポジティブピースの盗用で、つまり盗んで用いることであって、本来の意味とは真逆であると、正反対の使われ方をしているのだと、博士自身が語ったことが伝えられています。

その安倍流、安倍内閣流の積極的平和主義の推進手段としての集団的自衛権については、その運用の面において、国会における論戦においても明らかなように、極めて曖昧な要素の多いものであり、言葉としては立派でも、実際の行使となると、我が国にとって、大きな脅威を生み出しかねない。そして、積極的平和どころか、自業自得の戦争をも招きかねない、危険性の極めて高いものであると考えないではいられません。

国際貢献や国際平和をうたい文句としながらも、集団的自衛権の行使によって、憲法が否定する対外的な武力行使を可能であると、そういう方向にかじを切っていくことは、たとえ紛争当事国の周辺部における後方支援であったとしても、あるいは日本が必要最小限度の武力の行

使に努めたつもりであったとしても、相手にとっては敵対行為を働く国となることは明らかであって、現地における派遣部隊はもちろんのこと、日本本国そのものすらも、攻撃の対象となる可能性が高まることとなりましょう。

また、仮に、集団的自衛権が、日本が武力攻撃を受ける可能性のない場所や、相手に対してのみ行使されるとするならば、日本は攻撃を受けない。つまり、日本本国や派遣部隊への脅威とならない状況にあつて、何をもって国民の権利を根底から覆すことになる、自衛のための行動なのだといえるのか。

在外邦人の日本への引揚船、同盟国である米国の輸送船への攻撃であるとか、ホルムズ海峡への機雷付設などと、何とも苦しい、とってつけたような例しか引き合いに出せない、それが現内閣の現状です。

軍事的な同盟の強化や、武力、軍備の拡張は、とかく周辺国との緊張を増大させ、お互いの不信感の拡大へとつながり、さらなる軍拡競争とあつれきを生む原因となるばかりか、最終的には、戦争へとつながっていきかねない、危険きわまりないものであることを思わないではいられません。

中国を刺激し、韓国を刺激し、お互いがお互いを覇権主義とのしり合うような、嫌悪感を強め合うマイナス方向への相互作用が定着してしまっている、この現状の中で、まともな首脳同士の対話すらもできないような、緊張関係を一層強化しているような安倍内閣が、積極的平和主義に名をかりた、戦争のできる国へと日本の方向を変えようとしている。この危険きわまりない状況を黙って見過ごすことは、宿毛市議会として、到底、あつてはならないことであると、私は考えます。

日本には、ほかの国家と同様に、憲法があります。国の存立の基盤としての憲法を、政権が

遵守することは当然のことであり、その規定するところが時代の流れにそぐわない事態になったそのときには、憲法の規定するやり方に従つて、条文の改正を行うことが正当なあり方であることは、言うまでもないことです。

国際条約に名をかりての憲法からの逸脱など、全く論外と言わずにはいられません。

憲法の改正となると、現状のままでは、国民の合意が得られそうにないから、あるいは時間がかかり過ぎるから、条文の解釈を拡大する。しかし、それには限度というものがあります。

砂川事件判決には、集団的自衛権は違憲であるとは書かれていない。自民党、政府関係者の合憲論の根拠として取り上げられる、この判決、こじつけにもほどがあると言わないわけにはまいません。

最高裁は、砂川事件判決で集団的自衛権を争点として挙げていたか。この判決での争点は、日米安保条約が憲法9条に違反するかどうかであつて、あくまでも日本をどう守るかという点、個別的自衛権だけが争点であつた。

その中で、集団的自衛権に触れていないからといって、まるで合憲であるかのように主張する、それが今の現状です。

歴代の内閣が、憲法9条に照らして違憲であると判断し、歴代の内閣法制局長官経験者の現存する複数の方々が、違憲、あるいは運用上は違憲であると答えている。その事実を無視してまでも、今国会での集団的自衛権に関連する法案の成立をあせる理由は一体何なのか。

安倍総理は、去る4月30日、アメリカの上下両院合同会議で、日本の首相として初めて演説をした際に、集団的自衛権を柱とする新しい安全保障法制を、夏までに成立させる、そういう決意を表明した。日米同盟は、より一層、堅固になる。この夏までに必ず実現すると述べたわけです。

憲法を無視してまで、対外的なリップサービスともいえるべき発言の成立を強行しようとする、そのような行為は国民を無視し、国会を軽視した傲慢きわまりない行為であると指弾せざるにはいられません。

憲法に規定された正当な手続を踏む中で、国民に信を問う、この積極的平和主義と集団的自衛権の問題は、日本の将来的な国家像にまでつながる。それだけに、正当な手続を踏むことが不可欠な、重要なこの上ない案件であると、それは確かなことであろうと思います。

そのためにも、今国会における集団的自衛権行使を具体化する法案については、廃案にすることこそ妥当であり、私は、総務文教常任委員長の報告に反対せずにはいられません。

前提となる国家像、平和に対する見解、それを同じくしない同僚議員の方々、日本を愛することが、そして誇りある国民の姿が、戦争への参加をいとわない奉仕者であり、お国のために一身をささげることこそ、美しさのきわみだとお考えの皆様にも、拙速に流れることのない、慎重なる御判断をお願いして、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、私は、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

これまで、5名の同僚議員が賛否両論の立場から討論がありました。どちらの意見も、二度と戦争を起こさない。そして、日本国民の命と平和、平和な暮らしを守ることに、これから最も重要な政治の責任であるという点については、同じではないでしょうか。

最近の日本を取り巻く情勢は、残念ながら、決して安全だとは言えなくなっています。私たちには、日本の安全を守っていくためには、アメリカとの同盟関係を強固にしながら、周辺国だけではなく、世界中の友好国との信頼関係

を深める外交努力が何よりも重要になってきています。

その上で、万が一の事態、例えば周辺国からのミサイル攻撃や、離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるような、すきのない構えで国民を守っていかねばなりません。

いつ起こるかわからない自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができます。

日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、いろいろな法律の点検をして、すき間を防ぎ、抑止力をさらに高めて、戦争を未然に防ぐこと、これが今回の平和安全法制の目的であります。

もう一つは、より積極的に国際貢献を行うことができるようにすることです。

どんな国も、今や一国だけで安全を守ることはできません。同盟国や友好国など、国際社会との協力が重要です。そのためには、日本自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する、信頼されるメンバーでなければなりません。

人道的な国際貢献の活動の幅を広げながら、国際社会の平和と安全の確保のために、汗を流している他国に対する支援活動も、迅速に行えるようにしなければなりません。

日本は、ほかの国と同じような武力行使はできません。しかし、自分たちを守る時には、極めて限定的な武力の行使が許されています。

武力の行使が拡大していかないように、しっかりとした歯どめも決めました。

今後も、戦争はしませんし、徴兵制になることも、決してありません。抑止力を高め、戦争が起きないようにするための平和安全法制が、早期に成立することを願い、同僚議員の賛同を求めて、賛成討論といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討

論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

**○議長(岡崎利久君)** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第1号及び陳情第2号」の2件を一括採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(岡崎利久君)** 起立多数であります。

よって、本件につきましては、審査報告書のとおり、不採択と決しました。

これより、「陳情第4号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

**○議長(岡崎利久君)** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第4号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり、採択と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**○議長(岡崎利久君)** 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり、採択と決しました。

「陳情第3号」については、総務文教常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**○議長(岡崎利久君)** 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第4、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**○議長(岡崎利久君)** 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第5、意見書案第1号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書」及び意見書案第2号「「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書」の2件を一括議題といたします。

この際、意見書案第1号について、提案理由の説明を求めます。

8番、山戸 寛君。

**○8番(山戸 寛君)** 意見書案第1号「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書の提出について」、提案理由を御説明いたします。

我が国は、世界第3位の経済大国であり、基本的人権を尊重する、そして成熟した民主主義国家として、そして平和を愛する国として、また、さらにはすぐれた文化を有するおもてなしの国として、国際社会に高く評価されています。

それが現在、先年度の統計によると、1、2

00万人、将来的には、近い将来、2,000万人の外国人観光客を迎え入れたいと、政府も発表している、そういう外国人観光客の多さからも、いかにこの国が高く評価されているのか、よくわかるような気がいたします。

そうした中で、ここ近年、これが日本で行われていることなのか。本当にこれ、日本人がやっているのかと思われるような事柄が、ヘイトスピーチという形であらわれるようになっております。

それは、現在、先ほど申し上げました、年間2,000万人にふやしていきたいと思っている外国人、その中でも、200万人以上の外国人が居住し、特に、在日韓国人を初めとして、そういう方々が居住しておられる中で、韓国人に対する、韓国、朝鮮あるいはマイノリティーの人たちに対する、物すごい攻撃的な、もう殺せ、あなた誇りがあるならここまでおてきなさい、私が殺してやるからといった、もう本当に聞くにたえないような、そういう、行われている現実があるわけです。

このことは、国連憲章、人権を大切にしないとはならないとする、そういういろんな、国際的な機関からも、あるいは日本国内の私たち常識ある国民からも、何とかしなくてはならない、そういう機運が盛り上がってきているわけです。

危害を受けた朝鮮人学校、あるいはその他の組織から、損害賠償と、そのような行為の差しとめを求める裁判を起しました。そして係争は続き、最高裁判所は、既にこのヘイトスピーチがあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条例違反、人種差別であるとした、京都地裁、及び大阪高裁の判決を認める確定判決をくだしています。

しかし、これはあくまで民事であって、その差しとめ。あくまでも、私たちは、言論の自由、表現の自由を尊重しなくてはならないと。

それは、重々承知しておるわけですが、このようなヘイトスピーチを放置しておくということは、我々日本の国際的な信用の問題にかかわると同時に、基本的人権を尊重する憲法の問題にももとのものであると、そのように判断いたします。

どうか、同僚議員の皆様方の御賛同をお願いいたしまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議長（岡崎利久君）** お諮りいたします。

意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、提案理由の説明を省略することに決しました。

これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号及び意見書案第2号」が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第6、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宿毛市山奈町山田2885番地、土居利充君、宿毛市山奈町芳奈1389番地3、島内千尋君、宿毛市松田町8番地7-5号、三浦 開君、宿毛市小筑紫町伊与野447番地2、岡松 平君の4人を選挙管理委員に。

宿毛市小筑紫町湊73番地、岡添・見君、宿毛市中央3丁目8番7-6号、立田 明君、宿毛市和田798番地2、村中 純君、宿毛市大深浦102番地、柴岡喜美子君の4人を補充員に、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれ当選人に定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、土居利充君、島内千尋君、三浦 開君、岡松 平君の4人が選挙管理委員に、岡添・見君、立田 明君、村中 純君、柴岡喜美子君の4人が補充員に、それぞれ当選されました。

お諮りいたします。

ただいま当選いたしました選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、議長が指名した順序によることと定めておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、議長が指名したとおり、1番、岡添・見君、2番、立田 明君、3番、村中 純君、4番、柴岡喜美子君とすることに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会に当たり、一言御

挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会しました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げます14議案につきまして、原案のとおり御決定いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成27年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 原田秀明

議員 山岡力

平成27年6月30日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成27年6月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第6号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第7号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	工事請負契約の締結について	原案可決	適当

平成27年6月26日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第8号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第9号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第10号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第11号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第12号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適当
議案第13号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適当

平成27年6月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第1号	集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書の提出について	不採択	不相当
第2号	「安全保障関連法案」の制定の中止を求める意見書の提出について	不採択	不相当
第4号	「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について	採択	相当

平成27年6月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成27年6月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年6月26日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年6月30日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年6月30日提出

提出者	宿毛市議会議員	山戸	寛
賛成者	宿毛市議会議員	高倉	真弓
〃	〃	野々下	昌文
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	山岡	力

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書

わが国は、世界第3位の経済大国であり、基本的人権を尊重する成熟した民主主義国家として、また、優れた文化を有する「おもてなし」の国として、国際社会において高く評価されている。

このことは、外国人観光客が毎年増加し、年間1,000万人を越える状況を見ても明らかであり、政府は近い将来、年間2,000万人の外国人観光客の受け入れを目標に掲げている。そうして、国内には在日韓国人をはじめとする200万人以上の外国人が居住し、納税などの義務をはじめ、地域社会に応分の貢献を果たしながら生活を営んでいる。

ところが近年、在日韓国・朝鮮人や人権団体を標的としたヘイトスピーチが日本各地で頻繁に発生し、多くの人びとが心を痛める事態となっている。ヘイトスピーチをおこなう団体は、繁華街などで拡声器を使って怒声を飛ばし、人種・民族差別的表現で憎悪を煽り、我が国の新たな人権問題として深刻化している。

こうした事態を憂慮する国内各界や国連をはじめとする国際社会からは、2020年東京オリンピック・パラリンピックという国際交流の一大イベントを控えている日本政府に対して、ヘイトスピーチによる人種差別行為への速やかな法的規制を求める声が上がっている。

最高裁はすでに「在日特権を許さない市民の会」によるヘイトスピーチが「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」違反の人種差別であるとした京都地裁及び大阪高裁の判決を認める確定判決を下している。

わが国が批准した国際条約と、基本的人権を謳った日本国憲法の理念に基づく国内法を整備することは、我が国に対する国際社会の信頼を揺るぎないものとするためにも、また国内における人権尊重の姿勢を全うするためにも、焦眉の急を要する課題であり、日本国としての責務でもある。

よって、宿毛市議会は人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを禁止し、規制する法律の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

高知県宿毛市議会議長 岡崎 利久

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

意見書案第2号

〔先生のいない教室〕・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年6月30日提出

提出者	宿毛市議会議員	松浦英夫
賛成者	宿毛市議会議員	川村三千代
〃	〃	山岡力
〃	〃	山本英
〃	〃	高倉真弓
〃	〃	宮本有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書

高知県では今、教職員不足が深刻である。

教職員の異動発表時に「臨時が5名着任する予定である」と説明された学校で、臨時教員は3名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校がある。病気休暇の代替教員が配置されず、教頭先生が学級担任になって授業を行っている学校がある。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導ができないままの学校がある。養護教諭として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校がある。小学校一年生で県独自の30人学級措置をしようとしても、異動発表後に児童数が判明したため新たに配置できる教員がいないとの理由で必要な教員が配置されず、30人学級の措置ができないままで一年間授業をしようとしている学校がある。

これらはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態である。こうした事例がすでに30校以上の学校で起こっている。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現実である。

高知県では一年間に約300人の教職員が病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっている。年度の最初である一学期の時点でこれだけの臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教員確保が大変危惧される。

子どもたちに教育を保障するためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みが必要である。

以上の理由により、高知県並びに高知県教育委員会に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。また、より一層の臨時教職員の待遇改善を実現すること。
- 2 必要な教職員は、正教職員で確保すること。
- 3 教職員の病休取得者が減るよう、労働安全衛生の施策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

高知県宿毛市議会議長 岡崎 利久

高 知 県 知 事 殿

高 知 県 教 育 長 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成27年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 原田秀明君	<p>1 スポーツ振興について（市長、教育長）</p> <p>（1）東京オリンピックに向けた宿毛市の取り組みについて</p> <p>（2）スポーツ振興室について</p> <p>ア 活動実績について</p> <p>イ スポーツ大会開催補助金の実績について</p> <p>ウ スポーツ施設の整備について</p> <p>エ 地方創生総合戦略とスポーツ振興について</p> <p>2 小深浦の高台整備について（市長）</p> <p>（1）基本的な事業目的と進捗状況について</p> <p>（2）整備後の利用計画について</p> <p>3 津波が予想されるエリアの国土調査について（市長）</p> <p>（1）実施状況について</p> <p>（2）今後の実施について</p>
2	11番 松浦英夫君	<p>1 投票率の向上対策について（選挙管理委員会委員長）</p> <p>2 宿毛市長選挙について（市長）</p>
3	6番 高倉真弓君	<p>1 健康について（市長、教育長）</p> <p>（1）子供の歯の健康について</p> <p>（2）学校施設の敷地内禁煙について</p> <p>2 災害非常時の情報収集について（市長）</p>

4	5番 山本 英君	<p>1 本年度の行政方針について（市長）</p> <p>(1) 財源について</p> <p>(2) 企業誘致について</p> <p>(3) 「海上自衛隊潜水部隊等の宿毛湾港誘致」についての請願採択について</p> <p>2 自衛隊誘致活動に重要な安全保障観について（市長）</p> <p>(1) 覇権主義の認識について</p> <p>(2) 国防の基本方針の認識について</p> <p>(3) 平成26年6月議会における答弁について</p> <p>(4) 安全保障に寄与する宿毛湾港について</p> <p>(5) 香南市の取り組みについて</p> <p>3 防災について（市長）</p> <p>(1) C4I（指揮、統制、通信、情報）の視点について</p> <p>ア 指揮所</p> <p>イ 通信</p> <p>ウ 情報の収集</p> <p>(2) 防災協定について</p> <p>(3) 液状化について</p> <p>4 マイナンバー制度への取り組みについて（市長）</p> <p>5 小中一貫教育の研究について（教育長）</p> <p>6 愛国心の教育について（教育長）</p> <p>7 中学生の武道教育について（教育長）</p>
5	7番 山上庄一君	<p>1 防災・減災・事前復興について（市長）</p> <p>(1) 避難経路等沿道のコンクリートブロック塀等危険箇所の把握と対応</p> <p>(2) 事前復興としての大島中央線へのライフラインの整備</p> <p>2 ふるさと納税について（市長）</p> <p>3 人工透析患者への対応について（市長）</p> <p>4 大島橋の架け替えについて（市長）</p>
6	2番 川村三千代君	<p>1 四月に開催される二大イベントにおけるその効果並びに改善点について（市長）</p> <p>(1) 新たな形で初開催となった宿毛マラソンについて</p> <p>(2) 開催時期を変更し初開催となった産業祭について</p> <p>2 本市における空き家の現状とその対策並びに利活用について（市長）</p>

7	8 番 山戸 寛君	<p>1 自伐型林業について（市長）</p> <p>(1) 森林資源活用人材育成事業について</p> <p>(2) 自伐型林業に対する市長の認識について</p> <p>(3) 自伐型林業に関する全体的なヴィジョンについて</p> <p>(4) 自伐型林業技術の普及について</p> <p>(5) 森林境界の画定について</p> <p>(6) 事業者と山林所有者のマッチングについて</p> <p>(7) 技術の習得とデモンストレーションについて</p> <p>(8) 関連の補助金制度について</p> <p>2 森林経営計画について（市長）</p>
8	4 番 山岡 力君	<p>1 海上自衛隊の誘致について（市長）</p> <p>(1) 要望書の内容について</p> <p>(2) 市民及び近隣市町村への説明・周知について</p> <p>(3) 宿毛湾の価値及びこれに係わる産業への認識について</p>
9	1 番 川田栄子君	<p>1 行財政改革について（市長）</p> <p>2 ふるさと納税の使い道について（市長）</p> <p>3 高齢者の尊厳と見守りについて（市長）</p> <p>4 新小筑紫保育園火災について（市長）</p> <p>(1) 保険加入について</p> <p>5 遠隔地の交通手段について（市長）</p> <p>6 国土調査について（市長）</p>
10	10 番 野々下昌文君	<p>1 地方創生について（市長）</p> <p>(1) プレミアム商品券の申請状況について</p> <p>(2) 地方版総合戦略について</p> <p>2 ドッグランの設置について（市長）</p> <p>3 生活困窮者自立支援制度について（市長）</p> <p>(1) 制度の周知について</p> <p>(2) 対象者の把握について</p> <p>(3) 任意事業について</p> <p>4 社会保障税番号、マイナンバー制度について（市長）</p> <p>(1) 市民の周知について</p> <p>(2) 本市のセキュリティー対策について</p> <p>5 18歳選挙制度について（選挙管理委員会委員長、教育長）</p> <p>(1) 広報啓発への取り組みについて</p> <p>(2) 学校教育の中での主権者教育について</p>

1 1	1 2 番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 萩原の高台への対応について</p> <p>ア 調査の結果はどのようになっているのか</p> <p>イ 結果を受けての今後の考えについて</p> <p>(2) 宿毛小学校裏の物件移転調査の結果と今後の対応について</p> <p>ア どのくらいの予算がかかるのか</p> <p>イ 結果を受けての今後の予定について</p> <p>(3) 小深浦の高台の移転計画について</p> <p>ア 進入路以外の計画はどのようになっているのか</p> <p>(4) 市長の地域懇談会への考え方について</p> <p>ア 内容について</p> <p>イ 管理職の出席について</p> <p>2 市道の安全対策について（市長、教育長）</p> <p>(1) 二ノ宮の文殊橋北の交差点について</p> <p>(2) 土居下の桜町藻津線との三差路について</p> <p>(3) 桜町藻津線の街路樹について</p>
-----	----------------	--

平成27年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	7 月 1 日	承 認
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7 月 1 日	同 意
第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	6 月 1 5 日	原案可決
第 4 号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	7 月 1 日	原案可決
第 5 号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	7 月 1 日	原案可決
第 6 号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	7 月 1 日	原案可決
第 7 号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	7 月 1 日	原案可決
第 8 号	市道路線の認定について	7 月 1 日	原案可決
第 9 号	市道路線の認定について	7 月 1 日	原案可決
第10号	市道路線の認定について	7 月 1 日	原案可決
第11号	市道路線の認定について	7 月 1 日	原案可決
第12号	あらたに生じた土地の確認について	7 月 1 日	原案可決
第13号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	7 月 1 日	原案可決
第14号	工事請負契約の締結について	7 月 1 日	原案可決
第15号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	7 月 1 日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書の提出について	7月 1日	不採択
第 2 号	「安全保障関連法案」の制定の中止を求める意見書の提出について	7月 1日	不採択
第 4 号	「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について	7月 1日	採 択